

平成 3 1 年第 1 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録

平成 3 1 年 3 月 4 日 開会

平成 3 1 年 3 月 1 5 日 閉会

美 郷 町 議 会

# 平成31年1回美郷町議会定例会会議録（第1日）

平成31年3月4日（月曜日）

◎開会日時 平成31年 3月 4日 午前10時00分 開会

◎散会日時 平成31年 3月 4日 午後 1時59分 散会

## ◎出席議員（11名）

1番	山本 文男君	2番	中嶋奈良雄君
3番	山田恭一郎君	4番	川村 義幸君
5番	川村 嘉彦君	6番	黒田 仁志君
7番	富井 裕瑞君	8番	森田 久寛君
9番	園田 義彦君	10番	那須 富重君
11番	甲斐 秀徳君		

◎欠席議員 な し

◎欠 員 な し

◎会議録署名議員 9番 園田 義彦君 10番 那須 富重君

◎事務局職員氏名 事務局長 尾田 靖君 書記 坂本梨津子君

## ◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	石田 隆二君
総務課長	小野 圭一君	税務課長	後藤 充君
企画情報課長	下田 光君	町民生活課長	田原 博文君
健康福祉課長	松本 博君	建設課長	木原 浩一君
農林振興課長	藤本 政春君	教育課長	小田 広美君
地域包括医療局総院長	欠席	地域包括医療局事務長	中田広喜君
南郷支所長	瓶田 哲朗君	北郷支所長	日高 隆一君

◎会議の経過 別紙のとおり

# 平成31年第1回美郷町議会定例会 議事日程（第1）

平成31年3月4日

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

9番 園田 義彦 議員

10番 那須 富重 議員

日程第2 会期の決定

3月4日 ～ 3月15日 12日間

日程第3 諸般の報告

(1)議長

(2)文教産業常任委員長

(3)総務厚生常任委員長

(4)入郷地区衛生組合議会議員

(5)日向東白杵広域連合議会議員

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第6 同意第1号 東白杵郡公平委員会委員の選任について

日程第7 同意第2号 東白杵郡公平委員会委員の選任について

日程第8 同意第3号 東白杵郡公平委員会委員の選任について

提案理由説明、一括質疑、一括討論、個別採決

日程第9 議案第4号 定住自立圏形成協定の一部変更について

提案理由説明

日程第10 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第11 議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第12 議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について

提案理由説明

- 日程第 13 議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について  
日程第 14 議案第 9 号 公の施設の指定管理者の指定について  
提案理由説明
- 日程第 15 議案第 10 号 美郷町役場課設置条例の一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 16 議案第 11 号 美郷町職員定数条例の一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 17 議案第 12 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 18 議案第 13 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 19 議案第 14 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 20 議案第 15 号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 21 議案第 16 号 美郷町債権管理条例  
提案理由説明
- 日程第 22 議案第 17 号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
提案理由説明

- 日程第 23 議案第 18 号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 24 議案第 19 号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 25 議案第 20 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 26 議案第 21 号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 27 議案第 22 号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 28 議案第 23 号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 29 議案第 24 号 平成 30 年度美郷町一般会計補正予算(第 6 号)  
提案理由説明
- 日程第 30 議案第 25 号 平成 30 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 31 議案第 26 号 平成 30 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 32 議案第 27 号 平成 30 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 33 議案第 28 号 平成 30 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 34 議案第 29 号 平成 30 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)

日程第 35 議案第 30 号 平成 30 年度美郷町国民健康保険診療  
所事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 36 議案第 31 号 平成 30 年度美郷町国民健康保険病院  
事業会計補正予算（第 4 号）

#### 提案理由説明

日程第 37 議案第 32 号 平成 31 年度美郷町一般会計予算

日程第 38 議案第 33 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険事業  
特別会計予算

日程第 39 議案第 34 号 平成 31 年度美郷町介護保険事業特別  
会計予算

日程第 40 議案第 35 号 平成 31 年度美郷町後期高齢者医療事  
業特別会計予算

日程第 41 議案第 36 号 平成 31 年度美郷町簡易水道事業特別  
会計予算

日程第 42 議案第 37 号 平成 31 年度美郷町農業集落排水事業  
特別会計予算

日程第 43 議案第 38 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険診療  
所事業特別会計予算

日程第 44 議案第 39 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険病院  
事業会計予算

#### 施政方針の説明

日程第 45 発委第 1 号 第三セクター調査特別委員会設置に関  
する決議

#### 提案理由説明、質疑、討論、採決

平成31年第1回定例会

美郷町議会会議録(第1号)

平成31年3月4日

美郷町議会

# 会 議 録

平成 3 1 年 3 月 4 日  
午 前 1 0 時 開 議

## 【事務局長 尾田 靖】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

## 【議長 甲斐 秀徳】

改めまして、おはようございます。

開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

一雨ごとに春めいてきたきょうこのごろでございます。国道 3 2 7 号線、石峠付近の山桜も咲き、春を感じられるようになってまいりました。

高校生も卒業式を 1 日に迎えました。県議会でも、黒木正一議員の卒業一般質問があり、傍聴にでかけたところです。諸塚の議長ほか 2 名と知事の奥さん、知人の方も参加していただきました。3 期 1 2 年間、この山間地のさまざまな問題を取り上げていただきました。

今回は、農林業の振興対策、鳥獣害対策、教育政策、医療福祉、過疎法などを再度、最後の締めとして質問されました。最後にはやっぱり胸にじんと来るものがありました。

今までの功績、さまざまな陳情に同席していただきましたことに対しまして、感謝と謝辞を改めて申し上げたいと思います。

私個人では同級生として、また同じ農業研修生の仲間として、今後、地域のために頑張ってもらいたいと思っています。

1 月 2 3 日、町長以下 1 9 名で沖縄県豊見城市に姉妹都市盟約 3 0 周年式典に参加してまいりました。昭和 1 9 年 8 月に北郷村北郷小学校に 5 1 名の学童疎開があり、そのことが縁で今でも交流が続いております。あのころ小学校 2 年生の方々も、いまや 8 0 代になっております。当時、食べ物がなかった時代の恩義を感謝していることを、皆さんが言っておられました。

また、西郷村史を調べましたら、1 9 年 9 月 8 日に 4 4 名の学童と 7 名の引率者が来ていることがわかりました。

南郷村では、株式会社南都の創設者大城宗憲さんがおられます。やはり、当時の食についてお話しておられ、南郷への恩返しとして西の正倉院に 1 8 点に及ぶ高価な品物を寄贈されております。

今回、3 月 1 2 日にも、この南都の社員旅行で南郷に 4 班に分かれて、来られます。南郷温泉でジビエ料理を食べることになっております。沖縄ワールドなどの観光開発のノウハウを持っておられますので、またいいヒントなども聞きたいと思っております。

沖縄の方々には謙虚で義理がたい方が多いように感じました。今後も二世代、三世代とこのことが続くことを願っております。

今回、定例会は新年度予算の審議という大きな案件がございます。平成 3 1 年度は 5 月に平成から新元号へと移り変わります。また、要望活動が実を結びました。森林環境譲与税も動き出す予定です。1 0 月には、消費税が 1 0 % に引き上げられます。その消費税引き上げに伴う対策が幼児教育の無償化、社会保障の充実、低所得子育て世帯向けのプレミアム商品券、防災減災国土強靱化対策などいろいろと国

から示されております。

美郷町においても、こうした国・県の動向を的確につかみ、町民福祉の向上のため、いろいろな施策を行っていただきたいと思っております。

議員各位にはちょうど1年目を迎えました。今回は長丁場となります。十分な体調管理をして活発な議論をし、議員力、議会力の向上を期待したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、挨拶を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

ただいまの出席議員は11名であります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

ただいまから、平成31年第1回美郷町議会定例会を開会します。

**【議長 甲斐 秀徳】**

なお、金丸吉昌地域包括医療局総院長から診療業務のため欠席の申し出がありましたので、これを受理いたしました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の議事日程表のとおりであります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 園田 義彦議員、10番 那須 富重議員を指名します。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第2 会期の決定を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、委員長より報告をお願いします。

**【議会運営委員長 園田 義彦】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議会運営委員長 園田 義彦議員。

**【議会運営委員長 園田 義彦】**

平成31年第1回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申しましたので報告します。

会期については、本日から3月15日までの12日間とし、会期日程はお手元に配布してあるとおりとしたところです。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から3月15日までの12日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月15日までの12日間に決定いたしました。

なお、3月15日の会議については、都合により特に午後2時に繰り下げて開くことにします。

会期中の会議につきましては、お手元に配布の会期及び審議の予定表のとおりであります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第3 諸般の報告を行います。

本日まで受理いたしました請願・陳情は、お手元に配布いたしました請願・陳情文書表に記載のとおりであります。請願については、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

地方自治法第235条の2、第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告がお手元に配布したとおり提出されています。

朗読は省略します。

議長報告は、お手元に配布の諸般の報告をもって報告とします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

次に、所管事務調査の結果等について、文教産業常任委員長、総務厚生常任委員長、入郷地区衛生組合議会議員、日向東臼杵広域連合議会議員からそれぞれ報告の申し出があります。

まず、文教産業常任委員会の報告をお願いします。

**【文教産業常任委員長 森田 久寛】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

文教産業常任委員長。

**【文教産業常任委員長 森田 久寛】**

委員会調査報告

平成31年2月14日から15日、本委員会において調査を実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1. 調 査 日 平成31年2月14日から15日

2. 調査の場所 熊本県天草市  
3. 調査の目的 移住定住の取り組みについて  
タブレット議会の取り組みについて  
4. 調査者 文教産業常任委員、議会事務局長、企画情報課担当者  
5. 調査の概要

天草市は、平成18年3月27日に2市8町が合併し誕生した。地形は、ほとんどが山林で占められ、河川沿いの平地部や海岸線の河口部に市街地や農地が展開し、海岸線沿いに国道・県道などが配置、整備されている。

冬は暖かく、夏は比較的涼しい、海洋性の気候を生かした農業や豊かな水産資源を生かした産業、それに多くの観光資源にも恵まれております。

人口は合併時には10万人ほどだったが、現在8万1,000人程度で推移をしているようです。

①移住・定住の取り組みであるが、平成20年から移住政策に取り組み、大きな柱として、住まいの支援、仕事の支援、暮らしの支援の対策を行い、10年間で233世帯、469人が移住をしております。

特に、60歳未満の移住者が約7割で、20歳から39歳が最も多いようです。

平成27年の国勢調査では、天草市の人口は8万2,739人で、平成22年との人口比較では7.1%の減少にとどまっているということでございます。

住まいの支援では、空き家等情報バンクを充実をしております。

また、定住促進奨励金などの支援制度も充実をしている。お試し滞在施設の活用により、天草市での空き家を探したり仕事を探したりできる環境を整備をしている。

仕事の支援では、国の支援事業を活用するとともに、市独自での支援を充実をしております。

また、起業創業資金支援事業により移住して起業する環境づくりも整備をしている。

暮らしの支援では、子育て支援施策を中心に天草市に住んでいる子供を育てやすい環境づくりを行っている。また、2名の移住・定住コーディネーターを配置し、充実した相談支援も実施をしている。

②タブレット議会の取り組みでは、平成27年11月に議会においてタブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入をした。ペーパーレス化と経費削減を目的に行った。最初はタブレットと紙の両方を使い会議を行っていましたが、短期間で全議員がタブレットの操作ができるようになったため、短期間でタブレット議会を本格運用することになったとのことでもございました。

以上です。

**【議長 甲斐 秀徳】**

次に、総務厚生常任委員会、入郷地区衛生組合議会及び日向・東臼杵広域連合議会の3つの報告を、園田義彦議員より報告をお願いします。

**【総務厚生常任委員長 園田 義彦】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

総務厚生常任委員長。

【総務厚生常任委員長 園田 義彦】

委員会調査報告

平成31年1月22日、23日、本委員会において調査を実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 調査日 平成31年1月22日、23日
2. 調査場所 福岡県福岡市ほか
3. 調査目的 ICTセミナー福岡（タブレット議会研修）及び九州中央自動車道の現況調査（熊本県御船町から山都町までほか）
4. 調査者といたしまして総務厚生常任委員、議会事務局長でございます。
5. 調査の概要

① ICTセミナー福岡（タブレット議会研修）について、先進議会として長崎県壱岐市議会の赤木議員による講演とペーパーレス会議システムについての説明が行われた。

平成30年11月時点で約150の議会等で導入されており、宮崎県では日南市議会と五ヶ瀬町議会が導入している。

導入形態として、議会先行が60%で執行部との連携導入が35%という割合であるが、最近では従来の議会先行型より議会と行政の同時導入型が増加している傾向とのこと。ペーパーレス化や業務の効率化、並びに業務にかかわる人件費、時間コスト等を考慮すると導入効果は大きいと思われる。

また、導入に当たっては、紛失時の対応や禁止事項を定める使用規程などの整備も必要と思われる。

②九州中央自動車道の現況調査について

九州中央自動車道については、要望の成果もあり御船町の小池高山ICから山都町の山都中島西ICの10.8キロが平成30年12月16日に開通した。

また、高千穂日之影道路（延長5.1キロ）の一部区間である日之影町雲海橋交差点から日之影深角ICまでの2.8キロが平成30年11月11日に開通したことを受け、実際に通行して確認を行った。快適でかつ時間短縮もでき、利便性を感じた。

今後も、粘り強い要望活動と広域的な連携で早期に全線開通できるよう活動していくことの必要性を実感しました。

次に、入郷地区衛生組合議会報告

1. 会期 平成31年2月14日
2. 場所 入郷地区衛生組合
3. 出席者といたしまして私と富井 裕瑞議員でございます。
4. 議案審議（管理者提出議案）

議案第1号 平成30年度入郷地区衛生組合一般会計補正予算(第2号)  
※予算の組みかえ等でありまして、光熱水費不足額の更正、修繕料不用額の更正などで原案可決ということでありました。

議案第2号 平成31年度入郷地区衛生組合一般会計予算  
歳入歳出予算額ともに 9,940万3,000円で原案可決ということでございます。

資料といたしまして、裏面に記載のとおりでございます。

議案第3号 東臼杵郡公平委員会委員の同意を求めることについて

同意第1号 ……門川町 本田芳秋氏

同意第2号 ……椎葉村 松岡鍾氏

同意第3号 ……美郷町 鎌田雄二郎氏

以上3名で原案同意可決ということでありました。

次に、日向東臼杵広域連合議会定例会報告

1. 会 期 平成31年2月14日

2. 場 所 日向市市議会議事堂

3. 出席者 甲斐秀徳議長と私でございました。

4. 議案審議(広域連合長提出議案)

議案第1号 平成30年度日向東臼杵広域連合補正予算(第1号)

概要は斎場施設及び清掃センターに係る所要額が不足することに伴う組みかえ補正によるもので原案可決でございました。

議案第2号 平成31年度日向東臼杵広域連合予算

歳入歳出予算額 6億500万で原案可決ということでした。

資料といたしまして、別紙の平成31年度日向東臼杵広域連合予算概要のとおりでございます。

**【議長 甲斐 秀徳】**

以上で、諸般の報告を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

石走る垂水の上のさわらびの萌え出づる春になりけるかも。一雨ごとに春が近づいてまいったようであります。

本日から15日まで12日間、平成31年美郷町議会定例会の開催であります、よろしく願いいたします。

幸いにして美郷町は統一地方選挙から外れておりますので、しっかりと議論をしていきたいと思っております。

それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

御承知のとおり、人権擁護委員は国民の基本的な人権が侵害されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって、その使命

とすることとされております。

現在本町では、4名が人権擁護委員として法務大臣より委嘱されておりますが、このうち2名が平成31年6月末をもちまして任期満了となります。

諮問第1号の北郷宇納間613番地1在住の岩倉恵子氏は、平成25年7月から人権擁護委員として御尽力いただいております、現在2期目の任期を務めていただいております。

岩倉恵子氏は、これまでの経験もあり責任感も強く、最適任者として考えますので、引き続き再任いただきたく推薦するものであり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上で、説明を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「質疑なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 「討論なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

暫時休憩をいたします。

(休憩：午前10時23分)

(再開：午前10時24分)

**【議長 甲斐 秀徳】**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

**【議長 甲斐 秀徳】**

お諮りします。

諮問第1号については、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてはお手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

諮問第1号でも申し上げましたが、本町の4名の人権擁護委員のうち2名が平成31年6月末をもちまして任期満了となります。

西郷田代604番地在住の平田幾次郎氏は、平成28年7月から人権擁護委員として御尽力いただいております、現在1期目の任期を務めていただいております。

平田幾次郎氏は、これまでの経験もあり責任感も強く、最適任者として考えますので、引き続き再任いただきたく推薦するものであり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上で、説明を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「質疑なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 「 討論なし」 との声あり )

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

暫時休憩とします。

( 休憩 : 午前 10 時 26 分 )

( 再開 : 午前 10 時 27 分 )

【議長 甲斐 秀徳】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

【議長 甲斐 秀徳】

お諮りします。

諮問第 2 号については、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。  
これに御異議ございませんか。

( 「 異議なし」 との声あり )

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてはお手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第 6 同意第 1 号 東白杵郡公平委員会委員の選任について  
日程第 7 同意第 2 号 東白杵郡公平委員会委員の選任について  
日程第 8 同意第 3 号 東白杵郡公平委員会委員の選任について

【議長 甲斐 秀徳】

お諮りします。

同意第 1 号から同意第 3 号までの 3 件を一括議題にしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

( 「 異議なし」 との声あり )

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがいまして、3 件は一括議題とすることに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

3件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、同意第1号から同意第3号東臼杵郡公平委員会委員の選任について、3つの同意議案を一括して提案理由を申し上げます。

東臼杵郡公平委員会は3人の委員で構成され、職員の給与や勤務条件に係る措置要求の審査などを行う行政委員会の一つとして、地方公務員法第7条第4項の規定に基づいて、門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村及び入郷地区衛生組合の2町2村1組合で共同設置された機関であります。

本会の委員の選任につきましては、東臼杵郡公平委員会の共同設置に関する規約第4条の規定に基づき、共通の候補者を議会の同意を得た上で選任することになっておりますが、現委員は、平成31年3月31日で任期満了となります。このため、関係町村において、後任の人選を進めてきた結果、1人の委員は再任、2人の委員は新任として、それぞれの町村等の議会に提案することになっております。

そのうち、同意第1号 門川町の本田芳秋氏につきましては、現委員であり識見ともにすぐれ、委員長職務代理として委員の任務も熟知されております。

また、同意第2号 新任である本町の鎌田雄二郎氏につきましては、昭和55年4月から西郷村役場職員として勤務され、以来、福祉課長や福祉保健課長等を歴任され、公正忠実に職務を遂行され識見ともにすぐれた方であります。

また、同意第3号の椎葉村の松岡鍾氏につきましては、椎葉村役場において議会議務局長、総務課長等を歴任され、人格識見高く強い責任感をお持ちであります。

また、過去にも平成23年4月から1期4年間、本委員会の委員を務められており、委員の任務も熟知されております。

以上、3名につきましては、公平委員として最適任者と認められており、関係する町村長から推薦を受けておりますので、御理解賜り、御同意いただきますようお願いを申し上げます。

なお、委員の任期は4年となっており、同意いただいた後の任期は平成31年4月1日から新元号5年3月31日までの4年となります。

以上で、説明を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

お諮りします。

同意第1号から同意第3号までの3件を一括議題とし、一括して質疑を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがいまして、3件を一括して質疑を行うことに決定しました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、3件を一括して質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「質疑なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

お諮りします。

同意第1号から同意第3号までの3件を一括して討論を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがいまして、3件を一括して討論を行うことに決定しました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、3件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

( 「討論なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、同意第1号 東臼杵郡公平委員会委員の選任についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立 全員 )

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがいまして、同意第1号 東白杵郡公平委員会委員の選任については同意することに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

次に、同意第2号 東白杵郡公平委員会委員の選任についての採決を行います。  
この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立 全員 )

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがいまして、同意第2号 東白杵郡公平委員会委員の選任については同意することに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

次に、同意第3号 東白杵郡公平委員会委員の選任についての採決を行います。  
この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立 全員 )

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがいまして、同意第3号 東白杵郡公平委員会委員の選任については同意することに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第9 議案第4号 定住自立圏形成協定の一部変更についてを議題とします。  
本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第4号 定住自立圏形成協定の一部変更について提案理由を申し上げます。今回の変更は定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例に基づき、平成22年1月に締結した定住自立圏形成協定の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

変更内容につきましては、延岡市との連携する地域医療取り組み内の検診体制の構築の削除であります。

延岡市が市内医療機関で実施している子宮がん検診（個別検診）に関して情報共有することを計画していましたが、これまでの連携した取り組みの中で、情報共有を実施することができました。

その結果、検診委託料や検診内容について各市町村に違いがあるため、各市町村の実績に応じた検診委託料や検診内容で実施するため、延岡市と協議の上具体的取り組みから削除することといたしました。

以上で、説明を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第10 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第11 議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第12 議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について

**【議長 甲斐 秀徳】**

お諮りします。

議案第5号から議案第7号までの3件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがって、3件は一括議題とすることに決定しました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

3件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、議案第5号から議案第7号までの、公の施設の指定管理者の指定につ

いて、関連がありますので一括して提案理由を申し上げます。

現在、田代保育所、うなま保育所、神門へき地保育所につきましては、社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っていますが、指定期間が本年3月31日までとなっております。

昨年11月、公募を行ったところ、社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会から申請があり、選定委員会による審査の結果、議案書のとおり同協議会を指定管理者の候補者として選定をいたしました。

平成31年4月1日から、再指定を行いたく、地方自治法第244条の2第6項に基づき、本案を提案するものであります。

なお、指定期間は、新元号4年3月31日までの3カ年間となっております。

以上で、説明を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に町長に対する総括質疑を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第13 議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第14 議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について

**【議長 甲斐 秀徳】**

お諮りします。

議案第8号と議案第9号の2件を一括議題にしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがって、2件は一括議題とすることに決定しました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

2件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、議案第8号及び議案第9号までの、公の施設の指定管理者の指定について、関連がありますので、一括して提案理由を申し上げます。

公の施設の設置の目的を効果的に達成するために指定管理者制度を導入し、管理を行っている町の公の施設の中で、美郷町立南郷歯科診療所及び美郷町立北郷歯科

診療所の指定管理者の管理期間が平成31年3月31日をもって終了することから、このたび公募を行ったところ、美郷町南郷歯科保健協会及び美郷町北郷歯科保健協会により申請がありました。

その後、指定管理候補者選定委員会による審査を経て、議案第8号 美郷町立南郷歯科診療所につきましては美郷町南郷歯科保健協会を、議案第9号 美郷町立北郷歯科診療所につきましては美郷町北郷歯科保健協会を指定管理者候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。指定期間は平成31年4月1日から新元号4年3月31日までの3年間です。

なお、同様に管理期間が終了する西郷歯科診療所につきましては、現歯科医師の加療・療養に伴い、今後の当該歯科診療所の運営が不可能であるとの判断から、新たな歯科医師の確保に努めるものとし、今回の指定は行わないものであります。

以上であります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に町長に対する総括質疑を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第15 議案第10号 美郷町役場課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第10号 美郷町役場課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

行政組織の編成につきましては、地方自治法第158条に基づき条例で定めることとされております。

また、平成15年7月17日付の総務省通知において、地方公共団体の内部組織の編成に当たっては、「事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないこと。すなわち、組織の改編を行うに当たっては、社会情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるように見直しを行うとともに、既存の組織についても従来のある方にとられることなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することとされたいこと」と通知がなされているところであります。

現在、第3次美郷町職員適正化計画を遵守し、年次的及び計画的な採用により職員数適正化を進めているところでありますが、現在の山積している行政課題等に即

応するためには、組織の再編検討は避けて通れない課題であります。

町制施行後、14年を迎えた今、町全体を一体的な見地で政策展開を担う抜本的な組織再編が求められています。

今回、新たに政策推進室を設置することで、地方創生やふるさと納税の推進、農林業の活性化及び6次産業化など本来特化して取り組むべき施策に対して、組織的、系統的な取り組み強化が図られます。

現在は、職員数の減少によって、兼職が多く「浅く広く」の職員育成になっていますが、組織の一部見直しを図ることで、集約したマンパワーの中で職員も研さんを積み、職務遂行能力を高めていくことにより、専門性の高い職員を育成することができます。

さらに、人事異動の硬直化を解消し、職員の減少に対する組織再編が可能となることによって、人件費が抑えられると同時に、多くの備品等が共同して使用できるなど、目に見える行財政改革を進めることができます。

支所に設置する課につきましては、新たに「南郷地域課」「北郷地域課」として設置し、生活に最も身近な部分である窓口サービス部門を中心としながら、地域の窓口として本所所管課と連携を図りながら、あらゆる相談業務に対応することといたします。

今回の条例改正はこれらのことを目的として改正するものであります。

以上で、説明を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第16 議案第11号 美郷町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、議案第11号 美郷町職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

職員及び事務職員の定数については、地方自治法ほか関連法令の規定により、条例で定めることとされており、

当条例に定める職員の定数と職員の実数とに乖離が生じていることから、今回、現状の職員数に即して改正するものであります。

以上で、説明を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第17 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例第3条第3項において、職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる標準的な職務の内容は別表第4で定められています。

議案第10号美郷町役場課設置条例の一部を改正する条例で御説明させていただきましたように、今回、重要施策に特化して取り組むため「政策推進室」を新たに設置することから、別表第4で定める職務分類表の職務の名称に本推進室の責任者として、新たに管理職となる「室長」を加えるとともに、室長を補佐する「室長補佐」を加える必要が生じたことから改正するものであります。

以上であります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第18 議案第13号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第13号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本町の職員等の旅費に関する条例には、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料の規定がないことから、国家公務員等の旅費に関する法律に準じて改正を行うものです。

食卓料は、水路及び航空機による旅行の場合に支給される食費に充てる経費であり、宿泊料が支給されないことに対する均衡を考慮した旅費です。

また、移転料、着後手当、扶養親族移転料については、派遣等の赴任に伴う住居の移転が行われた場合に支給される旅費です。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

【【議長 甲斐 秀徳】

日程第19 議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

現在、我が国においては長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のため、働き方改革が進められており、働き方改革を推進するための関係法令の整備に関する法律が成立しました。

また、平成31年2月1日に人事院規則15-14の一部を改正する人事院規則が公布されるとともに、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部を改正する通知及び「超過勤務を命ずるに当たっての留意点について」が発出され、平成31年4月1日から施行されることから、地方公務員法の趣旨に添い、これらの内容を踏まえ、超過勤務命令の上限時間等について平成31年4月より適用すべく条例を改正し、上限時間等の必要な事項を規則で定めるものです。

人事院規則15-14の一部改正の概要は、民間労働法制の改正を踏まえ、長時

間労働の是正措置として超過勤務命令の上限時間を1カ月について45時間かつ1年について360時間、他律的業務の比重の多い部署に勤務する職員は1カ月について100時間未満かつ1年について720時間と設定する等の改正となっております。

以上で、説明を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

ここで、7分間の休憩をとります。

11時より、再開いたします。

(休憩：午前10時53分)

(再開：午前11時00分)

**【議長 甲斐 秀徳】**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第20 議案第15号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第15号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

近年、団員の高齢化に伴い退団者が増加する一方で、若年層人口の減少など消防団員の確保が厳しい状況にあります。

今回の改正は団員減少対策の一つとして定年年齢の引き上げを行うことにより、団員報酬の支給対象者が変更となるため、上程するものであります。

非常備消防自治体の本町は、行政と消防団及び関係機関が協力しながら、多種多様化また大規模化する災害等に対応しなければなりません。

今後も町民の皆様の御理解と御協力を得ながら、機能的で効率的な消防団体制を目指して参る所存でありますので御理解を賜りたいと存じます。

以上で、説明を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第21 議案第16号 美郷町債権管理条例を議題とします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、議案第16号 美郷町債権管理条例についての提案理由を申し上げます。

この条例は、美郷町債権管理マニュアルに基づき、町税、公課及びその他の債権に関し、債権管理に関する事務処理の基準等を定め、自主財源の確保に努めます。

また、債権管理事務については、その債権によって根拠となる法令や執行手続が異なるなど事務が煩雑であるため、この条例により債権管理全般の事務処理等を適正に進め、町税等収納改善対策検討委員会のもと、全庁的に、債権回収に努めてまいります。

以上で、説明を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑を行った後、総務厚生常任委員会へ付託して審議を行ってまいります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第22 議案第17号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第17号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2の規定に基づき、条例で定めなければならない放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準につきまして、今般、学校教育法が改正され、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学の制度が設けられることとなった事に伴い、厚生労働省令で定めます放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、美郷町条例についても一部改正を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第23 議案第18号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第18号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

技術士法施行規則の一部を改正する省令が平成31年4月1日で施行されることに伴い、美郷町簡易水道給水条例第42条第8号に規定する布設工事監督者の資格の見直しを行うものであります。

以上で、説明を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第24 議案第19号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第19号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

現在、南郷水清谷地区におきまして、ジビエ解体加工施設を建設中であり、3月中には完成、平成31年度4月から本格稼働予定であります。

この施設の使用に際し、使用者から使用料を徴収するため、年額を6万円以内とした一部を改正する条例を提案したところであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に町長に対する総括質疑を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第25 議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律について一部改正（平成27年9月4日公布）が行われたことに伴い、農地利用の最適化という国の農政の最優先課題について、農業委員会の業務が従来から増加しました。ふえた業務に取り組むため、国より農地利用最適化交付金が交付されることに伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員に対する報酬の上乗せ支給（活動と成果の実績を反映したもの）を可能にするため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正をするものであ

ります。

以上で、説明を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第26 議案第21号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第21号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

このことにつきましては、平成29年度（繰越）学校環境改善交付金事業により、南郷神門地区に教職員住宅2棟を整備しておりましたが、今年度の完成を迎えることができ、平成31年4月より教職員住宅として活用するため、当該条例に追加するものであります。

また、今後も教職員住宅として入居、活用が見込めない住宅について、地域貢献、経済の活性化を図ることを目的として、建設課へ移管を行い美郷町の町営住宅として活用するため当該条例を改正するものであります。

以上で、説明を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第27 議案第22号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第22号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

先ほどの議案第21号で説明したとおり、教職員住宅からの移管を受け、一般住民への利用促進及び定住促進を図るため、また、町営賃貸住宅として適正な管理に努めるため、当該条例の一部改正を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第28 議案第23号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第23号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

若宮神楽伝承館及び島戸神楽伝承館については、郷土の伝統文化を保存、継承し、地域の活性化と文化の向上を図る重要な施設であります。両施設ともに地域により管理がなされているところであり、今回、その実績に応じて公の施設条例から削除する所要の改正を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第29 議案第24号 平成30年度美郷町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第24号 平成30年度美郷町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,281万1,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を75億7,498万8,000円とするものです。

主な補正の内容につきまして、歳入から説明いたします。

町税に1,884万8,000円の追加、個人分810万円の増額、固定資産税1,100万円の増額が主な理由です。

地方交付税に414万8,000円の追加、普通地方交付税の追加交付によるものです。

国庫支出金は4,255万4,000円の減額、障がい者自立支援給付費負担金、保育所国庫負担金など民生費国庫負担金1,464万6,000円の減額、災害復旧費国庫負担金266万8,000円の減額、防災安全交付金などの土木費国庫補助金2,604万円の減額など、事業費の見込み額の確定による減額が主な理由であります。

県支出金は523万9,000円の減額、国の補正予算に伴う地籍調査事業補助金1,698万6,000円などの増額もありましたが、障がい者自立支援給付費等負担金、国民健康保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金など、民生費県負担金全体で1,698万9,000円の減額、災害復旧費県補助金656万円の減額、選挙委託金など県委託金280万円の減額。全体としては523万9,000円の減額となりました。

財産収入に401万3,000円の追加、その他住宅使用料45万4,000円の増額、教職員住宅使用料33万1,000円の増額、公有林立木売払収入293万8,000円の増額などが主な理由であります。

寄附金に3,529万4,000円の追加、ふるさと応援寄附金3,652万5,000円の増額が主な理由です。

繰入金は2億4,697万2,000円の減額、歳出全般の減額に伴う財政調整基金繰入金の減額が主な理由です。

町債は3,560万円の減額、過疎対策事業債を2,970万円増額しましたが、災害復旧事業債が4,560万円、辺地対策事業債が1,610万円それぞれ減額になったことが主な理由であります。

歳出につきましては、全体的には人件費をはじめとする経常的経費及び各事業の事業費の見込み額の確定による不用額の減額が主であります。

それでは款ごとに主な減額について説明をいたします。

議会費では、193万1,000円の減額、人件費及び旅費の不用額の減額です。

総務費では、2,939万8,000円の減額、主なものは、一般管理費の一般職・特別職人件費447万円の減額、財産管理費の公共施設維持管理作業班賃金198万1,000円の減額、企画費の地域おこし協力隊報酬432万円の減額、税務総務費の一般職員人件費397万円の減額、選挙費の県知事選挙費及び県議会議員選挙費合わせて225万5,000円の減額などです。

民生費では3,267万2,000円の減額、主なものは、社会福祉総務費の社会福祉協議会補助金221万9,000円の減額、一般職員人件費1,030万の減額、老人福祉費の介護予防・生活支援事業委託料316万3,000円の減額、障害福祉費の障害福祉サービス費740万円の減額、児童福祉総務費の児童生徒医療助成440万5,000円の減額、子供・児童手当費390万5,000円の減額などです。

衛生費では、1,618万円の減額、主なものは、保健衛生総務費の一般職員人件費780万円の減額、予防費の各種健診事業費674万円の減額、予防接種費263万円の減額、いきいき温泉健康づくり補助金195万3,000円の増額などです。

農林水産業費では3,074万6,000円の減額、主なものは、農業振興費の農業次世代人材投資事業交付金150万円の減額、就農者対策事業補助金108万8,000円の減額、新規就農給付金184万円の減額、畜産業費の繁殖雌牛導入事業補助金782万円の減額、一般職員人件費215万円の減額、農地費の中山間地域総合整備用地登記委託料150万円の減額、地籍調査費の地籍調査事業委託料2,368万円の増額、林業振興費の町単森林整備事業補助金1,255万9,000円の減額、町単椎茸経営強化促進事業補助金のうち菌種購入補助金157万6,000円の減額、同じく、椎茸原木供給補助金130万8,000円の減額、県単社会保険等整備事業補助金168万9,000円の減額、ジビエ解体処理施設備品購入費170万円の減額、町有害鳥獣対策協議会運営補助金330万円の増額、林道整備費の県営林道整備事業負担金711万3,000円の減額、トンネル点検業務委託料146万2,000円の減額などです。

商工費では、715万6,000円の減額、商工振興費の商工業振興サポート補助金264万8,000円の減額、観光振興費の観光協会運営費補助金272万2,000円の減額が主なものです。

土木費では、6,042万1,000円の減額、主なものとしては、道路新設改良費の防災安全交付金事業のうち道路環境整備に係る測量設計委託料、工事請負費など合わせて3,930万円の減額。一般住宅対策費の町単一般住宅支援事業補助金865万円の減額、河川砂防費の県急傾斜崩壊地対策事業負担金300万円の減額、町単災害関連急傾斜地崩壊対策事業補助金169万6,000円の減額などです。

教育費では、3,283万8,000円の減額、主なものとしましては、事務局費の高校生就学支援補助金120万円の減額、学校施設長寿命化計画策定業務委託料109万円の減額、特別支援教員に係る臨時教諭賃金280万円の減額、学習サポート支援員に係る臨時教諭賃金150万円の減額、スクールバス運営費の運転手臨時雇用賃金130万円の減額、小学校管理費の用務員臨時雇賃金155万円の減額、幼稚園費の幼稚園教員人件費406万円の減額、臨時教員人賃金270万円の減額、文化財保護費の文化財施設維持補修工事請負費165万5,000円の減額などです。

災害復旧費では、1,321万7,000円の減額、主なものは、農地・農業用施設災害復旧事業費の町単農地・農業用施設災害復旧工事費280万円の減額、林業施設災害復旧費の現年発生林道施設に係る補助災害復旧工事費200万円の減額、町単林道施設災害復旧工事費120万円の減額、道路橋梁災害復旧費の現年発生公共土木施設に係る補助災害復旧工事費400万円の減額、単独災に係る災害査定測量設計委託料250万円の減額などです。

公債費では、元金、利子あわせて2,500万円の減額、諸支出金では、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金あわせて1,308万5,000円の減額となりました。

また、繰越明許費は第2表、地方債の補正は第3表のとおりであります。  
以上で、説明を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第30	議案第25号	平成30年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
日程第31	議案第26号	平成30年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
日程第32	議案第27号	平成30年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
日程第33	議案第28号	平成30年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
日程第34	議案第29号	平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
日程第35	議案第30号	平成30年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)
日程第36	議案第31号	平成30年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)

**【議長 甲斐 秀徳】**

お諮りします。

議案25号から議案31号までの7件を一括議題にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがって、7件は一括議題とすることに決定しました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

7件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第25号 平成30年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,520万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,790万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国民健康保険税の滞納繰越分としまして、一般被保険者分、退職被保険者分合計で498万6,000円、県支出金としまして、各種交付金の交付決定を受けまして、合計で2,414万3,000円を計上しております。

また、一般会計繰入金としまして、国民健康保険基盤安定繰入金額の確定により246万6,000円の減額、基金繰入金としまして145万8,000円を減額しております。

歳出予算につきましては、保険給付費としまして一般被保険者高額療養費を250万円、繰出金としまして国民健康保険病院事業会計及び国民健康保険診療所特別会計へ繰出金2,270万5,000円を計上いたしました。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第26号 平成30年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,931万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億350万6,000円とするものであります。

今回の補正の主な理由は、平成30年度における各サービスの支出状況を踏まえて年度末までの歳入歳出見込みにより過不足を調整するものです。

補正の主な内容は、歳入について平成30年度調定見込みにより介護保険料を3万4,000円の増、国庫支出金について介護給付費負担金を140万円の減、地域支援事業交付金について40万円の減、新たに市町村に対し、自立支援・重度化防止等に関する取り組みを支援する保険者機能強化推進交付金として130万6,000円の増、支払基金交付金については介護給付費交付金を224万円の減、地域支援事業支援交付金について56万円の減、県支出金については介護給付費負担金を120万円の減、地域支援事業交付金について25万円の減、それぞれ内示及び変更交付申請に基づき調整したほか、一般会計繰入金について介護給付費及び低所得者保険料軽減繰入金として560万4,000円を減額いたしました。

財政安定化基金貸付金につきましては、年度末までの歳入歳出見込みを踏まえ、予備費等の調整により財政安定化基金からの貸し付けを受けないことから900万円を減額しました。

歳出につきましては、保険給付費及び地域支援事業費について年度末までの各サービス費の過不足を調整した結果、当初のサービス見込み量より大幅に減少したた

め、総額で1,000万円を減額しました。

以上の結果、不足する財源として、予備費により931万4,000円を充当いたしました。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第27号 平成30年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ772万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,356万円とするものです。

補正の主な理由は、年度末を迎えて宮崎県後期高齢者医療広域連合への各種負担金が決定したため、歳出において広域連合納付金を448万8,000円減額するほか、厚労省との協議による低栄養重症化予防委託事業の内容変更及び健康診査委託業務実績に伴う委託料等の不用分として299万4,000円減額するものです。

歳入におきましても、後期高齢者医療保険料を47万7,000円増額するほか、歳出と同様の理由により一般会計繰入金を501万5,000円、受託事業収入を318万4,000円それぞれ減額をいたしました。

以上で、説明を終わります。

引き続きまして、議案第28号 平成30年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ252万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,869万1,000円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、水道水質検査料から530万円、簡易水道施設整備工事から90万円を減額、簡易水道事業基金積立金に1,124万7,000円を追加しております。

歳入につきましては、現年度分水道使用料から90万円を減額し、滞納繰越分使用料に342万7,000円を追加しました。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第29号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ96万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,725万4,000円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、農業集落排水施設電気料から46万円を減額、農業集落排水施設整備工事として中継ポンプ場のポンプ取りかえに46万円、農業集落排水事業維持管理基金積立金に143万7,000円を追加しております。

歳入につきましては、現年度使用料から70万円を減額し、滞納繰越分使用料に166万3,000円を追加いたしました。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第30号 平成30年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,144万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,021万7,000円とするものであります。

主な歳出の補正内容は、本年度の実績見込みに伴う電気料等一般管理費の需用費84万円の増額、臨床検査業務委託料50万円の増額、及び一般会計への繰出金5

00万円の増額、並びに予備費500万円の増額等であります。

主な歳入の補正内容は、平成30年1月から12月までの診療実績に伴う国保特別調整交付金事業等繰入金2,171万4,000円の増額、地域医療技術向上推進事業交付金40万円の増額、及び診療収入1,011万6,000円の減額等であります。

以上で、説明を終わります。

最後になりましたが、議案第31号 平成30年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。今回の補正は収益的収支につきましては収入予算の組みかえでありますので、収支総額の増減はございません。

内容につきましては、収益的収入において医師確保対策経費にかかる国保特別調整交付金の事業確定による補助金の増額分1万8,000円の予算組みかえでございます。

資本的収支につきましては、資本的収入の97万3,000円の増額、及び資本的支出の25万2,000円の増額でございます。

内容につきましては、資本的収入において、医療機器整備にかかる国保調整交付金の事業確定による補助金の増額が97万3,000円、資本的支出において、企業債償還金の金額確定による増額が25万2,000円でございます。資本的収支の差額につきましては、損益勘定留保資金で補填いたします。

以上で、説明を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

ここで、休憩いたします。

13時より再開いたします。

(休憩：午前11時36分)

(再開：午後 1時 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第37	議案第32号	平成31年度美郷町一般会計予算
日程第38	議案第33号	平成31年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
日程第39	議案第34号	平成31年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第40	議案第35号	平成31年度美郷町後期高齢者医療事業 特別会計予算
日程第41	議案第36号	平成31年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
日程第42	議案第37号	平成31年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第43	議案第38号	平成31年度美郷町国民健康保険診療所事業

特別会計予算

日程第44 議案第39号 平成31年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算

【議長 甲斐 秀徳】

お諮りします。

議案第32号から議案第39号までの8件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

( 「異議なし」との声あり )

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがって、8件は一括議題とすることに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

8件につきまして、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】【5：43】

それでは、平成31年度の施政方針について、説明をさせていただきます。

平成31年度美郷町施政方針。

本年は、私が町民の負託を受け、町長に就任してから2年目を迎え、これからが正念場で、1年間の実績と反省を踏まえて真価を問われる意義深い年であるものと考えております。

新年度の予算及び関連議案の御審査をお願いするに当たり、私の政治信条であります「町民とつくる対話と協働の町政」「信義誠実で透明性のある町政」「スピード感のある町政」を基本理念に、町民目線のまちづくり、持続可能なものづくり、思いやりのあるまちづくり、人財づくり、住みたいまちづくりの5点を目指す政策として、私の所信の一端を述べさせていただきます、議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成30年12月7日に閣議決定された平成31年度予算編成の基本方針では、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）に基づき、一人一人の人材の質を高める「人づくり革命」と成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組むとともに、希望出生率1.8、介護離職ゼロ、及び生涯現役社会の実現を目指すため、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていくこととしております。

予算編成に当たっては、構造改革はもとより金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせ、財政健全化への確実な取り組みを進める一方、幼児教育の無償化をはじめとする「人づくり革命」の推進や第4次産業革命等を通じた「生産性革命」

の実現に向けての重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるなど、メリ張りの利いた予算編成としています。

その中で、国の平成31年度一般会計総額は、前年度比3.8%増の101兆4,564億円となり7年連続で過去最大更新となり、当初予算として100兆円の大台を初めて超えました。

歳入では、税収が5.8%増の62兆4,950億円と伸びており、国債は9年連続で前年を下回り32兆6,598億円となり、歳入の32.0%を占めています。

税収が伸びているものの、今年10月に予定される消費税増税に備えた経済対策費の2兆280億円が押し上げ、社会保障費や防衛費も過去最大となっています。

歳出では、社会保障費が3.2%増の34兆587億円となり、歳出の33.6%を占めています。

地方財政対策においては、地方が一億総活躍社会の実現や、地方創生及び公共施設等の適正管理等に取り組みつつ、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額について1.0%増の62兆7,072億円となっています。

その中で、まち・ひと・しごと創生事業費(地方創生関連予算)については、昨年に引き続き1兆円が計上されています。また、一方で地方交付税については、1.1%増の16兆1,809億円となりました。

本町においても、美郷町人口ビジョン及び第1期美郷町総合戦略(平成27年から31年度)の総点検を経て、第2期総合戦略に向けて既存事業の加速化と新しい取り組みの推進を官民協働のもと取り組むこととして位置づけております。

その推進のためには、安心な仕事づくり、安心な住まいづくり、安心な暮らしづくり、安心な結婚・子育て支援の4つの基本目標をもとに、人口減少対策に取り組んでまいります。

本町の平成31年度予算の編成に当たっては、このような国の地方財政対策の状況を的確に捉え、平成32年度の普通交付税の合併算定がえ終了を見据えた上で、予算の選択と集中を行い、効果的かつ効率的に諸施策を推進すべく予算編成を行いました。依然として国及び地方を取り巻く課題は山積していますが、困難に真正面から向かい合い、しっかりと見きわめて本町施策を展開することが大事であります。

町の発展のため、本気で町民が一丸となって取り組む必要があります。政策展開に停滞は許されません。これからは「やれることをやる」のではなく「やるべきことをやる」時期であります。対話と協働を基本姿勢とし、町と議会と町民とが手をたずさえ、協働作業でまちづくりを進め、過疎からの脱却を目指していく所存であります。

私たちの町は、この地域が持つ人材や伝統文化など、地域資源や産業を結集し、美しい自然に恵まれた人情味あふれる町 美郷町として町制施行し14年目を迎えています。少子高齢化、人口減少、産業の担い手・後継者不足などの山積する課題に町民の皆様とともに話し合い元気で活力ある町を醸成するため、これまでの美郷町の礎を築いてこられた先輩方、現在、第一線で活躍している方、そして未来を担う子供たちがそれぞれの力を合わせることで美郷町はきっとよくなると確信をしております。

以下、主な施策につきまして、その概要を御説明いたします。

#### 1. 農林業の振興

本町の基幹産業である農林業の振興は最重要課題であり、重点的に取り組んでまいります。特に地方創生の柱である農林業の担い手の確保と育成対策の充実を図り、

農林業の振興と地域活性化を推進します。

また、農林業生産組織・基盤の強化・育成、6次産業化基本構想の策定・推進を展開するとともに、森林環境譲与税（仮称）を活用し、以下の対策にも積極的に取り組んでまいります。

①日本型直接支払制度、農業人材力強化総合支援事業等、国・県の農業政策を有効活用し、農家の経営安定や農地集積を図るとともに、受託組織の強化育成、法人化への誘導を推進し、耕作放棄地の解消を図り、農地を維持し環境保全に努めます。

②美郷町総合計画に定めた作物を中心とした生産目標達成に向け、生産組織等の強化育成を支援し、栽培面積の拡大・栽培技術等の向上を図ります。

③耕畜連携を推進するとともに、畜産農家や関係機関と連携を図り、増頭対策並びに防疫体制を推進します。また、飼料用米等の推進によって遊休農地化を抑制します。

④森林経営計画に基づき、森林整備や素材生産の振興を図ります。また、当該計画を実行するために素材生産事業体の強化、施業従事者となる後継者・担い手の確保、人材育成推進のため、宮崎県林業技術センター等関係機関と連携を密にし、さらには本年度開講のみやざき林業大学校を支援していきます。

⑤森林の多面的機能の発揮に配慮しつつ、標準伐期による施業を基本に、集約化による除間伐や長伐期施業等により、資源循環利用を促進する適切な森林整備を推進します。また、植栽未済地の発生を抑制するため、再造林の推進を強化していきます。さらに、県内でも発生している誤伐・盗伐に関しましては、県、警察、森林組合、関係機関と連携し、耳川流域からの発生を防止します。

⑥椎茸、木炭等の特用林産物の品質とブランド力の向上による価格の向上安定を図るとともに安定経営のため、原木供給体制の強化等、各種事業を支援します。さらに、新たな販路拡大による安定した収入確保と生産量の拡大に努めます。

⑦鳥獣被害対策につきましては、関係機関や団体と連携して捕獲による個体数削減や防護施設の設置等による対策を強化し、被害軽減を図ります。また、捕獲した鳥獣につきましては、ジビエ解体施設の稼働によりジビエ肉等として利活用することで新たな地域資源となるよう推進してまいります。

## 2. 商工業、観光の振興

商工業の振興につきましては、商工業活性化の中心的な役割や地域コミュニティ機能を担う商工会への支援をはじめ、中小企業育成、意欲ある法人・個人等が行う新規起業や経営拡大などの各種支援制度を継続的に支援します。今後も商工業の維持活性化のため商工会との連携を密にしながら、地域の特徴を踏まえ各種事業を展開してまいります。

観光振興につきましては、一般社団法人美郷町観光協会が設立されましたので、民間であることの特性を生かした活動を担わせ、行政の枠組みを超えた地域連携による広域観光を推進します。また、町のマスコットキャラクターを積極的にイベントに活用する等、ホームページやマスメディア等による情報発信の強化に努めます。

あわせて（一社）美郷町観光協会と連携して地域固有の資源を活用した体験型・交流型の要素を取り入れたニューツーリズムの商品化を目指すとともにスポーツ系文化系合宿を誘致し、交流人口・関係人口の拡大に取り組んでまいります。

## 3. 道路環境・交通体系の整備

地域の基礎的な社会資本である道路整備につきましては、適切な維持管理を行うことにより道路施設の長寿命化に努めます。また、生活の利便性向上や交通の安全性を確保するために、国・県の補助事業等を活用し再整備に努めてまいります。

国道につきましては、国道388号において昨年牛山2工区が完成したことにより、平成20年度から進められてきた南郷牛山地区の改良工事が完了いたしました。

また、赤木工区が本年中に完成することで町制施行14年目にして町民の悲願でありました西郷・南郷間の改良工事が完了いたします。

今後は、北郷舟方工区の早期完了と南郷吐地区から椎葉村中山地区に至る未改良区間の新規事業化に向けて、また、松瀬工区的美郷町側への早期事業着手に向けて、これまで同様に関係機関と連携しながら要望活動を行ってまいります。

県道につきましては、西都・南郷線、宇納間・日之影線など計画的な整備が進められていますが、今後も継続して要望活動を行ってまいります。

また、地域公共交通対策につきましては、住民の通院などの移動手段を確保する必要不可欠な施策の一つであります。町地域公共交通計画及び日向・東臼杵地域公共交通再編実施計画に基づき、今後も運行実績や住民の意向などを十分検討しながら、町内の他の交通網なども含めた利便性の高い持続可能な総合交通システムになるよう関係自治体や交通事業者、宮崎県と連携しながら取り組んでまいります。

#### 4. 水道施設・生活排水処理施設の整備

町の管理する簡易水道施設は、日々の生活に欠くことのできない基盤であり、安全な飲料水を安定して供給するため、適切な施設の改修更新と維持管理に努めます。

また、地域管理や個人管理の給水施設につきましては、簡易水道への統合を検討しながら、高齢化などにも配慮し、施設整備や維持管理の支援に努めてまいります。

#### 5. 環境衛生の充実

今日の環境問題は、消費生活の多様化により全国的にごみの排出量が増加しており、深刻な問題であります。本町を含む5市町村で構成する日向東臼杵広域連合と連携して圏域での統一した環境行政に取り組むとともに、資源循環型社会に対応した取り組みとして分別収集の徹底や生ごみの自家処理を支援し、ごみ減量化・資源化に積極的に取り組みます。

加えまして、不法投棄防止パトロール等の監視や高齢者世帯等のごみ出し支援に継続して取り組みます。

生活排水処理につきましては、快適な生活環境づくりや自然環境の保護のため、町内6カ所の農業集落排水施設処理の適切な維持管理を行うとともに、合併処理浄化槽の設置や維持管理につきましても引き続き支援してまいります。

#### 6. 環境保全の推進

本町は、緑豊かな山林や小丸川・耳川及び五十鈴川の三本の美しい河川が流れる自然資源に恵まれた地域であります。この豊かな緑や清流を保護するため、各水系汚濁防止協議会と連携した啓発活動を行います。

また、節電・省エネの推進、脱温暖化行動の推進を実現するため、美郷町地球温暖化対策推進協議会と連携を図り、町民・事業者・行政のそれぞれの立場からお互いが協働して地球温暖化防止に向けた実践活動を積極的に推進してまいります。

#### 7. 住宅環境の整備

町営住宅につきましては、公営住宅ストック総合改善事業等による改修・改善工事を計画的に進めるとともに適正な維持補修に努め、住宅の長寿命化と居住環境の向上を図ります。

また、政策空き家や耐用年数の経過した町単独住宅につきましては、取り壊しや売却などを行い維持管理費の削減に努めてまいります。

一般住宅につきましては、町民の生活環境の向上、定住促進、経済活性化、木材振興等を目的に、町産材または流域材を活用することを条件として、新築・増改築

を行う町民を支援してまいります。

#### 8. 移住・定住の推進

移住・定住につきましては、お試し滞在宿泊施設を活用した就業体験やインターンシップ等の事業実施するなどの移住者への支援に努め移住促進を図ります。

住まいにつきましては、空き家の除却や利活用、空き家等情報バンク登録への推進に向け官民一体となった取り組みを行います。

また、雇用に関しては無料職業紹介所の内容の充実を図り、町内外の求人情報を集約して移住者などについても情報提供できるよう努めてまいります。

#### 9. 情報通信基盤の整備

庁内情報化対策につきましては、住民情報や税情報等の自治体クラウドシステムを利用していますので、住民サービスのための事務の効率化・迅速化と安定運用に努めます。

また、マイナンバーを利用して国や地方公共団体との情報連携が可能となり、公的サービスがよりスムーズになりました。しかし、国や地方自治体が管轄している個人情報が多く共有されることから、さらにセキュリティ対策を強化してまいります。

地域情報化対策につきましては、CATVの整備も町内全域にわたりネットワークが構築されています。自主放送の充実を含めその安定運営と維持管理に取り組むこととします。

また、北郷地区におけるネットワーク光化事業を実施することで、町内の光化が整備されることとなり、町内の放送・通信環境格差是正が図られ、基盤強化がなされます。全ての町民が情報通信技術（ICT）の恩恵を享受できるよう、今後も地域情報化の推進に取り組んでまいります。

#### 10. 保健・福祉の充実

##### ①保険及び保健事業の充実

健康づくりは住民生活に直結する重要な課題であるだけでなく、地域活性化の要でもあります。そのため、従来まで特定健診を始めとする各種健診の受診率を高めることに努めてきました。本町の国民健康保険事業における一般医療費につきましては、1人当たり医療費が県内でも高額になっており、生活習慣病の占める割合が年々増加傾向にあることが憂慮されますことから、特定健診の事後フォローとしての個別指導を徹底して継続的に取り組み、医療費の高い疾患のリスクが高い方を中心に専門チームにより戸別訪問による重症化させない指導助言に組み込み、被保険者の皆様の理解と協力を得ながら、医療費の適正化と健全な財政運営に努めてまいります。

また、妊産婦健診や乳幼児健診等の充実により、母子の健やかな成長を支援するとともに、不妊に悩む方に対する助成制度を継続するなど母子保健対策の充実を図ってまいります。

##### ②社会福祉の充実

核家族化が進み少子高齢化に拍車がかかる中、誰もが住みなれた地域で安心して生活できることが求められています。そのためには行政による福祉施策の充実のもとより、町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会並びに民間福祉団体等と協働・連携しながら福祉の町としての環境づくりを進めてまいります。

##### ③児童福祉の充実

DVや虐待が社会問題化している昨今、町民が安心して子供を産み育てる環境整備のため、町独自の施策として実施しています出産奨励祝い金の支給、子ども医療

費の助成、保育料の減免などの美郷ならではの子育て支援を引き続き推進するとともに、地域の見守り力の醸成を進め、関係機関と連携を密にした児童育成環境の充実に努めてまいります。

#### ④高齢者福祉の充実

平成30年10月1日現在での本町における65歳以上の高齢化率は51.1%であり、依然として県下トップの状況が続いています。高齢者が安心して地域で暮らせるためには、気軽に相談できる体制が必要です。そのため引き続き、独居高齢者等への戸別訪問事業を継続し、高齢者の困り事や福祉ニーズに速やかに対応します。

また、独居高齢者及び高齢者世帯の増加に伴い、食材の確保や調理が困難となる方がふえてきています。在宅高齢者の生活を支援する上で、配食サービスの充実は重要であると考えますので、需要に応じた供給体制の整備に努めます。

これまで「百歳でも元気に暮らせる町づくり」を理念として、高齢者みずからが健康寿命延伸に努め、生きがいをもって暮らせることを目指してきましたが、高齢者の自主的運動教室の取り組みを進めた結果、介護予防・医療費抑制それぞれの面において、徐々に効果があらわれてきていると考えるところです。また、運動だけでなく高齢者の居場所づくりとしても非常に有効に機能すると期待しており、さらなる推進に努めます。

高齢者の多くは住みなれた自宅での生活を望んでおり、その高齢者が支援や介護が必要な状態になっても、可能な限り住みなれた地域で安心して生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスを一体化して提供し、高齢者を地域全体で支えていくための地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤の整備・拡充を推進します。

この地域包括ケアシステムを実現させるための重要な一手法としての地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備と同時に推進するものであり、会議の定期開催と充実を図るとともに、介護保険事業特別会計の適正な運営を図ります。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、健全な運営に努め、高齢者が安心して医療が受けられる体制を堅持していきますが、国において保険料の軽減特例廃止の経過措置が講じられていくことから、対象となる高齢者への周知に万全を期してまいります。

#### ⑤障がい者福祉の充実

障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、引き続き自立支援給付や地域生活支援事業を適切に実施するほか、関係機関や当該者団体等との連携を図りながら、障がい者が住みなれた地域で社会と共生できるよう努めてまいります。

#### ⑥ひとり親家庭支援の充実

近年の母子・父子家庭等をめぐる情勢が変化する中で、ひとり親家庭の自立促進と児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっています。そのため、子供の養育や経済面・健康管理など多くの困難を抱えている世帯に対し、経済的に自立するための就業相談や医療費の助成などを実施してまいります。

#### 11. 医療の充実

国保病院及び診療所事業につきましては、地方公営企業法とそれに準じての独立採算を目指しながら、同時に地域住民の保健、医療、福祉を担うという政策医療機関の立場にもあります。今日まで一貫して、医療はもとより保健、福祉の面においても中核的な役割を担う施設として、地域包括ケア及び在宅医療の推進に努めてき

たところ です。

平成26年度から導入された新地方公営企業会計制度の適用により、地方公営企業は、予算・決算・料金が三位一体の関係にあるなど、民間企業会計にはない特色を備えたものとなり、医療機関の経営のあり方に大きな影響を与えることになりました。

一方、経営面の根幹となっている診療報酬は、平成30年度に改定となり、本体（技術料）では、0.55%の引き上げ、薬価は、1.65%、医療材料は0.09%がそれぞれ引き下げとなるなど、全体では実質1.19%の引き下げが国の方針として示されました。

そのため、さらなるジェネリック医薬品の積極的な導入、診療材料等の見直しを図り、経営維持に努力が必要であると考えます。

医師の確保につきましては、県北の医療機関はもとより、特に僻地において医師不足がますます深刻化し診療にも影響が出てきており、僻地医療の中心的な担い手として県が行っている自治医科大卒医師の派遣も地域の要望に応えるには十分とは言えません。平成31年度も医師の確保は非常に厳しく、僻地医療提供体制を維持していくためのマンパワーの確保に苦慮している現状であるため、計画的な人材確保に取り組みます。

医師の確保は医療行政上、最も大きな課題の一つではありますが、僻地医療に対する意欲向上や理解を深めてもらうために、県及び県北部広域行政事務組合を中心として宮崎大学医学部との連携を密に研修学生の受け入れ強化を図り、より充実した実習、研修等の機会の提供に加えて、医師の就労環境、若手医師のキャリア支援や人材育成の魅力ある環境整備に取り組みます。僻地医療機関における総合診療医を養成する指導医師確保とその定着を目指すとともに、地域包括医療局を中心に今後ともしっかりと医療機関での医療の充実はもとより、地域に向けて町民の安心と安全を担保しつつ、美郷町の地域医療を守る条例のもと「みんなで守ろう地域医療」を合い言葉に各種のイベント啓発活動にも努めます。

また、町内の3つの医療施設を総括する地域包括医療局を軸として、福祉を含めた医療と介護の連帯体制の強化を図りつつ、医療供給体制のあり方検討委員会の答申を受けて、地域医療を守るための医師の確保が継続的に安定してできるように、これからの美郷町の医療体制づくりの充実を進めてまいります。

## 12. 防災対策の充実

本町は、地理的・自然的条件により台風や梅雨時期等の集中豪雨などによる風水害や土砂災害が発生しやすい状況にあります。このことから美郷町地域防災計画及び美郷町防災ハザードマップに沿って、みずからの命はみずからが守る自助、近隣が互いに助け合って地域を守る共助、そして国や地方行政団体等の施策としての役場や消防・警察による救助活動や支援物資の提供など公的支援を受ける公助の適正な役割分担に基づく防災協働社会の実現に向け、万全な防災体制の確立を目指してまいります。

## 13. 消防・救急体制の充実

非常備消防自治体の本町では、消防団が唯一の消防機関であり、地域防災の要であります。

町としましても、地域密着性、要員動員力、即時対応力の特性を生かしながら、消防施設の充実や団員の確保、活動環境の整備、あわせて自主防災組織の育成強化など、防災力の向上に取り組みます。

救急業務につきましては、従来どおり搬送（運転手・補助者）に関する業務の一

部を民間に委託することに加え、救急救命士を同乗させた救急車の運用を試行しております。役場職員等の救急搬送隊員に救急救命士による救急救命の専門業務が担保されたことにより、現場から病院へ搬送するまでに傷病者の状態や状況を病院側への確に伝えることが可能となり、病院側も受け入れ態勢の充実が図られ、もって的確な応急処置と病院搬送を効率的に運用することで、町民の安全で安心できる運用を目指します。

本年度も引き続き町内全域に救急救命士の手が届く体制を構築し、住民サービスの充実を図ります。また、3台配備している高規格救急車で広域的な救急救命業務も視野に入れながら、施設の整備や従事者への教育・講習等を実施し、業務の充実に努めてまいります。

#### 14. 治山・砂防・河川対策の充実

治山・砂防対策につきましては、自然災害から町民の生命・財産を守るため、国・県の対策事業を積極的に導入し計画的な対策を講じてまいります。

河川対策につきましては、洪水災害の原因となる河川の堆積土砂の撤去について県へ要望を行うとともに土砂処分場の確保に努めてまいります。

#### 15. 防犯対策の充実

防犯対策につきましては、町民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯の整備のため、LED化の推進を図るなど犯罪の未然防止に努めてまいります。

#### 16. 交通安全対策の充実

交通安全対策につきましては、警察や交通安全協会、交通指導員会等の関係機関団体と連携を図りながら、町民一人一人に交通安全思想の普及を図るとともに、特に高齢者ドライバーの交通安全の意識向上と高齢者の交通事故防止を図るため交通安全教育を実施します。また、交通安全施設や通学路の点検・改善も行ってまいります。

#### 17. 教育の振興

本町の教育全般の振興を図るため、教育基本法の理念及び宮崎県教育基本方針を踏まえ、人間尊重の精神を基本とし一人一人が豊かな人間性を培い、変動する社会に創意工夫と生きがいをもって対応できるよう、「たくましい体」「豊かな心」「すぐれた知性」を備え、郷土並びに国家の有為な形成者として心身ともに調和のとれた人間形成を目指して、教育推進を図ります。

次代を担う人財づくりを基本として、①生涯学習の推進、②学校教育の充実、③社会教育の推進を図ります。

また、魅力ある地域づくりを基本として、④コミュニティ対策の充実、⑤伝統文化の保存・継承と活用を図ってまいります。

##### ①生涯学習の推進

住民の学習意欲の高まりは、まちづくりの活性化につながります。全ての町民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、いつでも誰でもみずからが意欲的に学習に取り組み、自己の充実と生きがいを目指すこととして、生涯学習の効果的な運営を図り、真に町民が期待する各種学級、講座、教室等を開催します。

また、図書館をはじめとする生涯学習施設の充実に努め、本町ならではの生涯学習社会の構築を積極的に進めてまいります。

芸術・文化の振興につきましては、文化活動基盤の充実に努めるとともに、すぐれた芸術や文化の鑑賞、芸術・文化団体の発表の場としてのイベント開催や指導者・後継者の育成、各種講演会を開催するなど文化活動の環境整備に努めます。

町民の健康意識が年々高くなっており、生涯スポーツの推進は体力向上や健康増

進のみならず地域の人々との輪をつなげる大きな役割と意義があります。スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、町民の一体感の醸成を図ることを目的に、日常生活において町民が気軽に親しめる環境づくりに努めます。

また、町体育協会や各種スポーツ団体との連携を強化し、美郷町スポーツデーの実施、その他各種大会を計画しながらその競技力の向上、スポーツによる町民の交流を図ってまいります。

### ②学校教育の充実

幼稚園教育につきましては、幼児期の特性を踏まえた幼稚園教育の充実と教育環境の整備とともに、町民生活課や関係機関と連携しながら就学前教育の充実に努め、義務教育への総合的な指導の流れを一貫したものとし、小学校以降の生活や学習がスムーズになるよう努めます。また、保護者との教育相談や家庭教育の充実を図り、家庭と連携した幼稚園教育を進めます。

小・中学校の教育につきましては、児童生徒一人一人の個性や能力を最大限に伸ばし、知・徳・体の調和のとれた健やかな児童生徒の育成を目標とし、県の重点施策を総合的・体系的に示した第二次宮崎県教育振興基本計画の趣旨を踏まえた施策を展開します。

さらに、本町の教育資源を生かし「ふるさとを愛する心と豊かな国際感覚を育み、確かな学力を身につけ、自分に自信と誇りが持てる、心豊かな人材を育成する」ことを目標とした美郷ならではの教育推進を目指し、小中一貫教育の具現化に向けた取り組みを積極的に実施します。

開校5年目を迎える美郷北学園と同じく9年目を迎える美郷南学園の施設一体型小中一貫教育のさらなる推進と西郷地区における2021年4月の義務教育学校の開校に向けた施設等の整備を図ります。

また教育用タブレットなど、ICT機器を段階的に充実させ、より一層の学力向上と授業改善及び各個人に応じた特別支援教育の推進、児童生徒一人一人を大切にす生徒指導の充実、町独自の研修会等による教職員の指導力・資質向上に努めてまいります。

### ③社会教育の推進

少子高齢化や国際化、情報技術革新など急激に変化している社会においては、学習活動を継続して行われる学習社会の構築が求められています。町民が生きがいを持って過ごせる学習社会をつくることや個人や地域が抱えている課題を解決するための多様な学習要求に対応していくことが肝要であります。この学習社会を構築し、青少年から高齢者まで一人一人が社会貢献できる教育の場を積極的に提供し、社会教育の推進を図ります。

青少年交流事業や子供の体験活動推進事業を継続的にまた積極的に推進するなど、健全な青少年教育をはじめとして成人や女性、高齢者教育の充実を図るとともに、各種ボランティア活動に取り組み意識の高揚や活動の促進に努めます。

さらに、人権教育の充実や国際理解推進のための研修、情報教育の推進強化等に努めます。

町内の貴重な史跡や文化財の保護に努め、さらに町内の各地区・各地域に残る文化財の調査に努め、適正に保存・継承し有効に活用することに努めます。

また、町文化協会の組織強化や各芸術・文化サークル活動の育成を図り、伝統芸能等の文化事業を積極的に支援します。

家庭教育では、「生きる力」「心の教育」の基盤を確立するため、全ての教育の出発点であるとの認識を深めるとともに、家庭が本来果たすべき役割を見据え、家庭

の教育力向上に努めてまいります。

#### 18. 地域コミュニティ対策

地域住民の活動や交流の場となる施設の有効利用や整備充実を図ることで社会教育団体が活発な活動を行うことができ、地域活力の促進につながります。地域コミュニティの活性化を図るため、その核となる自治公民館の活動に対する支援体制の充実を図ることを第一に、婦人連絡協議会や青年団連絡協議会、高齢者クラブ連合会と子供会育成連絡協議会などの社会教育関係団体等の活性化を図ります。

また、町民と行政との協働のまちづくりの促進のため、自治公民館組織などの各地域団体の連携強化に努めてまいります。

#### 19. 伝統文化の継承と活用

美郷町の各地には古くから地域に根差した民俗文化があり、地域住民の手によって大切に伝承されています。これらの民俗文化は、地域文化の振興を図る上で貴重な資源でありますので、伝統芸能等の保存、継承を図るために後継者や指導者の養成を積極的に支援します。

また、伝統芸能等の発表の場としてのイベントを開催し、地域文化の発信と伝統文化に触れる機会を充実させることに努めてまいります。

#### 20. 国内外交流の推進

沖縄県豊見城市と行っている姉妹都市交流は、子供会育成会等を介しての人事交流と産業・経済・行政の多様な交流により、友好のきずなは確実によりかたく結ばれてきており、昨年度に姉妹都市盟約締結30周年を迎え、青少年の交流事業を拡大させたところであります。

また、豊見城市において記念式典をとり行い、太平洋戦時中の学童疎開が縁で生まれたこの姉妹都市交流の重要性を改めて再認識した式典となりました。今後も積極的に交流を図ります。

韓国扶餘邑との国際交流につきましては、姉妹都市交流事業や、韓国から招聘する国際交流員を活用したハングル講座や幼小中学への国際理解教育、異文化紹介など事業を継続してまいります。

また、百済王族にまつわる伝説等を生かした取り組みに関する協定により関係市町と締結したことに鑑み、関係市町及び県と協力し地域間交流を生かした地域活性化を図ります。

小中学校の交流事業では、姉妹校である韓国林川（イムチョン）中学校への派遣事業をはじめ、国内外にある友好都市との親善交流を充実し、国際感覚を身につけた青少年の育成に努めてまいります。

#### 21. 住民参加の促進

##### ① 広報広聴の充実

地方分権が推進されている今日、地域の特性に応じた施策を実現する環境が整備されてきました。地域の特性を生かした住みよい地域社会の形成には、町民の声を施策に反映させることが重要です。

私の公約でもある「町民とつくる対話と協働の町政」のもと、昨年度から本年度にかけて全24行政区で町政懇談会を開催することとしており、昨年度は13地区で開催をいたしました。

本年度は残りの11地区で開催し、町民の町政に対する意見や提案を広く収集するよう努めてまいります。

また、町政懇談会の形態も町民と膝を突き合わせて気軽に懇談できるような場となるよう見直しを図ります。さらに、町政に関する広報を充実させ、あらゆる媒体

を活用し町民がさまざまな情報を得られるよう努めてまいります。

## ②町民との協働の推進

地方分権に基づく住みよい地域社会の形成には、町民と行政との良好なパートナーシップが重要です。行政と町内の各地域及び各団体の役割を明確にし、それぞれが主体性を持ち、その能力を十分発揮して活動するとともに、相互に連携・補完しながら町民と行政が協働したまちづくりを推進していきます。

計画の策定や事業の運営等、まちづくりに積極的に町民の声を反映させるため、各種審議会、委員会、協議会などを活用しながら、町民の参加機会の拡大を図ります。各種委員の登用に当たっては、各分野にわたって新たな人材の発掘と若年層や女性委員の登用に努めてまいります。

## 22. 行政運営の充実・強化

### ①効率的な行政基盤の確立

本町では、合併後に美郷町行政改革大綱に基づき、限られた資源を有効に活用することで本町の基盤づくりに努めるとともに、厳しさを増す財政状況に対応してきました。

引き続き、早急に対応しなければならない山積する課題に対して、安定した行政運営ができる体制の確立を図るため、平成29年1月に策定した第4次美郷町行政改革大綱に基づき、住民と行政が一体となった行政改革に取り組みます。

中でも、事務処理における無駄の削減、事務事業の見直し、職員数の適正管理による行政コストの縮減、将来の行政需要を精査し資産の適正管理を図るなど、身の丈にあった行政運営に努めます。

また、本年4月より行政組織の再編を行いますが、再編後の体制について検証をしながら、今後も引き続き簡素で効率的な組織運営により多様化する行政需要への迅速・適格な対応に努めてまいります。

### ②職員資質の向上

時代の変化を敏感に感じ、常に創意・工夫を持って組織の効率化と、業務の品質向上を目指すとともに、町民の声に謙虚に耳を傾け、町民から協働のパートナーとして信頼を得られる職員の育成に努めます。

本年度はその一環として、地域と行政が一体となって地域の課題に取り組む協働のまちづくりを推進することを目的としましたまちづくり地域サポーター制度をスタートさせます。

まずは、職員が地域に出向き地域を知ることで、地域と行政をつなぐパイプ役を目指すことといたします。そして、人事管理や職場環境、組織育成、職員研修の一層の充実を図るため組織づくりを一体的に推進します。

また、本町に適した職員数で新たな行政課題や多様なニーズに的確に対応するため、各種研修を積極的に推進するとともに、職員相互の啓発意欲の高揚及び政策形成能力の向上を図るため、職員みずからが広く調査研究する自主研究グループの活動を推進します。

さらに、利用者の立場に立った窓口手続の簡素・効率化や窓口サービスの充実に努めてまいります。

## 23. 財政運営の充実・強化、地籍調査事業

### ①財政運営の充実・強化

健全な財政運営と財政基盤の強化につきましては、最大の課題と位置づけ、今まで以上に自主財源の確保と節減合理化を進めます。

そのため、住民税や固定資産税をはじめとする町税の適正で公平な課税と徴収に

努め、自主財源の確保を行い、地方交付税など国の動向に左右されるものは、その動きを常に注視し、適正に本町の財源へ反映できるよう努力してまいります。

#### ②ふるさと応援寄附金

昨年度から美郷町のふるさと納税返礼品を充実させ、応援寄附金額も大幅な増額となりました。今後も、ふるさと納税返礼品を充実させるとともに、合わせて組織の充実も図り、町民一体となり、貴重な自主財源確保に努めてまいります。

#### ③地籍調査事業

地籍調査事業につきましては、平成30年度に一筆調査をしました南郷の上渡川地区4区域、6.75平方キロメートルの地積（面積）測定、認証請求業務を行うとともに、新たに上渡川地区1区域、中渡川3区域、8.97平方キロメートルの一筆地調査と、同じく一筆地調査を完了した上渡川地区1区域5.75平方キロメートルを加えた14.72平方キロメートルの地籍測量業務を実施することとしています。

平成31年度末には、累積面積が159.73平方キロメートル、進捗率90.99%になる予定で、今後とも早期完了を目指しながら、計画的に事業を推進してまいります。

#### （結び）

結びに、新年度の予算につきましては、普通交付税の算定の特例、いわゆる合併算定から一本算定への移行期間に平成28年度から入って4年目となること、また、地方創生の総合戦略が4年目を迎えることなどを踏まえつつ、多様化する町民ニーズを的確に捉え、良質なまちづくりと地域経済の活性化につながる事業にも意を払い、限られた財源を効率的・効果的に配分するとともに、合理的かつ効果的な事務執行により歳出削減を行うなど、町の活性化と財政健全化の両立を念頭に予算編成を行いました。

結果、一般会計予算で総額が74億3,600万6,000円となり、平成30年度の一般会計補正予算（第1号）、いわゆる肉づけ予算との比較では、1億8,647万3,000円、2.6%の増額となりました。

まず、歳出での主な計上額につきましては、総務費が12億9,720万6,000円、民生費が8億6,148万3,000円、農林水産業費が10億5,453万9,000円、土木費が6億4,311万3,000円、教育費が6億2,908万9,000円、公債費が11億2,764万円、諸支出金に8億2,308万9,000円を計上いたしました。

歳入では、地方交付税が35億4,151万3,000円で全体の47.6%、町税が6億3,795万6,000円、国県支出金があわせて10億7,048万6,000円となり、基金繰入金としましては、財政調整基金から6億9,489万3,000円の繰り入れとしました。

町債は、総額で8億3,400万円とし、主なものとしましては過疎対策事業債3億220万円、合併特例事業債3億3,940万円を計上いたしました。

次に、特別会計では、国民健康保険事業特別会計が11億3,241万3,000円、介護保険事業特別会計が10億5,558万7,000円、後期高齢者医療特別会計が2億2,592万8,000円、簡易水道事業特別会計が1億6,656万7,000円、農業集落排水事業特別会計が1億643万2,000円、さらに国民健康保険診療所事業特別会計が3億4,162万9,000円となりました。

また、国民健康保険病院事業会計の収益的収支と資本的収支は7億6,662万円を予定しており、医業収益は4億4,984万1,000円を見込んでいます。

このことから、7つの特別会計の予算総額は、37億9,517万6,000円となり、一般会計と合わせた平成31年度的美郷町の予算総額は、112億3,118万2,000円となりました。

以上、平成31年度の施政方針と予算規模について述べましたが、豊かで活力ある安全・安心な郷づくりの実現を目指して、全力を尽くしてまいりたいと思います。

町民の皆様と議員各位のなお一層の御支援と御協力をお願いします。

以上で、終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に町長に対する総括質疑を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第45 発委第1号 第三セクター調査特別委員会設置に関する決議を議題とします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案について、議会運営委員長 園田 義彦委員長より説明を求めます。

議会運営委員長。

**【議会運営委員長 園田 義彦】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議会運営委員長。

**【議会運営委員長 園田 義彦】**

発委第1号 第三セクター調査特別委員会設置に関する決議について、説明を行います。

本案は、会議規則第14条第3項の規定により提出するものです。

先の全員協議会で執行部から株式会社 南郷温泉の債務超過についての説明があったこと、また、国においては第三セクター等の経営健全化方針を策定するよう地方公共団体に求めていることなどを踏まえ、議会においてもこの第三セクター問題について積極的により詳しく調査研究を行う必要があると判断したことから、特別委員会を設置し、調査研究を行うものです。

特別委員会の概要については、名称を第三セクター調査特別委員会とします。

目的については、第三セクター株式会社 南郷温泉及び株式会社レイクランド西郷の経営等に関する調査研究。

委員の定数を10名、審査期間を議決の日から2021年2月21日までとして、合わせて議会の閉会中も継続して審議できるものとするという設置の提案です。

以上、説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

提案理由の説明が終わりました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

お諮りします。

この発議は議会運営委員会の発議でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立によって行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

発委第1号 第三セクター調査特別委員会設置に関する決議は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。

したがいまして、発委第1号 第三セクター調査特別委員会設置に関する決議は原案のとおり可決されました。

なお、設置期間は、議員の任期が終了するまでとし、閉会中の調査研究等の活動ができることとしました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、お配りの名簿を確認ください。

委員会条例第8条第4項の規定によって、議長を除く10名を指名したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがいまして、特別委員はお配りの名簿のとおり、議長を除く10名を選任することに決定しました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

お諮りします。

第三セクターに関する調査、検討の上で必要な資料については、その都度求めることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがって、必要な資料については、その都度求めること決定しました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

以上で、本日の日程は全部、終了しました。

明日3月5日は定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えないようお願いいたします。

本日は、これで散会します。

**【事務局長 尾田 靖】**

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午後1時59分)

# 平成31年1回美郷町議会定例会会議録（第2日）

平成31年3月5日（火曜日）

◎開会日時 平成31年 3月 5日 午前10時00分 開会

◎散会日時 平成31年 3月 5日 午後 2時01分 散会

## ◎出席議員（11名）

1番	山本 文男君	2番	中嶋奈良雄君
3番	山田恭一郎君	4番	川村 義幸君
5番	川村 嘉彦君	6番	黒田 仁志君
7番	富井 裕瑞君	8番	森田 久寛君
9番	園田 義彦君	10番	那須 富重君
11番	甲斐 秀徳君		

◎欠席議員 な し

◎欠 員 な し

◎会議録署名議員 9番 園田 義彦君 10番 那須 富重君

◎事務局職員氏名 事務局長 尾田 靖君 書記 坂本梨津子君

## ◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	石田 隆二君
総務課長	小野 圭一君	税務課長	後藤 充君
企画情報課長	下田 光君	町民生活課長	田原 博文君
健康福祉課長	松本 博君	建設課長	木原 浩一君
農林振興課長	藤本 政春君	教育課長	小田 広美君
地域包括医療局総院長	欠席	地域包括医療局事務長	中田広喜君
南郷支所長	瓶田 哲朗君	北郷支所長	日高 隆一君

◎会議の経過 別紙のとおり

# 平成31年第1回美郷町議会定例会 議事日程（第2）

平成31年3月5日  
午前10時開議

## 日程第1 一般質問

6番 黒田 仁志 議員

1. 美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略について

7番 富井 裕瑞 議員

1. 組織再編について
2. タブレット機器導入について
3. TPP11・EPAの対策について
4. 介護施策について

1番 山本 文男 議員

1. 町道、林道の点検・補修について
2. 西の正倉院、百済の館の通年開館について

8番 森田 久寛 議員

1. 日本救急システム株式会社への救命業務委託について

平成 3 1 年第 1 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 2 号)

平成 3 1 年 3 月 5 日

美 郷 町 議 会

# 会 議 録

平成 3 1 年 3 月 5 日  
午 前 1 0 時 開 議

## 【事務局長 尾田 靖】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

## 【議長 甲斐 秀徳】

おはようございます。定例会二日目であります。本日もよろしくお願いたします。

本日は一般質問ですが、多くの傍聴者にお越しいただきましてまことにありがとうございます。最後までよろしくお願ひしたいと思います。町長も張り切っておりますので。

## 【議長 甲斐 秀徳】

それでは、ただいまの出席議員は 1 1 名であります。

金丸吉昌地域包括医療局総院長から診療業務のため欠席の申し出がありましたので、これを受理いたしました。

## 【議長 甲斐 秀徳】

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付の議事日程表のとおりであります。

広報用の写真撮影の申し出がありましたので、これを許可しました。

## 【議長 甲斐 秀徳】

日程第 1、一般質問。

今回は一般質問の通告のありました議員は 7 名であります。

本日は 4 名の質問を行い、残り 3 名の質問は明日、行います。

通告順に一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

6 番 黒田 仁志議員の登壇を許し、1 問目の発言を許可します。

## 【6 番 黒田 仁志】

議長。

## 【議長 甲斐 秀徳】

6 番、黒田 仁志議員。

## 【6 番 黒田 仁志】

おはようございます。議員になって 9 年目ですが、一番最初に一般質問をするのは多分、初めてだと思います。朝早くから質問するということで多少、緊張しております。よろしくお願ひいたします。

まずは、先々週ですが、町長はじめ職員の皆様の御協力をいただきましてロードレース in 百済の里第 2 2 回、無事、1 人のけが人も出ず 7 0 0 名が走り切ったと

ということで、本当にありがとうございました。

本当、22回も続きますとかなりしっかり定着してきているというのを今、感じているところではあります。

ただ、私が実行委員長になって何かずっと雨が降ってるぞという話もあるので、もう実行委員長、やめたほうがいいのかなどというふうにも思っていますので、また実行委員長をやめるかもしれませんが今後も御協力いただきますようによろしく願っています。

そして、本日、明日と県内、県立高校の入試が行われるところでもあります。多くの高校生が自分の夢に向かって進み始める大切なテストだろうと思っております。みんなが自分の目標に向かってしっかりと結果を残せるといいなというふうに思っております。

ただ、残念なことに県立高校の入試受験者自体が激減しておりまして、私立高校のほうに多く生徒が流れているというのが現状らしくて、美郷町内も先ほど、お伺いしたんですが、三、四名程度しか県立高校を受験していないという現状らしいです。そのあたりもまた今後、何らかの解決策についてお話をさせていただく機会があるかというふうに思いますので、またよろしく願っています。

きょうは、美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてということでお伺いさせていただきます。

美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略については5年前に策定されまして、来年度、平成31年度で今の計画が終了し新たな計画を策定していくという段階に入ってきております。

また、この計画自体というか戦略というのは、私の中では町長が変わるたびにやはり新しい計画を戦略があっているのではないかとというふうに思いますので、今回の質問をさせていただきます。

まず、町長のほうに、今、進めている総合戦略、これまでの成果、どのように捉えられているかという点あたりをお伺いしたいと思います。どうぞよろしく願っています。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の答弁を許します。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

皆さん、おはようございます。先ほど、議長が「町長、張り切っておる」という話ではありますが、淡々と思いの中でやっていこうかなと思っております。

先ほど、ロードレースin百済の里ということで第22回を数えて734名のエントリーがあったということで本当に定着したかなと。遠くは岩手県からという部分で、実行委員長は雨男ということで雨になったのは残念ではありますが、今後とも定着したちょうど、ハーフが取れる良好なコースがありますので、どんどんどんどん人を集めて、美郷町の交流人口、そして関係人口の中でカウントできればいい

なあというふうに思っておるところであります。今後とも議員の皆様、また町民の皆様にご協力いただき、確かなロードレースにしていこうと思っておるところであります。

議員の美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてということですが、議員は議会代表ということであり、また美郷町のまちづくり懇話会の会長でもあります。ですので、今後これをどうするのかという話ですが、この総合戦略の改定につきましては平成27年から31年度の5カ年を第1期の計画期間として策定し、実際の取組期間としては平成28年度から30年度と3カ年が経過をしたところでもあります。

昨年6月のまち・ひと・しごと総合基本計画2018の中で、平成31年度は第1期総合戦略の総仕上げと5カ年の総点検を経て第2期総合戦略へつなげていくロードマップが国（内閣府）から示されていることから、計画全体の検証を行うとともに、これまで展開してきた新たな事業展開を反映させた内容に見直しを行うため、文言整理と重要実績評価指数KPIの変更を含めて必要な改定を実施していきたいと、そのように思っておるところであります。

また、成果をどのように捉えているかということは、また後の質問になろうかと思っておりますので、今は「改定をしたい」というふうに思っておるところであります。

ですが、これは国のほうがある程度、出した中でこういう形づくりなさいという部分があると思います。これの上の一番、うちの総合計画がありますので、それにのっとった部分でこの位置づけが実践戦略計画というかそういう位置づけの中でこれはいじっていくと。ですので、なんへん、行動するときの目標になりますし指標にもなりますので、そういう部分で総合計画は余りいじられませんが、ここの部分は議員がおっしゃるようにふぐあいが出てきたとか、またこうしたほうがいいんではなかろうかという部分があれば改定していくべき計画ではあろうというふうには思っておるところであります。

以上です。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の答弁が終わりました。

**【6番 黒田 仁志】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

6番、黒田 仁志議員。

**【6番 黒田 仁志】**

とりあえず今のところで今回の第1期の戦略について、どのように成果を評価されているのか。

また、感想的なところも含めましてお伺いできればと思いますが。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

平成28年の2月に策定されたと聞いております。その前にまちづくりの懇話会ということで非常な時間と労力を使ってこの総合戦略を策定したのではなかろうかと思っております。

ですので、そのときに先5年間を見て10年間を見てということの中で、非常に難しい部分があったのではなかろうかと。そして、美郷町をどうしていくのかという部分である程度の青写真があったとしても、本当にそれができるのかという部分はある程度やってみなければわからない部分があったのではなかろうかというふうに思っております。

ですが、41項目ですかね、しっかりとした地域づくりの中で計画の中でつくっておりますので、それと今さっき言いましたようにKPIが実績評価ということで出てきますので、その辺のことを考慮しますと、ある程度、それに沿った行政施策の展開ができてるのではなかろうかという部分では評価したいと思っております。

以上です。

**【6番 黒田 仁志】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

6番、黒田 仁志議員。

**【6番 黒田 仁志】**

おっしゃっていただいたとおり私もまちづくり懇話会の座長としてずっと策定にもかかわってきたわけであります。

そのときに、多くの住民となるべく懇話会の参加者から意見を頂戴しようと思っいろいろな意見を頂戴したんですよ。物すごいおもしろい意見も結構、出てきたんですけれども、やっぱりこれ、失礼な言い方なんですけども、やっぱりまとめる段階では行政的に当たりさわりのない無難なところに落ちついてしまったなと思いつながら、最終的にまとめた気がしております。

ただ、私の中であったのは一番最初のだから、1期目だから、まずそれでいいのかなというふうに前は感じて進めようとしたところなんです。

今、私、さっき町長もお話がありましたようにこの総合計画、これも今回の質問に当たって見直しまして、総合戦略というものを合わせて見てみたところ、ほとんど差異がないんですよ。というか、もうこれ、おっしゃったとおり総合計画というのは国の方針、県の方針なども踏まえてやっぱりつくっていくものなので、そんなに日本全国ほぼ大差のない総合計画になるんだらうというふうに思わざるを得ないような、うちの特徴的なものというのはやっぱりある程度、絞られてくるなと思うんですが。

まちづくり懇話会の中で策定する際に私が思ってたのは、これをいかに美郷町に合わせてより戦略的に進めるかというのがこの総合戦略なんだらうというふうに思いつながら、じゃあ、何かこうもうちょっと特徴的なところを出さなきゃいけないんじゃないかっていうのが思いなんです。

そういったところで、先ほどから町長のお話の中であった交流人口、関係人口と

いう点を町長、かなりずっと強調して来ておられます。できたらやっぱりそういったことをしっかり盛り込んで、ターゲットをもっときゅっと絞り込んだ総合戦略でいいのではないかなというふうにも思うんですが、いかがですかね。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おっしゃるとおりだと思っております。

まちづくり懇話会に一応、こちらのほうが諮問するという形ではありませんけど、その中でこの総合戦略の見直しを図りたいというふうに思っておりますので、突拍子もない意見というか、余り突拍子もない意見を言うと皆さんもろ手を挙げませんので、それに似たような形で、これ、懇話会がつくる創生の計画ということを考えれば、余り役場がこうだああだという話じゃなくて何が今、足りないのかという話をしていく中で、その議長、会長を入れて多分、17名の方々が委員だと思えますけど、その方々がこうだという部分で言えば、それは民意を反映したものであるという部分の頭の中で、そんなに削ることなく、文言は別としてそういうものはやっぱりしっかりと入れていき、そしてまた町の政策の中でどれだけ具現化していくかという整合性をとりながら、やっぱり計画性を高めていくというかそういう方向で考えていきたいなというふうに思っております。ですので、懇話会の方々がいかに美郷町を思って意見を出していただくかという話であります。

ですので、前の懇話会の際にちょっと顔を出していたときに本当にびっくりしたような話で、空き家対策ですね。生きてるうちからやれという話ですよ。その家の人に対して。そういうことが果たしてできるのかと、行政で。いなくなって空き家になるから、その後手後手になるという話ですよ。いるときから話したら後手にはならんと。空き家対策が進むんじゃないかと。

ただ、その人たちはまだ生きてるから、そういう話が行政が行って「もうすぐ空き家になりますので」と。そういうことが言えるかという話ですよ。実際問題として非常にデリケートな部分があります。確かに、そういうことを進めていってオープンにやれば、それは本当に先に進むかなという部分はあります。

ですので、そういう部分をいろいろな角度から検証しながら、やっぱりそれがスムーズに行くような、誰も不快感を与えず、また与えられずにやっていけるかが今後のそういう部分の施策の展開の中で重要なことになっていくのではなかろうかと、そういうふうに思います。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番、黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

確かにその話、私も聞きながら笑い出しそうになるというか、でもそうなんだよなと思ったんですよね。だから当たり方というか、そこ辺を考えれば、「もうあんたんとこは空き家になるから」では、これはとても言えないんですけど、「どんげするつもりね」くらいの感覚からちょっと入っていくというのは、でも本当はありかなと。

実際言うと、空き家の問題は遺品整理とかそういったことなどが一番の問題になってきているので、そういうことを生前にお話をしていくことによって片づいていくというのはあるのかもしれないと。1つの例として本当にあるんですけど。

実は、いろいろと準備、考えていたんですが、きのうの施政方針、すばらしい施政方針を示していただいて、それにほとんど語り尽くされていたので、いろいろと聞いたかかったところは絞っていきますけれども、要は施政方針で町長が示された、これはあくまでも1年間こうしていきますという方向ですよ。これをやっぱり町長になった瞬間に思っていること。だから本当は去年のうちにこの総合計画、総合戦略というものの見直しというものがあっていいんじゃないか。多少の改定ですね、というものを行って、町長はこうしていくんだというのを示していくというのが必要かと思うんですけども、そういったところの考えはいかがですか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

なつてすぐ、こういうことだという話の中ではなかなか難しい部分があります。ですので、今までの流れとかそういうものを大切にはしていきたいと。

1年目に前年度の事業とかいろいろなものの継続事業等がありますので、そういう事業をしっかりとおさえてやっていきたいという頭の中で1年間を過ごしてきました。

一番、思っていたことは、やっぱりその組織の再編というのは頭にありました。ですので、1年間を使ってしっかりとした中で、やっぱり今後、美郷町がという部分の中ではいろいろな計画を持っていますけど、ほんならそのとおりになるのかと。誰がするのかという問題になってきたとき、やっぱり職員。職員が動いて町民が賛同していただくということで、対話と協働という話になるんですけど、結局、その一番要になる職員をどうスキルアップさせてそういう形でもっていくかということが一番の活性化の中心的な課題という部分があります。

ですので、計画はすばらしいものができましたけど、それに全然、KPIがついていけないという話になると、本当に絵に描いた餅というような形になりますので、私がずっと思ってきて1年間こうしたいということではなくて、まずそういう部分を使ってやっていきたいと。これにはそんなに経費的なものはかかりませんので。

ただ、そこから一歩を踏み出したいということで、31年度を踏み出したいということでもあります。

以上です。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番、黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

おっしゃるとおり実際に動いてくれる職員たち、でも、その職員に町長がこうしたいんだという意向がしっかり伝わっていくというのは、こういう計画であったり戦略であったりそういったところで職員が考えるのかなというふうにも思ったわけなんです。だから懇話会の前段階の戦略会議か何かですかね、庁内の会議があると思うのですが、そういったところとかでやっぱりしっかりまず練っていくというのは、もうこれ、町長がかかわるときにはやっぱり必要なのではないかと。

というのが、私、実は県のほうの総合計画も策定にかかわったことがございまして、これ、東国原知事のときだったんですけど、なった半年以内に集められました。それからその半年くらいの時間であの「どげんとせんかいかん」というやつをもうしっかり盛り込んだ計画をつくらされました。実際は県の総合計画の期間からはちょっとずれてるんですよ。中間見直しみたな形での文言の修正だったんですけど、かなり大きく実際は変わったということがありました。

やはり長が変わったときって政策が変わるような時期なので、やっぱりそれをお示しいただいたほうが進みやすいんじゃないかなと、職員も。というふうにも思うので、総合計画自体は、これ言ったら失礼かもしれませんが、そう大きく変わるものではない。としたら、やっぱりこの総合戦略の部分をしっかり見直して、それを職員に浸透させていく、その必要があるんじゃないかなと。計画の途中であっても。

5年計画というのが、だから私としてはクエスチョンがついてしまうんですね。それぞれの市町村、町長がかかわってやっぱり1年以内くらいには計画と違って、こういう戦略ってつくりなさいよくらいの話が、私は本当は正しいんじゃないかというふうに思うんですけど。

いかがですかね、そんなところでやっぱり早目にお示ししたほうがいいんじゃないかという話ですけども。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほども言いましたように長期総合計画の中で、県の場合は20年か30年を見据えてということでは、これは知事がかかわっても当たりませんよという部分で、ただ、当たるところはアクションプランだと思っております。アクションプランがあって割と総合戦略のほうも見えてくるのかなという部分で、そういう形で町もやったほうがいいんじゃないかと、おっしゃるとおりかなと思っております。

言いわけはしませんけど、ばたばたばたばたという話の中で、それと課長会議という部分を以前、課長会という部分をやってましたけど、それを今度は経営戦略会議という形に名前を変えました。何でかという話であります、議員各位によく言

ってますけど、自治法で言えば地方公共団体は法人であるということでありますので、法人であれば会社と一緒にということで、会社であれば倒産があると。倒産しないようにどう考えるかという話になりますので、そこ辺を課長会議といえども今までのとおりという話でありますので、その意識改革。その話の中に今度は、結局、その話の内容を各課に帰って職員に伝えていただくと。そういう形の中で意識改革を図っていきたい。

そのよりどころはどこかという部分がまだできてないということで、今年度はこの総合戦略の改定という部分があるということはわかってましたので、そこで意見を出しながらやっていこうと。そんなに最初から飛ばして混乱をするよりか、順次、暫時というかそういう形の中で移行していったほうが、町政を混乱をとということまでは言いませんけど、速やかな移行ができるのでなからうかと考えたところであります。

以上です。

**【6番 黒田 仁志】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

6番、黒田 仁志議員。

**【6番 黒田 仁志】**

おっしゃるとおり、ただ本当に1年間しっかり町長も今、状況を見られたんだなというふうに思ったのは、今回やっぱり課の再編ですとかいろいろな御提案をいただきましたけれども、やはりよくお考えになられたなというふうに思うような内容が結構あったなというふうに思っております。

本当、昨日の施政方針を聞いていて、進むべき道がはっきり見えたという思いがありました。確かに1年くらいたってつくっていくものだろうと思うんですが、ただ5年で行くと、次のときは今度は3年目になってしまうんですね。だからその辺はやっぱり引き続き、町長がやられれば問題ないんですけども、もしかかわるときにはやっぱりこれは触ったほうがいいよという話でもいいのかなというふうにも思うところなんですね。

もし、かわるなんて、そんな失礼な話は答弁しなくていいですので、一応またその辺もだからよく考えながら計画を立てていただかなきゃいけないのかなと。

1つだけちょっと気になるというか、それなんですけど、だから先ほども言ったように、総合戦略に総合計画の内容がほぼ網羅されているような内容になってます。ずっと思ってるのが、もう少し絞り込んでいいんじゃないのと、戦略は。

例えば、農業にしたときに、施政方針のほうには全部、計画にある作物の計画を実現しますと。実現に向かって努力しますという形なんですけれども、いや、今回の5年間は例えば、キンカンと米に特化しましょうとかそういう話でもいいんじゃないかというふうに思うんですね。もちろんほかのものはほかのものでやりますけど、重点的にはここ行きますよと、そういうのが戦略なんではないかというふうにも思うんですけど、どうですかね。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

確かに議員おっしゃるとおりであります。基本目標が4つの柱があって、それにばっとついて40いろいろなものがある、また派生してと。何をしたいのかという話になってくると思います。ですので、これをつくるとき、これをもって美郷町はどうしたいのかという話になったのではなかろうかなという気がしてます。私はその場にいませんので、いませんでしたのでわかりませんが、そういうことだったのではなかろうかなと。

これはこれとして31年度の施政方針を述べましたけど、政策推進室を設置しますよと。これをフル活用したいということで、結局、政策推進室、この地方創生の部分と私が掲げた公約という部分を推進していくというのがために、やっぱりここに特化していくと。計画自体も見直してしっかりしたものをという部分をつくり上げなければなりません、まずどういう形で行くのかというものを早く特化したいということであります。

ですので、作物の特化はできませんけど、ある程度、その部会、部会なりに産地ビジョンを今、つくっておりますので、しっかりしたものが出てます。それを集めて、町がどう生かしてどう後押しするかが今後の問題になるかなと思っております。ですので、生産体制はできてますけど、結局、今度はその生産をする人たちが高齢化してきて、その後をどうするかという部分が難しくなってきたと。ですのでそこを早く対処するがために、そういう部分をいろいろな形でやっていくと。持続可能な農業にしていくことが大切であろうと。国連が言うSDGsですかね、そういう部分でやっていかないかとかなあというふうに思うところであります。

ですので、そういう考え方の中で特化してというか、ある程度、目に見えると、今はこんげしよっちゃなという部分で町民からわかってもらえてまた理解してもらおうような政策展開をしていきたいと、そういうふうに思っております。ですので、この計画も本当に重要な部分を占めますけど、それに基づいて動く考える職員を多くつくっていききたいと、そういうふうに思っております。

そのとき考えるのは、時々思うんですけど、あのドラえもんというアニメがありますけど、何でドラえもんは未来から来たのかという話ですよ。今がしっかりしてないと、ドラえもんが来るんじゃないかなという気がしております。ですので、のび太君がですねという話になって子々孫々の子孫たちが苦しむようなことがないように、やっぱり頑張らなくてはならないのではなかろうかと、そういうふうに思うところで31年度の施政方針をつくったところであります。

以上です。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番、黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

思いは重々、わかっております。

今、話に出たSDGs（エス・ディー・ジーズ）って、このバッジのあれなんですけどね。持続可能な開発目標ということでありまして。また内容、非常に多いので皆さん、調べていただくとよくわかるかと思いますが。

そういうことなんですよね。結局は、でも、わざとつけてるのは、ちょっと「そうだよ」と。ただこれ、あの幅広過ぎてほぼ何でも使えるバッジ、非常に便利なバッジです。

持続可能が一番、今から問題。そこでよく町長が言ってる交流人口、関係人口の話。この人たち、本当にもう少し農地、林地に引き込む、もちろん私もそれにかかわっていかねばいけないんだろうと思いつつも、そういったところの戦略というのをまだ具体化してないなど。

例えば、実際に働く、定住するための人たちの施策はあるんですが、前回のはちょっとそこはそっちにシフトし過ぎて関係人口、交流人口的な呼びかけは余りなかったよっていうちょっと気もしてるんですけども。何かもうちょっとそこも特化して行って、攻めていってもいいのかなというふうにも思うんですね。

だから、要はこの総合戦略って誰に見せるためのものなのかということを考えてきたときに、今から美郷町に住んでみたいという人にもぜひ見てほしい。じゃあ、何が特徴があるんだというのをもっとわかる戦略になってもらえるといいなというふうに思うんです。

ちょっとその辺を含めてお願いいたします。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

一番大切なのは、今、住んでいる住民、町民であります。この人たちの生活を下支えていくということでの町政をしっかりやると。まずこれが基本だろうと思っております。

ですので、移住定住関係そして交流人口ですけど、それはまずここにおる人たちが先と。その次に議員がおっしゃいますようにそういう部分に、移住定住はなかなか難しい部分があります。本当にその人たちがこちらに住むのかと。仕事、いろいろなことも含めた中で難しいかなあと思っておりますので、そこでそんなにハードルが高くないといえれば今度は交流、関係人口。

一番いいのは、思う部分で日向市辺にこちらから行った方々がリタイアして田畑があると。その農繁期に帰ってきていただいて米なりつくっていただいて、収穫したらもう向こうに戻ると。わざわざこちらに住むこともなく、そういう形で交流していければ非常に町に活気が出てくると。遊休農地の解消にもなっていくと。ですので、思い切った中で、地方創生の1つということで、移住定住という部分とその交流、関係人口のほうを政策推進室で担わせたいと。その中でこういう方法がいいんじゃないかという部分が私の頭にはまだありませんけど、こういう方法とかこういうことがいいじゃないかということは私、言えるんですけど、ほんなら具体的なものと、具体的方策はどうしたらいいのかという部分はなかなか私の頭では

これがベストという部分はないものですから、その職員に聞きながらつくっていただいてもいいかと。そういう形で今後、ちょっとかわったというか、政策展開とかそういう部分が必要になってくるのではなかろうかと。

ですので、リゾート法ができたときに、結局、金太郎アメという形でそれが今になって非常に財政的なものを負担が要求されているという話をよく聞きますけど、結局、そうならないがためにちょっと違った考え方をしていたほうが今後いいのかなあとというふうに思っております。

ですので、ヒューチャーデザインという言葉がありますけど、今さっきのドラえもんでもありませんけど、未来から今を見たときにどうしておくのがベストなのかと、そういう考え方も取り入れる時代になったのかなあとという気がしております。

**【6番 黒田 仁志】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

6番、黒田 仁志議員。

**【6番 黒田 仁志】**

ドラえもんの話がありましたけど、私たちの業界の中で今、よく話してるのが鉄腕アトムの話なんです。鉄腕アトムのあの映像の中に実は木の映像ってほぼないんですよね。

ただ、ロボットの中に、悪者ロボットの中にきこりロボットというのがいるくらいで、もう自然というものがいないような環境。壁の中も全部、プラスチックなのか何なのかという状況の絵がずっと流れていきましたが、今はそれが少しずつ、実際にじゃあどうなってるかと言ったら、建物の中に意外と木の雰囲気がある、某不動産屋、住宅メーカー、ハウスメーカーが木造の超高層ビルを建てるとというような構想を打ち出してみたり、思っているよりも木が使われてき出したと。

これがやっぱり人間の進めていく進化の形なんだろうなと。あのままの絵で行ったら、本当に自然環境も何もないさみしい社会になっていたかもしれないなという今、事をよく私たちが話してます。

要は鉄腕アトムの社会が最終的になるのかという話の中で、「いや、多分そうじゃないだろう」と。「恐らくみんな木を使う環境に戻っていくでしょう」という話で今、私たちは自分たちを励ましながら頑張っているところなんですけれども。

また、町長がおっしゃるその交流人口の中で、実際にうちの地区には西都のほうからなんですけどほぼ毎週、私よりも多分います、くらい通ってきて農業をしてらっしゃる方がいます。そういうのも本当にありだと。地域の行事とかに一生懸命、参加していただいて盛り上げていただいと。そういうのも本当にありだというふうに思います。

それがプラスになっていったところに孫ターンという話が最近あるんですね。子供さんは帰ってこないけど、孫が見たときにそこはおもしろいところだと感じて、孫の代が帰ってくるということも起こり始めているみたいなんです。

移住定住、完全なIターンになったときに問題なのは、それぞれのやっぱり地区のコミュニティに溶け込み切れないみたいなんです。やっぱりそこあたりがいろいろと問題になってくるのかなというふうに。だからやっぱりそれを解消していくためには、少しずつ交流人口、関係人口というのを考えながらみんながほかの人の

考えを認めるような、価値観を認めるような関係づくりから入っていかないと、やっぱりいきなりの移住定住は厳しいなというのが私もずっと最近、感じがちょっと強くなってきております。

ぜひ、だからそういったところで、美郷町はそういったことを考えながら支援していくんだよと。御存じのようにこの戦略の一番の目標が2040年のときに3,600人の人口を維持すると。やっぱりずっと見てると、やっぱりかなりハードルの高い目標だよねっていうふうにも今、言わざるを得ない。やっぱりどうしても人を呼び込むしかない戦略で、今から呼び込み始めてなければ、もう2040年にいきなり来いって言ったって、もともとがいなくなっている状況というのも踏まえたときに、やはりちょっと強く動いていっていいのかなというふうにも思うんですが、いかがですかね。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

確かに移住定住、2040年3,600人ということで、県がやっぱり修正したということで、100万人程度と、程度という言葉を使って逃げておりますけど、結局、県にしてもいろいろなことで定住人口というか、本当にできるのかという部分で修正をかけたということでもあります。

修正をかける必要はないと思っております。努力目標ということで、そのときにこんだけおらないかんとということで皆さんが決めた人口ですので、それに努力していくと。本当に今の自然動態だけを見てみると、非常に難しいと。出生の数と死亡の数を考えたときにそうだとということでもあります。社会動態の中でよしんば3,600人ができなかつたとしても、その今言う交流と関係人口、その人口以上に雰囲気として町が活性化してるというような町に、もう一つはシフトをしてもいいのかなあという部分もあります。ですので、非常にそこ辺の考え方をしっかりと明確にして進んでいきたいと。

そのためには、定住移住はやっぱり来たけど全然、感覚が、コミュニティの社会の中でいろいろなでぼしとかいろいろなものがあってこれはたまらんと話になって、「これちょっと考え直しますわ」という話がよくありますので、これは移住定住の方々にはやっぱりお試し滞在施設等々を使ってインターンシップ、その地域がどういうことをしてるのか、活動をしてるのかと、それを全部、飲み込んで移っていただいたら、全然、問題なく地域コミュニティ社会にすんなりと移行できるのかなという気がしてます。ですので、そういうことも大切な要素でありますので、なかなか人口、人口というと宮崎県もですけど結局、国自体が人口減少しているという部分でありますので、少しやっぱり国の国策として考えないかんと。

本当に過疎法という法律がもう半世紀弱くらい、時限立法で10年ずつ続いてきてますけど、これ、過疎法は人口が減るからという話でもう本当にみんな過疎法にひっかかってやという日本全国が、そういう話ではなからうというふうに思っておりますので、何らかの形でまた過疎法も変わるのかなという気がしてます。ですので、その中の中身を精査して、やっぱりそこを使える部分は使っていったりいろいろ

るな形で言われるように移住定住の促進、そして交流、関係人口の促進。

あと一つは、大切なものでやっぱり少子化が一番、問題だということでもあります。

いろいろなJAの女性部の総会等とお願いをしてることが2つあるということで、1つは、「もう合併して何年と言いなんな」と。「町になって」という言葉を使ってくださいと。そのほうがポジティブな気がするという話。

それともう一つは、その婚活活動をやってくれんかと。嫌われるかもしれんけど、うちの横辺でこんげな子がおっとじゃがという話をしてくれんかと。そういうことで、やっぱり1組でも2組でも結婚する。いろいろなうちの親戚で宮崎にとかそういうことを言うていただく少しは変わってくるのではなかろうかという部分で、女性の方が美郷町は半分以上いますので、その力を本当、結集して町政に、また町の活性化に生かしてほしいなという部分で、多分、男よりか女の人のほうがそういう部分は力が強いんじゃないかろうというふうに思うところでもありますので、そういうお願いをずっとしてきたところです。

少し本題から離れましたけど、以上、そういう形で思っているところです。

**【6番 黒田 仁志】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

6番、黒田 仁志議員。

**【6番 黒田 仁志】**

その人口動向の地図が今、ネットで検索できますよね。ぱっと日本じゅうを見たときに、一番、減ってるのが東北の北のほうの3県なんですね。ここはもうほぼ真っ赤、物すごい減っていくという予想になっております。

ただ、その中で1つだけ若干、ふえていくと言われてるのが秋田県の六郷村なんですよ。ここだけはなぜかふえると。

ちょっと私もいろいろ知り合いをたどったりして聞こうとしてるんですけどなかなかまだちょっと情報収集し切れてません。ここがなぜ生き残れそうと言われてるのかと、これ本当に調べる必要があるのかなと。

本当に東北は今、物すごいです。今時点で本当、私の友達が岩手の二戸市というところで林業をしてたんですが、実はこいつがもう会社を弟に譲って本人は出てきたと。議員をやれと言われてたらしいんですけど、「毎年、市の人口が1万人くらいずつ減ってるんだぜ」と。「おめえ、わかるか、これが」と言われて。「いや、おまえ、それ、いなくなるじゃん」と。「いなくなりかけてるんだ」と言われたんですよ。「それはないだろう」と話したんですけど、ちょっと詳細はわからないんですけどそこまでは減ってないと思うんですけど、それくらいの勢いでここ数年、減ってるどころがあると、東北の話なんですけども。

ただ、個別にピックアップすればやっぱり美郷町も非常に危機的な状況にあるのは変わりません。やっぱり横並び、横並びで周りの町村と同じような政策展開ばかりしていたら、やっぱり全然、差はなく、じゃあ美郷町に住む意義というのはなくなる、感じてしまう。後継者、ここで育って子供たちもですよ。やっぱりそういう意味で言うときには、やっぱり美郷町ってここはすごいよねというきらっとしたものをぜひ見えるような戦略につくっていただければというふうに思います。

本来ちょっと予算の話もしようと思ったんですが、これ、いろいろと考えてたら

委員会の中でそれぞれにまたお話を聞いたほうがいいのかなというところがありましたので、今回はその部分は省かせていただきまして、以上で質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

【議長 甲斐 秀徳】

これで、6番 黒田 仁志君議員の質問を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

ここで、10分、休憩したいと思います。

55分から始めます。

(休憩：午前10時44分)

(再開：午前10時55分)

【議長 甲斐 秀徳】

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、7番 富井 裕瑞議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【7番 富井 裕瑞】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

7番 富井 裕瑞議員。

【7番 富井 裕瑞】

お許しができましたので、今回、4問ほど質問させていただきます。

最初に、組織編成について、お伺いしたいというふうに思います。

新年度から何回も議論しましたがけれども、組織再編により新設される課・室の計画があるということで、北郷・南郷地域の対応は、万全かということでお伺いしたいというふうに思います。

このことは議案10号にも書いてありますとおり全員協議会でも説明を受け、議員間で議論したところでございます。

昨日来から町長の修正案もあったところでございますが、議員間で本当に温度差があったところでもあります。各支所でも特段の反対意見とかなかったのかということですね。町民との議論が尽くされたのかということ。

話によりますと、町政懇談会は24カ所のうちの13カ所で開催されたということですので、残りの11カ所は今年度中にやるということですので、そこいら辺のことについてもお伺いしたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

その組織の再編につきましては、これまで議会をはじめ、区長会や町政懇談会及び住民説明会において説明してきましたように、職員数の減少及び本町を取り巻く厳しい財政状況を考慮したとき、組織の再編は避けられない課題であるとともに喫緊の課題であるともいえます。

支所につきましては、地域に根差した最も身近な組織としての位置づけを明確にし、生活に身近な部分のサービス提供窓口を中心とした支所体制へ移行する一方、その地域の町民が利用しやすい、立ち寄りやすい組織を目指すことといたしております。

支所の事務分掌につきましては、これまでも組織再編計画や概要版において御説明してきましたが、戸籍や住民登録のほか、各種証明書発行などの窓口業務を中心に、本所各課所管業務の受付、進達に関するもののほか、各種行政相談に関することなど多岐にわたりますが、本所との連携体制を構築し迅速で丁寧な対応を心がけます。

これからの事務分掌や職員体制につきましては、美郷町行政組織再編庁内検討委員会において、平成30年5月から8月の4カ月間、住民の役場への来庁要件を把握するために行った住民来庁者調査の結果を把握するとともに、本町と同様に合併した団体の支所体制及び事務分掌なども調査した上で、検討を進めてきました。

今後、町全体を一体的に限られた職員で迅速かつ柔軟な政策目標を実現するためには、現時点においてはこの体制が最良の体制であると考えております。

今後は、随時検証を行いながら、必要に応じて見直しを行うことといたします。以上であります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の答弁が終わりました。

**【7番 富井 裕瑞】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

7番 富井 裕瑞議員。

**【7番 富井 裕瑞】**

今回のネーミング、当初の。私個人の意見としては大変、いいんじゃないかと。先ほど、言いましたように合併してからということではなくて、町になってからということで、以前、町長が言いましたように町全体のことということで捉えると、知名度から行くと、そういうネーミング、期待、観光の面とかそういうことで考えますと、もう私としてはいいんじゃないかなというふうに思ったわけですがけれども、議員間では、先ほど言いましたように温度差があったということです。

要は、一番は人口減ですね。それと財政減ですね。それから職員減というような問題がある。あらゆる直面する課題を克服せないかんということとありますので、

思い切った英断を下したということでは、町長には高い評価をしているところでございますし、ただ、年度当初でありますし、波高しと、ハードル高いということでお察しするところでございますけれども、今後、地域政策課と南郷政策課は窓口業務ということでありますので、が、主流になると。

しかしながら、その職員のスキルアップということでプラスアルファと、それ以上にまだできるんだというような認識を持っていただいてお願いしたいということととです。加えて、これが一番、町長直轄の地域推進室ですかね。やっぱそこいら辺に大いに期待しているところでございます。スピード化ですね。そこいら辺を考えていると思いますので、もう一度、お伺いしたいというふうに思います。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

天気晴朗なれども波高しではないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議員がおっしゃいますように、本当に慎重を期して1年間を通して機構改革が最重要ではなかろうかということで、当初、なったときから思っておりましたので、この31年度4月からですね、そういう形をとらせていただきたいというふうに思うところでは。

結局、人ということで、組織の中で働く人たちは人、また町民も人であります。結局、人が人としてどういう形で町民に接していくのか。そういう話の中で、やっぱりしっかりと丁寧にやっていけば、そんなに苦情は上がってこない。そして、非常にコンパクトなまちづくりができるのではなかろうかと。この時代背景もありますので、そういう形で組織再編をし、なおかつスキルアップ、職員のですね、それを結集し、そして政策推進室、南郷・北郷地域課という部分で本当に頑張らせてもらいますということで答弁したいと思っております。

本当に万全かという部分は、議案10号の課の設置の一部条例を出しておりますが、これを可決していただければ、早く内示をして早く職員にそういうその思いとか、そういう部分を伝えて心構えをさせていただき、4月1日に臨みたいと、そのように思うところであります。

以上です。

**【7番 富井 裕瑞】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

7番 富井 裕瑞議員。

**【7番 富井 裕瑞】**

まず10号議案が可決されます。そして、そのことの後でございますけれども、職員の人事配置、それを期待しまして、また思い切った決断をした町長に意義深い

年でありますけれども、本当に期待しておりますけれども。

それで、昨日から議論しましたので、次の質問をしていいですか。

【議長 甲斐 秀徳】

支所の空きスペースはいいんですか。

【7番 富井 裕瑞】

だからそれを。

10号が可決されてということでありましてけれども、2番目の支所の空き地、空きスペースの利活用について、お伺いしたいというふうに思います。

北郷と南郷ともに大変、立派な庁舎があります。耐用年数もかなりあると思えますし、今再編によりまして職員減ということ、7名相当を配置するという計画でありますので、職員減に伴い相当数のスペースというか空き空間ができるというふうに思いますので、何等かの対応をするのかと、計画があるのかということ、お伺いしたいというふうに思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

進める上で、一つ一つクリアをしてということ、結局、頓挫したときには考えていたことが何もならないということ、その議員さんの決断にもなりますので。

思ってることはいっぱいあります。

どういう利活用をしていくのかということ、これは大きな問題になりますので私がこういう活用をしたいという話をすると、そちらのほうに誘導されていく。そしてまた「そりゃあ」という話になってきますので、そういう4月1日体制が整った後に、これはやっぱり南郷地区の方々、北郷地区の方々、もともとそこが役場だった施設でありますので、丁寧に皆さんとどういう形がいいのかと、そういう部分で協議をしていきたいと。

ですので、いろいろな活用の仕方が出てくるのかなというふうに思っておりますので、その中でどれがいいのかということ、これも懇切丁寧に協議していく必要があるのかなあというふうに思うところです。

ですので、今現時点で考えてることとかそういう部分は言わないほうがよかろうと思っておりますので、御了承、願いたいということでもあります。

【7番 富井 裕瑞】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

7番 富井 裕瑞議員。

【7番 富井 裕瑞】

実は、南郷の議員の会議室ですかね、以前の。あそこに前、行ったことがありますして、物置のようになってた。北郷は一時期、私どもも北郷で議会をやっていたのできれいにやっておりましたけれども、やっぱり使わないと必然的に物置化されて煩雑になってしまいます。

先ほど、町長も言いましたように、「地域の皆様と協議してやりたい」ということでありますので、早い目に、テナントとかで有効に使いたいという方もおられると思いますので、計画初年度でありますので、可決されれば即に行っていただきたいというふうに思います。

それでは、議長、2番目のタブレットのことについて。

**【議長 甲斐 秀徳】**

2問目の発言を許します。

**【7番 富井 裕瑞】**

タブレット機器導入についてお伺いしますということで、全国の自治体ではICT（情報通信技術）とタブレットの導入、こういうようなパソコンとか携帯の大きいやつですね。ああいうようなやつの導入が広がっていますということで、委員会調査報告書の報告のとおり、福岡県のほうに視察に行きまして、宮崎県でも日南市と五ヶ瀬町が導入しているということでありました。全国では152件ということでございましたけれども。

本町も導入により情報のスピード化と職員の働き方改革を推進して、ペーパーレス化や、ペーパーレス化というのは紙を少なくするというので、テレワーク化ということはいろいろより有効な幅広い時間活用ができるというふうに考えております。導入できるかということでお伺いしたいというふうに思います。

よろしいですかね。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の答弁を許します。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

時代ということで、そういうことかなあという気はします。

3月4日、きのうの宮日くろしおにこういう文章がありました。「明治のように文明の利器が西洋から急速に導入されて便利さを称賛する声と、文化が失われると批判する声がぶつかった。福沢諭吉先生は、文明の概略で、物事の利害得失と便利かどうかをいう際には、時代と場所を考えよう」という話であります。

これは何でかという話であって、今、文科省がスマホを解禁するという話の中で、こういうくろしおが載っておりました。

ですので、時代という部分が非常にこういう形で出てきているということでもありますので、今回、タブレットということで議会側のほうに、議会さんのほうにタブレ

ットを持ってもらうということで予算を計上しております。

ですので、今度、政務調査等々でタブレットの調査研究ということで議会先行型、そして行政と一緒に一体型という部分でやってる、ばらばらな結果ということでありますが、美郷町の場合は議会先行型という形をとらざるを得ない。

と申しますのは、いろいろな部分でちょっとタブレットについては、子供たちがまだ持ってないという部分があります。今度の新年度予算で北郷地区の生徒さんにタブレットをとる部分がありますが、今度は義務教育一貫になったときに、西郷地区の子供たちということで、そこができれば、今度は職員のほうでもいいかなあというふうに思うところです。

ですので、本当に分厚い書類を掲げることなく、そういう方向で時代が動いてるということでもありますので、そういうふうには前向きに考えていきたいなというふうに思うところでもあります。

以上です。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の答弁が終わりました。

**【7番 富井 裕瑞】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

7番 富井 裕瑞議員。

**【7番 富井 裕瑞】**

ありがとうございます。

議会だけ先行ということで、計画が、予算書にもタブレットの通信費、利用費、講師料等で250万円程度、計上されておるようでございますけれども。

本来、職員も執行部も同じタイミングで導入しないと、ペーパーレス化や審議の効率化等の期待効果が薄いというふうに、今、町長がおっしゃいましたように、そうだというふうに思っております。

私を含めて議員さんの皆さんで一部、精通している方がおられますけれども、ほとんどの方がタブレットという機械に熟知している方が余りいないということで、ここにタブレット議会スケジュールというような行程表も組まれておりますけれども、運用に当たっては、10月中旬を目途に講師の方やら勉強会を重ねまして、完全運用できるような実施計画があるようでございますので、ぜひとも年内、執行部にも再度、今、町長がおっしゃいましたその執行部もということであれば、小中一貫義務教育が2021年4月ですかね、そういうことで西郷地区にも導入する計画の中で、執行部もやるということであれば、その2021年、2年後ですよ、そういうことになりますので、私としてはぜひとも年内に執行部も10月ころには配備をお願いしたいということで、私どもでも習うよりなれよということで一生懸命、勉強に取り組みますので、そこいら辺の議員間もスキルアップに努めて頑張りたいというふうに思いますが、ぜひとも執行部のほうも同時じゃないけれども、年内に導入していただけるように配慮していただければありがたいというふうに思いますが、もう一度、お願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

子供たち、学校がそういうものを持った後にという考え方であります。ですので、21年の4月に開校ということではありますが、その後かなという部分で思っておるところであります。

確かに、今度はそれならどこまで持たせるのかという話もあります。全員に持たせるのかと。

それと、長所のほうはわかりますけど、短所のほうもあるという部分もあります。そのルールづくりとかセキュリティ、いろいろなものが出てきますので、それなら議員さんが持ったから、うちもじきという話にはなかなかならないのではなかろうかと。ですので、そこ辺のルールづくりをしっかりとした中で、やっぱり持たせるべきものではなかろうかと思っておるところであります。

ですので、大きな事業が、その小中一貫でもありますし、結局、北郷地区のその情報系の工事のやり直しとかそういう大きな財政的負担を伴うものがありますので、そこ辺がクリアできたときという話で思っただけであればいいかなと。

それと合わせて、議員さんの今後のこのタブレットの使い方を評価して、本当にこれがペーパーレス化、いろいろな形の議会改革の一環になっているのかというものを行政側も精査させていただいて、その上でこの職員に持たせたほうがいいのか悪いのかという部分は考えさせていただきたいと思っておるところであります。

以上です。

【7番 富井 裕瑞】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

7番 富井 裕瑞議員。

【7番 富井 裕瑞】

えらいなめられたような話をされ、「一生懸命、頑張ります」というふうにお答えしてましたけれども。

タブレットの導入の必要性は、先ほど言いましたように議会だけではなくて、災害発生時、そういうときに私たち議員をしていますと、地域の説明とかいうときにリアルタイムで今現状はこういうふうになってるんだよとか、山林火災やらあれとか災害が、土砂崩れがあって今がここが通られんから執行部からの情報をいただいたときに、現場でこういうことだから土砂崩れがあってるからここが通れないんだよとか、今、避難しているんだよとか、そういう台風とかそういうところで説明するときにテレビとかああいうものも聞かれないときに、そのタブレットとかああいうものがあれば、やっぱり実際、聞くと見るとでは大分、説明の温度差があると思いますよね。こういうふうになってるから今、待機してるんだよというふうな説明も議員としては、そういうところに行って説明したいというふうに思いますし、こ

の議場だけでそういうタブレットを使うというのではないようなことでお願いしたい。

先ほど、言いましたように導入連携に期待したいというのはそういうところにもあります。町長、就任以来、最大の事業を、再編とかやろうとしておりますけれども、財政と職員の減とか、本当、避けられない喫緊のたくさん課題が山積しておるのはもう重々、承知しておりますけれども、財政難だからこそこういう効率化とかスピード化を推進して、質の高いサービスを行うことが町民から求められてるといふふうに思っております。

当然のサービスだといふふうに思っております、町民に対して。職員労働環境の改善にも大きくつながるといふふうに思っております。

どこかのテレビで、福祉関係の仕事をしている方が休みたい、主婦の方ですけれども。テレビに出てたと思いますけれども。介護施設に行くのにタブレットを持っていくと、常時ですね。

そして、交代制というか休まないといかんというときに、その聞き取りとか何やかんや問診みたいなことをするですね。そういうときに、あのタブレットを持って行って、まずなれた人というかいつも行く人は、患者さんはこういう方ですよ、何とかですよというのは把握してるわけですね。交代に行く方は、その日のものを把握してない方もおられるわけですね。で、タブレットを持って行って、その現場に行くと、その相手と対峙していったときに、こういうことを聞きますとか、以前、こういうことを聞いたとか、そういうことが入力してあれば、事前に、また行ったときに入力したり聞くことが以前の患者さんの状態とプラスアルファのサービスができるというようなことを聞いたことがありますといふか、テレビで見たことがあります。

そういうことで、職員間の仕事の軽減にもつながるといふふうに思いますので、導入に対してのシミュレーションが2021年の4月ということでありますので、もうちょっと早くそういうスピード化を図ってほしいといふことで、再度、変更がなければあれですけども、お願いしたいといふふうに思いますけれども、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほども言いましたように、時代の流れ、要請ということはもう重々、理解をしているところです。それをいつやるかということでのフットワークよろしく早くスピード感を持ってという話でしょうが、先ほども言いましたように、子供を最優先して、それができた後にやると。そこまでにどういう、結局、言われるようにメリットとデメリットは絶対、表裏一体という形でありますので、内部の中のいろいろなセキュリティ面とかいろいろなものをしっかり練って、それからでも遅くはないっちゃんないかなと思っております。

現に、庁舎内はサイボウズやらがありますので、いろいろな形で会議室のおさえ方、通知、そういうものは全てペーパーレスになってますし。

このペーパーも両面印刷、そしてまた片面だけでやった場合は、今度は片面を使って、こっちは決裁やら全部してしますので、今まで2枚使ってたのが1枚で全て終わっていく、そういう努力はしております。

ですので、本当にいいというのはわかり切ってるんですけど、いろいろな財政事情等もありますので、そこ辺も議員さん各位わかっていただいて、「ほら、じき、やれ」という話じゃなくて、ちょっと時間を置いてもらえないかなあという気がしておるところであります。

以上です。

**【7番 富井 裕瑞】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

7番 富井 裕瑞議員。

**【7番 富井 裕瑞】**

本当に期待して、早く導入していただきたいというふうに思っておりますし、職員さんの減に伴います労働環境の改善にもつながるということでもありますので、本当にお願いして、議長、次の3番目のTPP11、EPAの対策について、お伺いしたいというふうに思います。よろしいですか。

**【議長 甲斐 秀徳】**

3問目の発言を許します。

**【7番 富井 裕瑞】**

TPPというのは環太平洋パートナーシップということで、太平洋環内の貿易協定ということで、EPAというのはヨーロッパの貿易ということでもありますけれども、2つの大型の貿易協定が相次いで動き出し、日本農業はかつてない市場開放に直面しております。

日本の消費者は安い輸入肉とか米、野菜、果物等が手に入りやすくなるメリットはあると。一般的農業生産者にとっては厳しくなるというふうに思われます。

対策はあるのかということで、お伺いしたいというふうに思います。国の政策でありますので、地方の場で議論するというのはちょっと外れるのかもしれませんが、できる範囲で結構でございますので、町長のほうからお考えをお伺いしたいというふうに思います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の答弁を許します。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃるように非常に国策の中で動いているということでもあります、これがいいとか悪いとかという話はなかなか難しい部分で、また差し控えさせていただきたいと。

多分、この究極の貿易協定ということになりますので、恩恵を受ける方々とそうでない方々がいるということは確かなことかなあと思っております。それが恩恵を受ける方々が多くて国益になっていくのかという部分がまた大きな問題ではなからうかと。

この美郷町におけるその農業とかそういう部分を国はしっかり守ってくれるのかということがまた非常に問題であります。

結局、TPPもアメリカが抜けた格好で、セーフティーガードやらが緊急輸入のときの補填とかそういう部分がうまくできてないという部分があります。ですので、美郷町にとりまして今の既存農業をしっかりと、これとは別枠で守るような政策をしていただきたいというふうに思うところであります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の答弁が終わりました。

【7番 富井 裕瑞】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

7番 富井 裕瑞議員。

【7番 富井 裕瑞】

農産物の輸入関税は段階的に引き下げられるということで、TPPの場合は2021年に税率がゼロになるということで、EPAは4%まで下がるということで、これではやっていけないというふうに心配しているところでございます。

今月に入りまして、タイのほうは米の大国でありますけれども、インディカ米とかタイ米と、ひょろ長い飼料稲のような、一般的に炒めるといいような米ですね。パソコンで検索しますと、割と高いんですよね。あれが大分、安くなるんだらうというふうに思うんですけれども、加わったと。

オーストラリア産にしていますと、今、1,000トンくらいの枠の中で200トンくらいは落札されたというような報道を、新聞に書いておられましたけども、本当に農家を守る政策はあるのかということ、どうなるのかということ、本当に町長に聞いたかったですけども、国策でありますので、ここで議論するのもあれかなあというふうに思いますけれども。

やっぱり町長、私どもも国への要望として、何かあるんではないかというふうに思うんですけれども、そこいら辺は町長はどういうふうに考えておりますか。もう一回、お願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

保護主義と自由主義、貿易の中で今、アメリカのほうが保護主義と。結局、自分と自分がよければいいと。完全に関税を撤廃して自由にやりましょうと。それは物も人もいろいろなものという話となると、究極の自由貿易協定になってくるんですが、その中で、やっぱり世の中の動きとしてというか世界の動きがそうなっているのかなあという気がしております。

このTPP11というやつは、結局、アメリカが抜けて日本が主導してきたやつだというふうに認識をしております。ですので、日本がアメリカがいなくてもいいんじゃないかという話の中で主導してきて、日本にとって何がいいのかというのが私は余りわかりませんが、私の立場から言えば、やっぱり今さっき言ったように、うち辺の農業をしっかりとしたと、食糧の自給率とかそういう部分はやっぱり確保してほしいと。やっぱりそういう機会があれば、訴えることも必要かなあというふうに思っておりますが、もう一つ、関税が貿易が自由化してどんどんどんどん安いものが入ってきたとき、日本の消費者がどう考えるかという部分が一番かなあと思っております。

安全安心の食をいただくということであれば、日本ほどしっかりしてる部分はないと。

逆に、今度はグローバル的に考えると、ギャップ、生産管理工程という部分を出して世界的標準をつくらんと、そのものが今度は売っていけないという部分でそういう仕組みになっておりますので、逆に考えると、その部分でほかのところがいいのかもしれない。

ですので、やっぱり賢い消費者というかそういう部分と、今から学校教育の中で食育という部分が出てきてますので、やっぱりその中で子供たちの食を考えると。それをどう考えるかという部分を勉強させていくというか認識していただく、そういう地道が努力も必要になってくるのではなかろうかなというふうに思っております。

ですので、この中山間地域の農業を守るためには、いろいろな形で事業は出てきてますが、それで大丈夫なのかという部分はやっぱり疑問符はつくことはつくんですが、そういう部分でいろいろな機会があったらまた質問して、わかるかどうかわかりませんが、そういう努力はしていきたいというふうには思うところであります。

【7番 富井 裕瑞】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

7番 富井 裕瑞議員。

【7番 富井 裕瑞】

実は、米に関しては年々、作付面積も御承知のとおり少なくなっておりますし、日本人が米離れというか米を食べない、日本食を食べない若い方がふえておること、宮崎県の米生産も年々、減っております。

そして、先月、2月の中ごろでしたかJAに行って集落営農の役員会というか研

修会に行ってみましたが、国策というか宮崎県の普及所の関係の方は、飼料作、飼料米、米粉、WCSのような転換米というか米以外の米、主食用の米以外の米を推奨するような話をするんですね。

私も畜産農家でありますけれども、WCSをほとんどつくっておりますけれども。田舎における畜産農家、特に大型の農家はもういっぱいいっぱい、これ、地元の集落営農もそうですけれども、この仕事は天候に左右されると。調子がいいと一日に日曜ばかりはまるめるといような、けれども、雨が1回降ったら、もう下が乾くまで、もう下がもう一回、トラクターを入れておればかたくなって雨が抜けないんですね、水が抜けない。そうすると今度は、稲をとるのもなかなか苦慮して粗悪なロールしかできないと。栄養価値の少ない。

やっぱり畜産農家も経営的に今、順調でございますので、いいものからいいものにしたいけど、検査、国策で補助事業で交付金をいただいている以上は、やっぱりとにかく収穫せないかんということで苦慮しているところでございますし、作付面積も皆さん、「お願いします、お願いします」と言って来られるんですけども、もういっぱいいっぱい、需要と供給のバランスが崩れて苦慮しているところです。本当に苦慮しているところでございます。

先ほど、町長が言いましたように、食の安全、日本の食の安全のことを言いましたけれども、日本の生産農家が活路を見出して海外に展開する農家も数多くおります。農産物で海外に販路開拓できる農家は数少なく、大型、大手だけでございますけれども、最近ではイチゴとか先ほど言いました和牛、緑茶、米、米を使った日本酒等が顕著な推移をしていると。8,000億円ばかりの貿易をしておると。2019年には1兆円を超えるような貿易になるというふうに、検索するとそういうふうになっております。日本食ブームだそうでございますけれども。

だから町長が言いましたように、日本の食品の安全性は高い評価を得ているということで、高くても売れる市場が海外にはあるということだというふうに思っております。

そこで、逆に外国の輸入農産物が大量に入る、安いものが入るということに限定すれば、検疫ですね。日本の貿易、悪いものが入る。一時期、いろいろな虫。中国船が一般的だというふうに、中国を介してくるコンテナ類の中にセアカゴケグモ、殺人アリのヒアリ、刺すとぶちぶちがいっぱいできるような外来種等が入ってきます。一時的にテレビでも大きく報じられておりました。夏場だったからあれじゃったというふうに思っておりますけれども。

ああいうところは港湾ですけれども、空港もしかりでございます。今、日本国内では豚コレラが発生して、いまだに終息しておりませんが、一時期に、きのう一昨日じゃったかな、受精卵を中国かどこかに持って行って、受精卵、精液ですね、持ち出して発覚しまして、徳島の農家だそうでございますけど、こういう貿易、もう防ぐ防疫と輸出する貿易ですけれども、これを徹底していただいて、国のほうにも要望していただいて、そこら辺をすると、品質の高いものが入ってくるし、そういうことをすることによって外国の方も農産物を送る場合には、日本に来たら貿易をせにゃいかんから、徹底してするからコストが高くなると思いますね。結局、輸入するときの消費者の価格も高くなって、日本食との競合するのが少なくなると、ひいては日本食、日本農家の方を守るといふような政策になるんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おっしゃるとおり、どこの国でも水際対策ということでしっかりとしていく必要があるということはもう本当、言うまでもないというふうに思っております。

この自由化の中に関税を下げるといふ部分と、非関税障壁という言葉がありますけど、この非関税障壁とは何かと。厄介な面倒な手続をとらなくてもいいようにするといふ話であります。わざと関税を高くすると、その非関税障壁、結局、持ってくるやつにいろいろな書類を出させたりして、「ほんならもう入れんほうがいい」と、言わせるようなやつも、自由化、自由じゃないといふ話で、結局、この貿易協定の中では非関税障壁までも取っ払いましょうといふ話でもあるような気がするんですね。どんどんどんどん、何ですかね、守らないかん、守るべきことがどんどんどんどんなし崩しになっていく可能性があるといふことだと思います。

昔、日本は鎖国をしていたから、長崎の出島だけがといふ話でありますけど、そんなにグローバル的といふか国際的にやってたわけではないからいろいろなものが守られてきたと。それが今の現代では、いろいろなところからいろいろな形で入ってくる。それをしっかりと守るがためには、やっぱり水際でそういう部分をやっていく必要があると。

先ほど、議員おっしゃいましたように、牛のストローが向こうに行って中国の水際で阻止されたと。それが出ていってしまうと、日本の畜産農家は太刀打ちができないといふことになります。

現に、オーストラリアやらの牛を見ると、但馬系やらが入るとるっちゃないかと。これ、商社が持っていったっちゃないかなと思うっちゃけど、本当に見ると、もうぱっと見たときに和牛という感覚ですので、そういうものがどんどん出ていって、今度は逆にこちらに来たら、本当、日本の畜産農家もたまったものじゃないといふ気がしますので、やっぱりそこ辺はしっかりとする必要がありといふふうに思うところでもあります。

おかしな話でも何でもありませんけど、つい先日、ジェトロ、日本貿易振興機構という宮崎情報センターといふところの職員が来られて、海外にやっぱり出していく工面を今からやっぱりする必要はないかといふ話の中で、うちのほうも2業所くらいの中、やっぱりそういうことを考えてると。

ですので、いろいろな形をとれば、全てがデメリットでもないわけでありまして、そこ辺のものを考えていきながらバランスをとってといふことだと思います。

ですが、本当、政府の役割といふことで自由化の中でも国内の農家が意欲を持って農業を続けられるように後押しすることではないかといふふうに思うところでもあります。それも大規模経営の農家だけでなく、やっぱりこちらにある中山間地域の小規模農家に対しても手厚くやっぱりそういう部分の政策、そしてまた援助をしていただく必要があるといふふうに考えておるところであります。

以上です。

【7番 富井 裕瑞】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

7番 富井 裕瑞議員。

【7番 富井 裕瑞】

本当に日本食の安全性を高く評価できるような貿易、消費者を守れるような安全な食品を食べられる体制をお願いして、再度、強化を国のほうにも要望していただいて、徹底した安全管理をお願いしたいというふうに思います。

それでは、4番目の介護施策について、お伺いしたいというふうに思いますけれども、よろしいですかね。

【議長 甲斐 秀徳】

4問目の発言を許します。

【7番 富井 裕瑞】

町内の介護施設は、委員会でも調査したところでございますけれども、施設は常に満床状態のため、入所希望者の慢性的な待機状態がありますということで、加えて職員不足から労働環境改善が急務でありまして、また、施設の耐用年数はありますけれども、経営、運営上、問題点も多くて、さらに老朽化等による修繕箇所も年々、ふえております。増設改修が求められているということでございますので、財政的に今、金の話ばかりして申しわけないんですけれども、難題であれば、近隣町村との連携を図りながら、空き地施設用地等にも新設を考えられないかということで、お尋ねしたいというふうに思います。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員がおっしゃるのは、委員会調査報告書ということで、去年の12月5日の報告なんですけど、そのときに健康福祉課の所管事務調査ということで、清翠園の現状と課題についてということで調査をしてきたということであります。

おっしゃるとおり、清翠園も建築されてからもう長きにわたって、その当時はすばらしい老人施設であったんですが、経年して個別の部屋はなく、2人とかそういう点、2階もあるということで非常に入所者にちょっと難儀をかけてるのかなというふうに思っております。

本当に今にでもやったほうがいいじゃないかと思う部分もあるっちゃけど、それはなかなか許されないという部分ですね。財政状況で。

今後やっぱりそういう部分の待機者とか、これ、そこばかりし、清翠園ばかりしじゃなくて、上の若宮荘、そして美郷町のいろいろなものを見たときに、やっぱり

待機者がいないような状況をつくり出す必要が出てくるという部分で思っておりますけど、財政状況等を考えて、いつかはやらないかと。

ただ、国の動きの中で、結局、在宅介護という部分、地域包括ケアシステムの中で医療とそういう部分、福祉の部分を組み合わせてという話ですけど、実際にそうなるのかという部分を現実的に見ると、そうではなかろうと。やっぱりどうしても施設のほうに、施設のほうにということであります。皆さん、みんな働いているという部分もありますので、なかなか、やっぱりその施設の需要というかそういう部分があるかなと。

これをその人口推計する中で、一番、いつごろがピークになるのかという部分もやっぱりある程度、考えて、建設するなら必要があると。そのうち高齢化率が50%以上と言われますけど、50%の高齢化率といっても、数はそんなにないというふうに思っております。東京辺が何%、70%といっても、人間の数でいえば本当、どうするとやという話のほうが本当、向こうのほうが深刻な問題になってくるのではなかろうかと思っております。

でも、ここ美郷町においても、そういう部分は避けて通れない問題もありますので、しっかりと協議して行って、どういう形が一番いいのか検討させていただきたい問題ではあると思っておるところであります。

以上です。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の答弁が終わりました。

**【7番 富井 裕瑞】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

7番 富井 裕瑞議員。

**【7番 富井 裕瑞】**

実は、この話は前々町長のときに、空き地の利活用の話で介護施設をつくったらどうかということをついペン、提案したことがありますけれども、今回、西郷地域に小中一貫校の義務教育学校が2021年4月に、先ほど言いましたようにできるということでもあります。

学校は、中学校のほうに行く予定ということで9億円くらい計上するということがありますけれども、その跡地ですね。あっちに行けば、田代小学校が空き地というか廃校になるわけがございます。さらに、今月末をもって入郷生コンさんのほうが廃業をされるということでもありますけれども、ともに立地条件が大変いいですね。敷地面積も広い。建設計画があれば、いいところに建てていただけないかなあというふうに、建ててもらいたいなあというふうに、私もこの年になって、健康が先行き心配になりまして、入れられるんかなあというふうに思うところ、もう近々にそういうふうに思うようになりまして、この委員会報告のとおり、ああ、こういうところに行って、こういうふうになるのかというふうに、こういうふうのは経験をするんだなあと、自分自身、しみじみ感じたところでもありますし、だからこういう質問をさせていただいておりますけれども。

以前、終末医療という質問をした経緯もありますし、介護を受ける方、病人の方

はやっぱり自宅で最終的には亡くなりたいと。自分のところの家で亡くなりたいというのが本音だというふうに思いますけれども、先ほど、町長も言いましたように、働いてる、それを支えている子供たちというか身内の方は働いている方がほとんどでございますので、どうしても介護をしながら働くということがもうできない。だからどうしてもすまんけんど行ってくれよというふうに言って、近い方もおやじもいって、おふくろが悪くなって、ちょっと仕事もできん、あんげこんげしとって、もう本当に忙しく働いとるけども、両方になって、もう送ったら、あれそれでもう疲れ果てております。だけど、その入所できない状態で、もう本当、仕事でけんし悪循環ですね。結局、悪循環になって、もう疲労こんぱいというか、見てるのがかわいそうになっております。

そこいら辺で、早急にそういう新設の傾向に行っていたらありがたいというふうに思っておりますので、もう一度、お願いします。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

そういう方向でやっぱり検討すべきときではなからうかというふうに思っております。言うように、ダブルケアという言葉がありますが、婚期がどんどんどんどんおくれて、結局、子育てと介護という部分で、その2つをみると。そういうことが現実的に起こると。

子供のほうは、何でそんなにぐちゃぐちゃ言わんかといったら、子供のほうは期間が見えてるということですね。小学校に行くまで何年と。介護になると、早いかもしれないし、遅いかもしれない。これ、全然、話のレベルが違うということで、そして、つきっきりになるということになると、その家族の本当に献身的なお世話をするわけなんですけど、結局、それが在宅でできるかという部分。理想はそうであっても、現実的にはそうはいかないという部分がありますので、これも本当に、何ですかね、いっぱい棚上げではないんですけど、目の前にある問題が山積をしておるという一つの問題でもあります。

議員、場所等もこういう部分があるっちゃないかという部分は参考にさせていただいて、今後、利活用を図る上で、またそこの部分でここがまこつ一番いいのかもしれないねという話になれば、それなりの確保をしながら、どちらも町所有ですので、それは問題ありませんので、そうなればそういう形で進むかもしれないし、新たにここ辺がいいっちゃないかという話になれば、違うところを求めてということにもなろうかと思えます。

ですので、今後、議員が言うように、しっかりとしたビジョンをもって、やっぱりやっていく必要があると認識をしておるところであります。

以上です。

**【7番 富井 裕瑞】**

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

7番 富井 裕瑞議員。

【7番 富井 裕瑞】

建設的に前向きにお願いしたいというふうに思いますし、これで職員の人員不足について、お伺いしたいというふうに思いますけれども。

働いている方、職員、もう本当、不足しておりますけれども、個人経営の場合は後継者がいなければ廃業ということで、もう必然ですけれども、先ほど、言いましたように高齢化率が51.1%と、美郷町のような中山間地域の介護施設はもう絶対、必要でございますけれども。

話によりますと、お隣の諸塚村のような介護職員の待遇に改善の策をしているということで、紹介というか報道されておりました。

介護施設に就職して勤続5年くらいをしましたら最大100万円くらいを補助として交付されると、補助金として交付されるということと、九州保健福祉大という延岡のほうにありますけれども、ああいうような介護大学に行くと、またそれで学生に対して支援をするというような政策を諸塚村はとっているということでありますけれども、そういう、以前にも延岡の施設に外国の、中国の方の介護職の育成をしているということで、一般質問でも紹介しましたけれども。

本当に現場はなかなか手がないんですね、介護に対して理解がちょっと薄いのかきついのか、環境が悪いのかということで、募集してもなかなか来ないということで、諸塚もそういうことで在住しない方でも来てくれる方にはそういう特典をやりますよというような話でありますので、そういう政策はとれないものかということで、お尋ねしたいというふうに思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

諸塚の場合で、村長に、「どういうことかね」という話で聞きました。確かにヘルパーさんの確保ということで大変だと。同一労働、同一賃金という話をすれば、結局、同じ仕事をして賃金が格差があるとすれば、高いほうにヘルパーさんは流れていくのは当たり前という話であります。

ですので、諸塚村長に聞いたときには、それが非常に多かったと。せっかくいろいろな形で研修等々をして育成してきたのが、よそからとられるという話で、残らんということで、そういうことの苦肉の策ということであります。

ですので、私が考えてるのは、やっぱりその人件費は今から先、上がっていくだろうと。日向市とか近隣市町村との競合になりますので、やっぱりその部分は同じような待遇というかそういう部分をしていく必要が出てきたと。いいじゃないですか。頑張ってください、我慢してくださいという話ではないという部分で。

それと、やっぱり非常にまた国の話になるんですけど、この消費税10%上げるという部分で、何のために上げるのかという部分で、やっぱりそういう部分で本当は福祉の部分で使う部分がメインだったのではなかろうかという部分があります。

ですので、そういう形で保育所の無償化よりも、やっぱりそういう部分でしていくほうが喫緊の課題としては対処の方法としてはいいのではなかろうかというふうに思いますので、やっぱりそういういろいろな形でのアンケートが来たら、やっぱりそこ辺にお金を出してほしいというような要望もしてまいりたいと思います。

ですので、やっぱり同じような賃金体系をつくらんと、利用者は多いけどそのヘルパーさんがと。今、何とか間に合ってる状態ではありますが、黒田議員も質問したことがありますけど、そういう部分でどンドンどンドンいなくなると入所者が非常に困るということになってきますので、そこ辺は本当に財政的にという話に、いつも言いますが、本当に財政的に厳しいですけど、もう人件費はいたし方がないと思って、やっぱり上げないと、人は確保できないと、そういうふうに思うところがあります。

以上です。

**【7番 富井 裕瑞】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

7番 富井 裕瑞議員。

**【7番 富井 裕瑞】**

もう時間も押してますので、ぜひとも魅力ある対策を講じていただきまして、職員が生きがいのある職場になれるように努めていただければ、確保していただければ、そういう政策を前向きに回答していただきましたので、これで終わりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これで、7番 富井 裕瑞議員の質問を終わります。

ここで、昼食休憩をとります。

再開を1時とします。

(休憩：午前 11時56分)

(再開：午後 1時00分)

**【議長 甲斐 秀徳】**

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、1番、山本 文男議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

**【1番 山本 文男】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

1番、山本 文男議員。

**【1番 山本 文男】**

議員として2年目を迎えました。初心を忘れずに、町民の小さな声を届けようと

思っております。

質問の前に、町長にお願いがあります。

私たちは、議会改革ということで一般質問に対する執行部の対応を追跡調査することになっています。答弁はわかりやすく簡潔にお願いします。

町道・林道について、お伺いします。

ことしの正月は消防出初め式を見学させていただきました。年の初めに団員のきびきびした動きを見るのは気持ちのいいもので、通常点検も昔と一緒に懐かしく思いました。当然、地元の部の出番となると身を乗り出して様子を見るのですが、整列した団員の多くが林業に従事しているのを改めて気づかされました。

その林業は、材価の安定にバイオマス発電の追い風を受けて好調を維持しているようです。雇用を創出しまちの経済にも大きく貢献しています。まちを自動車に例えるなら、林業は今、エンジンの役割を果たしていると思います。私はそう、今は林業がエンジンの役割を果たしていると思います。

町長は、どうお考えでしょうか。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の答弁を許します。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

そのエンジンという話ではありますが、大きく広げて車を両輪という話の中で議会と行政があると。その心臓部は町民だと思っております。

以上です。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の答弁が終わりました。

**【1番 山本 文男】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

1番、山本 文男議員。

**【1番 山本 文男】**

わかりました。

私は、推進力を与えるエンジンだと思っております。

その好調な林業ですが、反面、木材搬送のトラックの大型化に伴い、路肩のひび割れ等、道路の傷みも激しいものになってきています。舗装の補修が追いつかない状態にあると、残念ながらそう思います。台風とかの自然災害ではなくて日々の経済活動で生じる道路の損傷にどう対応しているか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員、おっしゃるように、町内では昨今の木材価格の高騰により伐採が盛んに行われており、それに伴い木材運搬車も大型化している関係上、道路の損傷も多く見受けられます。

林道は森林の整備や木材の搬出ために設置した道路ですので、ある程度の損傷はやむを得ないものと理解しておりますが、日常の生活に直結する生活道路となっている町道においては、その損傷で地域住民などの通行に支障があるようであれば、随時、補修を行うこととしております。

現に、過去から今、そういう形での対応をしてきております。その維持補修等々に、毎年2億くらいのお金をつぎ込んでいるということでございます。

以上であります。

【1番 山本 文男】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

1番、山本 文男議員。

【1番 山本 文男】

2億円、その対応にかかっているということです。

各林道の入り口には、林道管理条例の注意書きの看板が立ててあるようです。ちょっと小さ過ぎるような気もしますが、適切な大きさでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

大きさはそうですね、見にくいといえども見にくいかもしれませんが、結局、その木材搬出する業者がそういうことを事前に知ってるということ、こちらのほうが周知徹底すると、そういうそのサインの大きさ云々というよりもそちらのほうが大切ではなからうかというふうに。素材生産業者のほうに周知徹底をしていくということで、多分、わかっていると思うんですけど、それが足りないということであれば、またそういう形をとりたいと思っております。

【1番 山本 文男】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

1番、山本 文男議員。

【1番 山本 文男】

周知徹底をよろしく申し上げます。

それと、生活道路として利用している住民への配慮のことですが、私が話を聞いたところは町外の業者が入っているようです。事前にコミュニケーションもとってなくて、言いたいことがあっても言えないような状態であるとおっしゃってました。

そういう住民への配慮も森林組合と連携をとってしっかりとっていただきたいと思います。そのことについて、申し上げます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

道路使用申請等々が上がってきたときに、ある程度、その森林組合等々と話して、また、余りにもという部分があれば、やっぱりいろいろな措置を講ずるように。結局、こちら側の責めに帰すべきことでないときには、やっぱり業者のほうがある程度、そういう考え方ももっていただいて使用していただくというような条件を付記してという部分も、今後は考えられることではなかろうかというふうに思っておりますので、そのケース・バイ・ケースによるかと思いますが、やっぱりそういう部分でやっていきたいと。

もう本当にこちらが直さないといかんという部分は一生懸命、直して、それで生活をしていってるのですから、やっぱりこちらですべきこと、また、業者さんが守っていただくこと、それを組合等と努力していくことに、今後もしていきたいと思っております。

以上です。

【1番 山本 文男】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

1番、山本 文男議員。

【1番 山本 文男】

わかりました。

次に、道路の町道・林道の見回り点検についてお伺いします。

その点検は現在、建設業者に委託していますが、昔は建設課の職員が行い、大きな災害の後には職員全体で手分けして行っていたと聞いています。私は、それこそ

が町長が目指す職員の姿だと思います。

また、そういった職員での見回りに町長も行かれたことがおありでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

建設課等と一緒にいったことはありません。

ただ、自分のところの周りの山は時々、軽トラで上がってみますので、それと、若宮で言えば造園管理協会なる協会をもって、山に木を植えましょうということで、1年に2回、植栽をします。造次郎のほうなんですけど、フライトパークがあるところに。なかなか、土が悪くて育ってないという状況なんですけども、十五、六年になるかなあと思っております。そういうときに、やっぱり使わない道、使う道、いろいろ見て、同じような状況であろうかなあというふうに思うところであります。

議員、言いますように、その見回りなんですけど、おっしゃるとおり業者さんをお願いしてるということではありますが、通常の町道・林道の見回り点検は、建設課職員でも行っておるということでもあります。その現場に行った帰り道とか、そういうときに見ていますので、そんなに十分ではないということではありますが、今後、先ほど、言いましたように再編という形になって人数がという部分でありますので、結局、そこ辺のマンパワーを利用して、生かして、やっぱりそういう部分の見回りとかそういうことをしていきたいと。

人を集めることによって地域に出ていくと、美郷町の中に出ていくことが一番、大切だと。そうすると、おのずとその問題点も出てくるということでもありますので、そういう形でさせていきたいと思っております。

今どうかというのは、やっぱり一番そこそこの町民が、ここが悪いぞ、ここが悪いぞということの連絡で把握をしていってるというのが実情かなというふうに思うところあります。

以上です。

【1番 山本 文男】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

1番、山本 文男議員。

【1番 山本 文男】

私が「見回り調査に行ったことがあるか」というのは、昔のことで、北郷はそうしたと聞いていたものですから、西郷も南郷もそうだったと思います。

昔のことを聞いたわけで、「昔、町長になる前、ずっと昔、行ったことがあるか」という質問でした。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

台風の後やは総務課のほうが、それぞれの課ですよ。結局、いろいろなところを見て回らなければなりませんので、農業振興課であればハウスとか田んぼ、いろいろなところ、林じゃったら山、林道、いろいろながけ崩れ、いろいろなものがありますので、そういう部分では行って、見ております。そういう時代には。

美郷町になってというか、町になってからはそんなによそのという部分はありませんけど、ちょっと副町長時代のときにはある程度、やっぱり予算をつけるときに、ここはいかがなものかという部分が出てきておりますので、そういうところはやっぱり見て、どこ辺を工事するのかという話の中で回ったことはあります。

【1番 山本 文男】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

1番、山本 文男議員。

【1番 山本 文男】

先ほどの町長の答弁と重複するところがあると思いますが、用意してますので。

今回の機構再編の計画書の中に、「職員を集約することによって積極的に地域に出ることができる」とあります。これを機に、数回でもその職員をその任に当たらせることはできないものでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

異動をかけてその、早く言えば建設課長ですけど、建設課長にそういうことを計画的にやっぱり年次計画ですよ。だから計画をつくって、その道路維持という部分、それと、工事とかいろいろなものがありますけど、そういう部分はやっぱりしっかりと行うように指示はしたいと思っております。

そういうことで、やっぱり職員が町に出ていく、その建設課職員だけでなく、やっぱり「誰じゃったかね」という話の中でどんどんどん職員を覚えていただくような環境をつくっていったほうがよりスムーズに進むのではなかろうかと、進むと思っておりますので、そういう方向で行きたいと思っております。

【1番 山本 文男】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

1 番、山本 文男議員。

【1 番 山本 文男】

そうやって職員が机の上じゃなくて現場に出るのも決して悪いことではないと思います。ということで、次の西の正倉院、百済の里について、移ってよろしいでしょうか。

【議長 甲斐 秀徳】

2 問目の発言を許します。

【1 番 山本 文男】

ありがとうございます。

みさと文学賞というポスターを見かけましたので。

昨年11月のある日、二十数年ぶりに西の正倉院と百済の館を訪ねてきました。もう行くことはないかと思っていましたが行ってきました。

町長は、何回か行かれたと思いますが、最後に訪ねたのはいつごろか、覚えていたらお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

結構、あっちゃこっちゃ、あっちゃこっちゃと言ったら語弊がありますので、行ってますので。「一番最後はいつかな」と聞かれても、1週間もたんちゃなかなと思っております。結構、南郷のほうの支所で朝礼を最低、月1回はやっていますので、そのときに上がった、そういう部分で西の正倉院ということで。

みさと文学賞という話の中で、今月の7日、県庁で記者発表をします。3月30日に正倉院の前で表彰式を行うということで、正倉院という部分を全面的にPRというか、そういう形で頑張っていこうかなというふうに思うところであります。

【1 番 山本 文男】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

1 番、山本 文男議員。

【1 番 山本 文男】

オープンした平成8年度は6万1,635人で、平成28年度は3,953人ということでした。それと、入館者の資料をいただいたんですが、ゼロ人という日がかかなり多くて、ゼロから5人というのが圧倒的に多かったです。

その中で、通年 3 6 5 日、受け付けはシルバー人材センターの方が行っているようです。3 6 5 日、開館してる理由を伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おっしゃるように昭和 6 2 年から始まった旧南郷村の百済の里づくりのプロジェクトで、その中核となしたのが西の正倉院の建設、平成 8 年完成であります。奈良正倉院と寸分違わぬ建築物を建てること自体、途方もなく遠大な計画であります、実は本当の価値はその内部にあるといっても過言ではありません。

そのため、建設当時からそのような収蔵物を広く P R し見学していただくという観点から、台風接近などの場合を除き、通年開館としておりました。

【1 番 山本 文男】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

1 番、山本 文男議員。

【1 番 山本 文男】

最初はそれこそ人が押し寄せてきて大型バスが何台もとまっていた状態だったと思います。ゼロの日がこんなにあるのに休みの日がないというのはどう考えても不自然だと思いますが、どうお考えでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

確かに精査をしてということは大切ではなかったのかなあというふうには思っております。平成 8 年当初、ずっと 6 万という人たちが入込客として入ってきたという部分を見たときに、このまま行けるっちなないかという部分でずっとしてきたと、そういう経緯があるのは否めないところかなあというふうには思います。

ですので、ある時点でやっぱり精査すべき必要があったのかもしれませんが、それをせずにそのままずっと今日まで引き継いできたというのが実情だというふうには思っております。

【1 番 山本 文男】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

1 番、山本 文男議員。

【1 番 山本 文男】

通告書にも書いていますが、温泉の休みの日に合わせて休館したほうがいいのではないかと思います、そこはどうお考えでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

南郷温泉の休館日はやっぱり入館者が比較的少ないと、連動しますのでどうしてもそういうことだと思っております。

ですので、ことし4月からは毎週木曜日が温泉、休みですので、それに合わせて調整をしているところであります。

それと、開館時間、9時30分から16時30分という開館時間がありますけど、これも検討かなという部分で、今後、検討していきたいと。

その休館日に合わせて休館は進めておりますので、その周知徹底を図りたいというふうに思うところです。

【1 番 山本 文男】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

1 番、山本 文男議員。

【1 番 山本 文男】

今、総務課長から、何か。それは私のあれに対する。

わかりました。道路のことも西の正倉院の百済の館のこともわかりました。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

気がつきませんでした。

表彰式を正倉院の前と、頭の中に入れてたんですが、多目的センターになったということで、私が間違えて言いましたので、正倉院の前がいいじゃないかなあと思ったので。まあ、雨が降ったらできませんので、そういうことで多目的センターとなりましたということでもあります。済みません。

それともう一つ、もう少し真剣に、しら真剣にこの西の正倉院を売っていこうじ

やないかという気迫が足らなかったと。足ってたんですけど、ある程度、こう下火になったときに。だから、まだまだその負の遺産ではありませんので、これを前向き、前向きに捉えて、どうかせないかんと話で考えていったほうが、まだまだ楽しいと。そのために一生懸命やりたいと思いますので、議員各位も御協力、お願いしたいと。どこへ行っても、うち、西の正倉院があっちゃがという話をどんどんどんどん口コミでも何でもいいですので、していただければ、1人でも2人でもこちらのほうに来ていただいて、定住移住者ありませんけど、そういうことでファンになっていただければこれにこしたことはないと思っておりますので、よろしくお願ひします。

今からです。よろしくお願ひいたします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これで、1番 山本 文男議員の質問を終わります。

ここで5分間の休憩とします。

30分より再開いたします。

(休憩：午後 1時25分)

(再開：午後 1時30分)

**【議長 甲斐 秀徳】**

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、8番 森田 久寛議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

**【8番 森田 久寛】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

8番 森田 久寛議員。

**【8番 森田 久寛】**

それでは、通告に従いまして今回、1問、町長にお伺いをいたします。

日本救急システム株式会社の救命業務委託についてという表題を挙げさせていただきました。

4年前の北郷、3年前に南郷に救命の業務委託を行い、現在に至ってるわけですが、その会社の知名度、それから内容、町民から大変、安心して暮らせるまちづくりのために頼もしい存在になっているというふう聞いて、非常に私たちもうれしく感じてるわけですが、その業務内容について伺うわけですが、特に知りたいことは、この前、少し説明があったわけですが、重ねてという形になって失礼なんです。

年間の出動回数、この4年間で。その中で、月にどれくらいの出動回数があるものかということと、4年前と現在での出動回数が少しやっぱり変化が出てくるのかという点。

それから、美郷の国保病院から町外への病院へ患者を搬送する割合、国保病院である程度、治療ができる率と、それから、とても無理だということで町外の病院に搬送する率。

それから、その中で、出動に当たって救命士がいたからこそ命が助かったというような例があれば、この3点、お伺いをいたします。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、日本救急システム（株）への救急業務委託についてということで、議員、4点ほど質問を出しておりますが、そのうちの3問ということだと思っております。

最初に、4年前に北郷、3年前に南郷に業務委託を行って現在に至っているが、業務状況について伺うという部分で答弁をさせていただきます。

御承知のとおり、日本救急システム（株）への救急業務委託につきましては、平成27年6月より日本で初めて救急救命業務の民間委託を北郷地区から開催しました。平成28年度には、南郷地区にも業務委託を拡大し、本年度からは、西郷地区にも救急救命士の手が届く体制を構築したところであります。

救急出動実績では、平成27年度が268件、平成28年度が304件、平成29年度が317件となっております。出動件数も年々増加しております。

救急救命士導入後、功を奏した症例としましては、窒息した傷病者を救命し意識回復をさせた事例、呼吸ができない傷病者に対して人工呼吸を行い、呼吸停止や症状悪化をさせることなく搬送した事例などがあります。

また、ドクターヘリ要請件数も年々ふえており、今年度は2月末現在で16件となっております。救急救命業務委託前と比較し10件の増となっております。

ほかにも北郷地区で発生した重篤、重症な急病者は町内医療機関の医師の指示のもと、直接、県立延岡病院へ搬送できる体制も構築され、根治治療までの時間短縮が図られています。

救急救命業務以外にも、町民を対象とした心肺蘇生法等の各種応急手当講習会の実施や、町内イベントの救護スタッフとしての活動も実施しており、町全体の安心・安全の向上に大きく役立っております。

2番目の、町内全域の出動状況について伺うということですが、本年度より町内のほとんどの地域において、救急救命士の手が届く体制を構築しておりますが、西郷山三ヶ地区の下区、鳥の巣地区、中区全域、上区全域では、自宅の固定電話から119番通報した場合、諸塚村役場にかかるようになっており、諸塚村より救急車が出動する体制となっております。この地域での救急対応については、医療機関までの搬送収容時間を考慮すると現体制を維持していくことが妥当であると判断しております。

しかしながら、諸塚村役場が対応できない状況が発生した場合には、本町の救急車で迅速に対応を行うほか、いち早く治療を開始できるようドクターヘリや県防炎ヘリへの要請も一つの手段として搬送時間の短縮に努めてまいります。

3番目の、防災ヘリ、ドクターヘリの利用が必要となった、これはまた後の質問だと思いますので、以上で答弁を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の答弁が終わりました。

【8番 森田 久寛】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

8番 森田 久寛議員。

【8番 森田 久寛】

出動回数も当初よりもかなり増加しているということは、それだけやっぱり信頼度、それから逆に言いますと、事故というよりも高齢者が多くなった関係もあろうかと思うんですが、その中で、今ちょっと聞いたところによりますと、前の説明では「全て救急搬送する場合には出動して、医師の指示を仰ぐ」というようなことが言われていたわけですが、今のちょっと話では、救命士の判断である程度、もう病院に搬送できるというような意味合いにとれたのですが、ドクターヘリの指示も。そういうことでしょうか。

もう一度、お伺いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

指示のもとということでは言ったつもりではありますが、そこ辺の詳しいところは総務課長が今議会をもって終わりますので、やっぱり答弁するところもないといかんかなあとと思ひまして、総務課長に答弁をさせていただきます。

【総務課長 小野 圭一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

総務課長でございます。今の御質問でございますが、医師の指示により救急救命士が判断をして相談をしてということが基本になります。

ただし、北郷黒木地区等の場合にこれは確認になりますけども、延岡地区、門川地区等のかかりつけがい、その患者さんの症状、傷病に応じて例えば、急を要する症状、傷病の場合につきましては、直接、搬送という判断をするということござ

います。  
以上です。

【8番 森田 久寛】  
議長。

【議長 甲斐 秀徳】  
8番 森田 久寛議員。

【8番 森田 久寛】  
それともう一つ聞きたかったのは、例えば、ドクターヘリを依頼するということになりますと相当、厳しい患者だと思うんですね。その場合には、やはり多分ちよっとそういうニュアンスが直接、救命士からドクターヘリのほうに通報ができるのかということですよ。お伺いいたします。

【総務課長 小野 圭一】  
議長。

【議長 甲斐 秀徳】  
総務課長。

【総務課長 小野 圭一】  
2回目でございます。  
ドクターヘリ、防災ヘリの部分につきましては、要請は町の職員または消防団ということになっております。救急救命士も全員、消防団に入っておりますので、その症状、救護に行ったときの症状をみてドクヘリを要請する場合がございます。  
ただ、通常はやはり役場の消防担当を通じて航空センターのほうに依頼をし、これが不発、不発といいますのは実際に出動しない場合でもスクランブル体制をとっておりますので、準備だけは常日ごろしていただくようにいたしております。  
以上です。

【8番 森田 久寛】  
議長。

【議長 甲斐 秀徳】  
8番 森田 久寛議員。

【8番 森田 久寛】  
ということになりますと、やはり最終的には消防団プラス医師の判断がドクターヘリに通報するまでに必要だということでしょうか。

【総務課長 小野 圭一】  
議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

医師がやはり医師免許を持っておりますので、その関係で確認することはございますが、緊急の場合には他の大学病院その他を含めて手配も含めてする場合がございます。

以上です。

【8番 森田 久寛】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

8番 森田 久寛議員。

【8番 森田 久寛】

大体わかったんですが、例えば、これ、例を挙げてどうかと思うんですが、延岡の県病院が一番近い黒木地区ですよ、北郷の。もしそこで急患が出た場合、出動しますよね。その場合に、私の聞いたところでは、一度、美郷町の国保病院で指示を受けて、それから327を日向まで行って、それから10号線を北上するという経路を使うと。

その理由は、途中で患者が悪くなった場合には日向の最寄りの病院に診察をさせるという意味合いからという話を聞いたんですよ。

もしかして、救命士の判断で搬送する場合に、黒木で。医師の判断を仰がなくて電話連絡だけで連れていく場合には、やはりやっぱり同じように今の言った経路を通して搬送するわけでしょうか、お伺いいたします。

【総務課長 小野 圭一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

北郷の黒木地区のほうのお話でございましたけれども、先ほど来、申し上げておりますように、患者さんの症状、傷病名によって違いますが、例えば、脳疾患、心疾患の場合ですと車を救急搬送車を揺らすことはなるべく避けたほうが良いという場合がございます。

それから、これは左右カーブもそうですが上り下りもそうでございます。そういったことも含めて事前に西郷病院の医師、それから相手方の医師等が確認がとれておれば搬送しますという連絡を病院のほうに入れていただいて、そして受け入れ体制もしていただくということになります。ですから、その場の患者さんの個別の場合もありますし、症例、症状にもよります。

以上です。

ルートですけど、ルートは今、言いましたことから、388を經由せずとも32

7 を行く場合のほうが、途中での患者さん、救護者の異変があった場合を含めて、それから通信体制も含めて、安全な経路というような形で救急救命士もしくは病院の看護師が乗る場合がございますので、安全第一で運行しております。  
以上です。

【 8 番 森田 久寛 】

議長。

【 議長 甲斐 秀徳 】

8 番 森田 久寛 議員。

【 8 番 森田 久寛 】

わかるんですが、例えば、やっぱり今のルートを利用しますと、約1時間くらいかかるわけですね。もしかすると黒木から直接、県病院に行ったら30分以内で着くんじゃないかなあ、救急車だと、思うんですね。それでもやっぱり安全なルートというのが、さっき言った327号から10号線を北上する線で行くのがやらなければならないルートなんではないでしょうか。

【 町長 田中 秀俊 】

議長。

【 議長 甲斐 秀徳 】

町長。

【 町長 田中 秀俊 】

確かに、全部が全部そのルートを通らないかんかという話だと思います。

その傷病、症例、いろいろな形で、今言ったような部分の病気というかそういう部分は揺らさんほうがいいとか上り下りがないほうがいいと。それとそういう安全のほうでほかの病院があるという部分で、そういう部分は理解できるのではなからうかと思うんですけど。

救急業務で救急車を要請するというのは、ある程度、そういうことがいっぱい予想されるということの中で、やっぱり安全を優先してという部分で、ケガしたからちょっとという話のようなものではありませんので、そういう観点の中で決めてきたことではなからうかなと思っております。

また、いろいろな形で私もちょっとそういう全部を知っているわけではありませんで、もしそういう部分以外はやっぱり議員、おっしゃるようにもう直接、行ったほうが早いんじゃないかというのは、どう考えても三角形の底辺を歩いていったほうが早いわけですので、そこ辺もまた今後、いろいろな形の中で、結局、今後、医療体制という部分の中の救急体制という部分で、やっぱりどうしても出てくる問題かなという気はしておるところであります。

【 8 番 森田 久寛 】

議長。

【 議長 甲斐 秀徳 】

8番 森田 久寛議員。

【8番 森田 久寛】

はい、ちょっとくどいようですが、もう一点、聞きたいのは、例えば、医師の判断を仰ぐ場合、国保病院それから診療所、何人もいますよね。どの先生の医師の判断でもいいわけでしょうか。

例えば、総院長とか院長とかいろいろ格付がされているようでございますので、そういう先生の指示が要るのかどうかということをお伺いをいたします。

【総務課長 小野 圭一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

医師でございますので、総院長とか役職等に限らず医師の判断で行います。以上です。

【8番 森田 久寛】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

8番 森田 久寛議員。

【8番 森田 久寛】

大体、わかりました。

次、防災ヘリとかドクターヘリの件について、ちょっとお伺いしたいんですが、防災ヘリの場合には、大きいからそれぞれ機体からつり上げて救助する方法がありますが、ドクターヘリの場合には小さいのでその病院の屋上にも着陸できるくらいなコンパクトな型ですのいいと思うんですが。

聞くとところによると、町内に18カ所、ヘリポートというんですかね、それが設定をしてあると。西郷に6カ所、北郷に7カ所、南郷に5カ所ということですが、この設定した基準というのは、例えば、ドクターヘリが一番安全に離着陸ができるからという点か、それとも各地域にあるのは一番近いところでその患者を搬送したいからという意味合いからその設定をしてあるのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

【総務課長 小野 圭一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

防災ヘリ、確かにドクターヘリも大きいサイズでございます。防災ヘリにつきましてはつり下げによる救助、ホイストと申しますけども、そういった救助活動もできることから、またそのほかの災害に対応することからサイズが違います。

そのヘリポートでございますが、配置的にはやはり安全確保が必要でございます。もちろんヘリポートとしての規格としましては、標準的には20メートル掛ける20メートルが必要でございます。余裕をもって40掛ける40という指示もドクヘリの場合に来ております。

それから、実際にヘリポートを確保できた場合につきましても、そこに着陸するまでの進入路それから離陸路の空間が必要でございます。周りに障害物がないこと。例えば、フェンス、立木、電線等も考慮した上で、また、町内のある程度の地域バランスも考えて配置してございます。

そのヘリポートを実際に運用するに当たりましては、今度は安全確保がございます。安全確保と申しますのは、ヘリが着陸もしくは離陸する際に、一般住民の方を含む人が存在しないことと着陸の際に地上からの誘導がございます。それから、ヘリポート自体が土のところが多いんですが、埃によりますことがありますので散水をしたりといった形で消防団、町職員がそのほうに従事いたしているところでございます。

以上です。

【8番 森田 久寛】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

8番 森田 久寛議員。

【8番 森田 久寛】

大体、わかったんですが、大体ではいけないんですが。

ちょっともとに、さっきの町内全域での出動状況についてと少しダブりますので戻りますが、言われるように実際は町内全体をカバーするのが行政としての一つの努めであるというふうに考えるんですが、ただ、今の状況では、西郷の一部、上中それから下区の一部ですかね、そこまでは出動範囲外ということで、町長は、そういう場合には全て諸塚村の救急車を用意しておるということでございますが。

私も、諸塚村の救急業務を何回も目の当たりにしております。大概、12時過ぎ、1時ころ、呼んでとこにやはり行ってみますと、役場の職員とそれから看護師さんが女の方が来て、てきぱきとして救急業務を行っている姿を非常にやっぱりうれしく感じるわけですね。

ただ、問題は、運転手が時々、変わる場合があるんですよね、同じ人じゃなくて。そうなりますと、実際、30分で行けるところを間違っって山神のほうまで上がって1時間以上かかったりとか、例えば、災害時の後は交通止めとかそれがわからないので迂回路を回り回って相当、時間がかかってロスが出てきた例が何回もあります。

しかし、ひやひやして待ってるけど、そうして来ていただくとやっぱり私たちは諸塚の方々に嫌な顔もできずということで、今まで来たわけですよ。

今回、私がここで質問したいのは、今まで全域をカバーするけどできないけど、この施政方針の中で町長が、「本年度も引き続き、町内全域に救急救命士の手が届く体制を構築し、住民サービスの充実を図ります」というふうに述べておられますよ

ね。要するに、日本国民どこに住んでいてもやっぱり同じようなサービスを受ける権利がありますよね。町民も同じようにそういう権利があると思うんですが、そう考えた場合に、やはり諸塚村の立派な救急業務もありますよ。

しかし、救命士が必要だからこそ、美郷町は民間委託をしてるわけですよ。そうであれば、やはり町長が言う「引き続き、町内全域に救命士の配置をしたい」という意思があるということであれば、いつごろとか、その予算の関係でなかなか難しいと思うんですが、そういう「ここまではしてみたい」という考えがあれば、それをお伺いをいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

確かに、大きくものを言えば、文化的、最低限度の生活を営むために、国は国民に対してそういう措置をとるべきであるという話になろうかと思っております。

ですので、全国津々浦々全てのものが平等かと言われると、皆さん、やっぱり考えるところではなかろうかと思っております。

「美郷町で」という部分で、そういう形でくまなくという部分で努力はしていきたいと。今さっき、「黒木から県病院に運ぶときに」という話で、「近いからという部分で今の体制が最良である」と言ったのは、やっぱり近いところから救急車を出していただいてという部分での救急救命という部分が一つは諸塚村のほうに委託をしてると。運転手が変わるという話になりますけど、そこ辺をしっかりとこちらのほうもお願いすることかなと思ってしておりますが、今度は町としてどうなるかという部分であります。

今、高規格救急車を3台持っておりますけど、その運用体制は31年度からこうしますよという話の中で説明をさせていただいておりますが、結局、これをもう少し広げてということになると、人件費という部分で救急救命士を入れることによって、また高規格の救急車という部分が出てくると思います。

ですので私の思いとしては、やっぱりくまなくみんなにその恩恵が伝わるようになろうかなあというふうに思っております。

先ほど、言いましたように、今後という話の中でどうしても避けて通れない問題が、この病院問題が出てくるのではなかろうかというふうに思っております。その病院問題と合わせて、そういう救急体制がこれでいいのかという部分も、やっぱり検討の中でその俎上に上がってくるのではなかろうかと。ほんならここはどのような形にしたほうがいいのかという部分も含めて、今後の本当に検討していく部分です。

ですので、放ったらかしていいのかという話ではなくて、今されている救急体制のすき間というか、そこ辺をどう詰めていくのか、これから医療をどうしていくのか、これはセットだと思っておりますので、やっぱりそこ辺をまた議員各位等と町民にも周知徹底しながら、丁寧に説明しそして理解していただくという形がこの組織改編以上の問題ではなかろうかというふうに思うところでもあります。

ですので、そういう方向ですき間を埋めていけるような努力をして、安全安心を提供したいとそういうふうに思うところです。

【 8 番 森田 久寛 】

議長。

【 議長 甲斐 秀徳 】

8 番 森田 久寛 議員。

【 8 番 森田 久寛 】

私自身もやっぱり議会議員の一人としてそういう予算というものに関しますと、なかなかやっぱり目の届かない部分と。町長が言われるのははっきりわかるわけですよね。

でもしかし、それでもやっぱり考えなければならないというのが私たちの仕事でもあるし、町長の使命でもあると思うんですよね。

ただ、恐らく諸塚、椎葉でも、できればそういう救命士システム、美郷町のようなものを業務委託させたいという気持ちがあると思うんですよね。そうなれば、やはり私たちの地域はそれだけ網羅していただくのなら、諸塚の病院から。

例えば、横の連絡を密にして、これだけの世帯、地域をお願いするんですから、やはり美郷町も少し負担しますよというような前向きのそういう話し合いというものを今後、諸塚村とあるいは椎葉村ともでしょうが話をつけていただくならば、そういう全地域をカバーするのが割合、早いんじゃないかなというふうに考えたので、自分のこの一般質問の中で述べさせていただいたところでございます。

それでは最後に、なかなか最近はあれですがね。おとなしい質問になって楽ですがね。

最後をお願いしたいのは、日本救急システム、JAMS さんですよね。そういう言い方をさせていただきたいんですが、町に対して、よそから来ているわけですよね、彼らは。もうそれがずっと前から見ている限り、いろいろな行事、イベントをみずからが参加し、そして救命も出動体制を整えながら、またあるいは消防団員の加入、彼ら一人一人に若い人に聞くと、「美郷町に骨をうずめるような覚悟で来ました」と、まあありがたい言葉を聞くわけですよね。涙が出ますよ、これだけ言われますと。

そうなりますと、やっぱりよそから来た人はこの美郷町に足りないものがあるんじゃないかというのを割合、感じてるんじゃないかと思うですね。

例えば、私たちでさえ休みの日とか、もし日向、延岡、宮崎まで行かなくても、美郷町でそれがカバーできるなら出ていかななくていいわけですよね。そういう点。

そういうことを、もしかするとそういう要望なり課題というものが、もしかするともっていて、それが行政のほうに届いているならお聞かせ願いたいということをお伺いしたいと思います。

【 町長 田中 秀俊 】

議長。

【 議長 甲斐 秀徳 】

町長。

【 町長 田中 秀俊 】

要望ということでは 2 点ほど聞いてるということでもあります。

一つは、日本救急システム（株）から町に対しての要望は2点ありますということで、まず1点目ですけど、現在、美郷町で従事している救急救命士の平均年齢は26.5歳であり、今後、年齢上昇に伴い給与の昇給が必要となるため、年齢上昇に準じた委託金のベースアップの検討について要望が挙がっております。これはそういう部分で日本救急システムのほうから挙がっているということです。

このベースアップにつきましては、年次的に対応していく予定であります。次年度から5年をかけて委託料の増額を検討しなければならないかなあというふうに思っておるところであります。

2点目は、本町のケーブルテレビきららびじょんと提携し、応急処置や心肺蘇生法、その他疾病予防に関する番組等を制作し普及啓蒙を行いたいとの要望であります。

ですので、そういう部分を救急救命士に番組をつくっていただいて、こういうときはこうですよという部分できららで流して、救急の対処法とかそういうことをしていただくと、本当にこの部分はいいのかなというふうに思うところあります。

今さっき言いましたように26.5歳でありますので、非常に若いということいろいろな地域に住んでいただいておりますので、その地域に出させていただいて、そこ辺の交流を深めるなり、そしてまた、今後そのJAMSの職員に対して何か要望と、こういう以外に、町に対する提案とかそういうものを聞き取って、それがいいものであればどしどし採用していくことも今後の一つの方策としていいのではなかろうかと思うところあります。

以上です。

【8番 森田 久寛】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

8番 森田 久寛議員。

【8番 森田 久寛】

わかりました。

5年後ごとのベースアップということですね。まあまあ仕方がないことだと思うんですが。

課題のほうは指摘はされなかったわけでしょうか。お伺いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

課題は聞いてないということで、ただ、この2点の要望が町に対してJAMSさんからあったということあります。

また、本当に言いましたように、26.5歳という部分でかなりの人数を抱えて

ますので、その人たちがまた違う形で町の救急業務以外に頑張っていたいただければいいかなというふうには思うところです。

【8番 森田 久寛】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

8番 森田 久寛議員。

【8番 森田 久寛】

本当、長々と同じような質問をして大変、申しわけなかったと思うんですが。

ただ、やはり移住定住を進める上で重ねながら、やっぱりこういう若い世代が本当に美郷町に来てよかったと、ここほどいい住みやすい場所はないんだと言われるような、私たちもまちづくりを進めていかなければならないと。それがやっぱり移住定住、人口を少しでも減少させるのをおくらせる一つの要因だろうと思うんですね。だからそれに合わせながら、やはりこのような会社、それから他にもあるでしょうが、ぜひともいっぱい育てながら、美郷町をお互いに守っていくことを期待しながら、私の質問を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これで、8番 森田 久寛議員の質問を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

【事務局長 尾田 靖】

「一同・起立・礼」

お疲れさまでした。

(散会：午後 2時 1分)

# 平成31年1回美郷町議会定例会会議録（第3日）

平成31年3月6日（水曜日）

◎開会日時 平成31年 3月 6日 午前10時00分 開会

◎散会日時 平成31年 3月 6日 午後 3時26分 散会

## ◎出席議員（11名）

1番	山本 文男君	2番	中嶋奈良雄君
3番	山田恭一郎君	4番	川村 義幸君
5番	川村 嘉彦君	7番	富井 裕瑞君
8番	森田 久寛君	9番	園田 義彦君
10番	那須 富重君	11番	甲斐 秀徳君

◎欠席議員 6番 黒田 仁志君（途中入場）

◎欠 員 な し

◎会議録署名議員 9番 園田 義彦君 10番 那須 富重君

◎事務局職員氏名 事務局長 尾田 靖君 書記 坂本梨津子君

## ◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	欠席
総務課長	小野 圭一君	税務課長	後藤 充君
企画情報課長	下田 光君	町民生活課長	田原 博文君
健康福祉課長	松本 博君	建設課長	木原 浩一君
農林振興課長	藤本 政春君	教育課長	小田 広美君
地域包括医療局総院長	欠席	地域包括医療局事務長	中田広喜君
南郷支所長	瓶田 哲朗君	北郷支所長	日高 隆一君

◎会議の経過 別紙のとおり

# 平成 3 1 年 第 1 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

## 議 事 日 程 ( 第 3 )

平成 3 1 年 3 月 6 日

午 前 1 0 時 開 議

### 日 程 第 1 一 般 質 問

2 番 中 嶋 奈 良 雄 議 員

1. 美郷米のブランド化について

3 番 山 田 恭 一 郎 議 員

1. 美郷北学園テニスコートの移設工事について

4 番 川 村 義 幸 議 員

1. 耕作放棄の農地対策について

日 程 第 2 議 案 第 4 号 定 住 自 立 圏 形 成 協 定 の 一 部 変 更 に つ い て  
質 疑 、 討 論 、 採 決

日 程 第 3 議 案 第 10 号 美 郷 町 役 場 課 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す  
る 条 例  
質 疑 、 討 論 、 採 決

日 程 第 4 議 案 第 11 号 美 郷 町 職 員 定 数 条 例 の 一 部 を 改 正 す  
る 条 例  
質 疑 、 討 論 、 採 決

日 程 第 5 議 案 第 12 号 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一  
部 を 改 正 す る 条 例  
質 疑 、 討 論 、 採 決

日 程 第 6 議 案 第 13 号 職 員 等 の 旅 費 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す  
る 条 例  
質 疑 、 討 論 、 採 決

- 日程第 7 議案第 14 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例  
質疑、討論、採決
- 日程第 8 議案第 15 号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服  
務等に関する条例の一部を改正する条  
例  
質疑、討論、採決
- 日程第 9 議案第 16 号 美郷町債権管理条例  
質疑、総務厚生常任委員会へ付託
- 日程第 10 議案第 17 号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備  
及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例  
質疑、討論、採決
- 日程第 11 議案第 18 号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正  
する条例  
質疑、討論、採決
- 日程第 12 議案第 20 号 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及  
び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例  
質疑、討論、採決
- 日程第 13 議案第 21 号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正す  
る条例  
質疑、討論、採決
- 日程第 14 議案第 22 号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正す  
る条例  
質疑、討論、採決
- 日程第 15 議案第 23 号 美郷町公の施設条例の一部を改正する  
条例  
質疑、討論、採決

日程第 16 議案第 24 号 平成 30 年度美郷町一般会計補正予算 (第 6 号)

質疑、討論、採決

日程第 17 議案第 25 号 平成 30 年度美郷町国民健康保険事業  
特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 18 議案第 26 号 平成 30 年度美郷町介護保険事業特別  
会計補正予算 (第 4 号)

日程第 19 議案第 27 号 平成 30 年度美郷町後期高齢者医療事  
業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 20 議案第 28 号 平成 30 年度美郷町簡易水道事業特別  
会計補正予算 (第 4 号)

日程第 21 議案第 29 号 平成 30 年度美郷町農業集落排水事業  
特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 22 議案第 30 号 平成 30 年度美郷町国民健康保険診療  
所事業特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 23 議案第 31 号 平成 30 年度美郷町国民健康保険病院  
事業会計補正予算 (第 4 号)

質疑、討論、個別採決

日程第 24 議案第 5 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 25 議案第 6 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 26 議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 27 議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 28 議案第 9 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 29 議案第 19 号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正す  
る条例

日程第 30 議案第 32 号 平成 31 年度美郷町一般会計予算

日程第 31 議案第 33 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 32 議案第 34 号 平成 31 年度美郷町介護保険事業特別  
会計予算

日程第 33 議案第 35 号 平成 31 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第 34 議案第 36 号 平成 31 年度美郷町簡易水道事業特別  
会計予算

日程第 35 議案第 37 号 平成 31 年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 36 議案第 38 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算

日程第 37 議案第 39 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算

総括質疑  
予算等審査特別委員会設置  
特別委員の選任  
委員会付託  
正副委員長報告

平成 3 1 年第 1 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 3 号)

平成 3 1 年 3 月 6 日

美 郷 町 議 会

# 会 議 録

平成 3 1 年 3 月 6 日  
午 前 1 0 時 開 議

【事務局長 尾田 靖】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席してください。

【議長 甲斐 秀徳】

改めまして、おはようございます。

定例会三日目であります。本日もよろしくお願いいたします。

本日は、傍聴者が一人もおりませんけれども、しっかり頑張っていたきたいと思えます。時間は十分にありますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

【議長 甲斐 秀徳】

ただいまの出席議員は 1 0 名であります。

黒田 仁志議員から、所用のため少しおくれるとの連絡がありました。

したがいまして、ただいまの出席議員は 1 0 名であります。

金丸吉昌地域包括医療局総院長から診療業務のため欠席の申し出がありましたので、これを受理いたしました。

また、石田 隆二会計管理者から、家庭の都合による欠席の申し出がありましたので、これを受理しました。

【議長 甲斐 秀徳】

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付の議事日程表のとおりであります。

広報用の写真撮影の申し出がありましたので、これを許可しました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第 1、一般質問。

今回一般質問の通告のありました議員は 7 名であります。

昨日、4 名の一般質問を終了しましたので、本日は残り 3 名の一般質問であります。

通告順に一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

2 番、中嶋 奈良雄議員の登壇を許し、1 問目の発言を許可します。

【2 番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

2 番 中嶋 奈良雄議員。

【2 番 中嶋 奈良雄】

おはようございます。

早いもので、もう1年がたちました。皆様のおかげでどうにか1年やっていくことができました。ありがとうございます。

美郷米のブランド化、生産収益の向上について伺います。

8月6日に、議員十数名で米の直販会社に視察に行きました。そこで、美郷米の取扱量を伺ったところ、平成28年で22トン、29年で48トンとのこと。1年で2倍以上の取引があったそうです。この数字は、他の生産地とのブレンドではなく純粋な美郷米のみの取扱量であります。

直販会社によると、美郷米はおいしく、米のおいしさを決定するランクは最高の80点のところ75点以上のAランクを取得しています。このことから、美郷米の商品価値、ブランド力が他の生産地に劣るポテンシャルを持っていることがわかります。

今現在、美郷米の問題として耕作放棄地、生産高齢化、後継者の問題として何より価格が安いことによる生産者の耕作意欲の低下が挙げられます。

例えば、美郷米の独自のブランド、ダイヤモンド米あたりの名前を商標化することでブランド力を高めることをもって美郷米の商品価格と生産者の収益を向上させることにつながるのではないかと考えてますが、町長はどのようなお考えをお持ちなのか伺います。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おはようございます。

それでは、美郷米のブランド化ができないかという御質問であります。美郷町では、主食用米として平成30年産で約410ヘクタールで生産されており、そのほとんどがJA日向へ出荷され、ひむか米として流通し、北郷地区産のうなま米とともに、沖縄県へも販売強化を行っているところであります。

ブランド米には特に明確な基準はありませんが、最近では、家庭でも銘柄や産地を指定して購入するするのが一般的となっております。そんなことから、食味にすぐれたおいしい米を指してブランド米と表現することが多くなっております。

さらに、付加価値をつけるため米の食味ランキング（日本穀物検定協会）での上位ランクづけを目指す産地がふえているということでございます。

美郷産米におきましては、その地域の地理、土壌、水質などさまざまな要件により、一定ではありません。ブランド化にしていくためには、組織の構築や、品種・土壌・生産管理システムなどに一定の基準を設けることが必要だと思っております。

うなま米におきましては現在不足している状況でもあり、生産基盤の維持強化による生産量の確保が必要です。

持続可能な農業の振興を図るため、ブランド化ができるよう、県、JA関係機関

と連携し、町内産米の品質向上につなげていきたいと思っておるところであります。  
以上です。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の答弁が終わりました。

【2番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

2番 中嶋 奈良雄議員。

【2番 中嶋 奈良雄】

ブランド米は確かに全国で物すごく多くなっていますが、ブランド化の戦国時代に入ってるようです、日本各地で。

ですけれども、美郷米はおいしいということだけで、それ以上の対策がなされてなくて、ただうまいというだけではやっぱり収益性が上がらないとだめだと思いますので、何らかの形をとらないといけないと思いますので、美郷米を出していくためには、町長は観光も取り上げてますが、観光の中にも取り上げて、私は、百済、西の正倉院米と宇納間地蔵米とか御田祭米とか、そういうものを例えば、ペットボトルに張りつけて土産用に出すとか、そういうPRをしながらどンドンどンドン売り出していく必要性もあると思います。やっぱり漠然としたことではなくて、美郷を売り出していくということが一番の生産者にとっては活力が出てくるんじゃないかと思えますけれども、その点、どう考えているか伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

確かにそのブランド化というのは何かという話になるような気がするんですけど、結局、企業でもブランド化をして差別化をして売っていくと。

ですので、同じ肉を買って、普通、通常のもので100グラム幾らと、今度はブランドの肉を買うときに100グラム、その2倍、3倍くらいすると。なぜ、そんな格差がある価格を買うのかという話にしたときに、そのブランド力という部分が非常に大きく左右してくると。

米もという話でありますけど、結局、この穀検といいますか日本食物検定協会によりますと、宮崎は特Aはありませんけど、えびの市の霧島地方ですけど、今回、硫黄山の噴火で長江川が白濁してちょっと、という部分でAにとまったと。

ほんなら宮崎県内の米はどうかといいますと、やっぱり非常にいいということでもAです。

ただ、沿岸部がAダッシュということで、ちょっと味が落ちるということなんですけど、米自体は宮崎県のほうはいいのではないかと思っておるところであります。

これをもってどうする、どういう形で美郷町の米を売るかという話になったときに、「特化して有機農法で全部やっていますよ」という話なら非常に売りやすいのではなかろうかという話になります。

ほんなら全部、そういう形で農家さんがやるかといったら、これもまた難しい話でありますので、おいしい米ということで、やっぱり今度、いろいろな形で穀検がAですよという話になれば、なっているんですから、今度は売り方の問題かなあというふうに思っております。

何でうなま米が沖縄の中で売れていっているのかと、在庫が足りないくらい。これはやっぱり認知度。これ、ブランド力かなあというふうに思っております。

ですので、豊見城市に行っているいろいろな農協さんの販売の部分を見てますと、全国各地から米が入ってきてますけど、その中でもしっかりと対応ができてるという部分で、やっぱり全部が全部、全国版にならなくていいじゃないかなという気がしております。ですので、それが売れていくという部分でまだまだ沖縄でも伸びしろがあるということ、宮崎でも伸びしろがあるという話の中ですれば、そこ辺でしっかりとした美郷産米というか、それを格づけを、こうですよという部分で差別化を図っていければ、それでいいのかなあというふうに思うところであります。

ですので、そのためにはやっぱり生産者が同じ形の中でという部分を生産していくということも大事なんですけど、今後、この米が温暖化によってちょっと上がっていくのではなかろうかなあという気がしてます。

ですので、米の栽培方法というか、早く言えば高温障害を受けるという確率が高くなってきて、食味に影響してくるといふふうに思いますので、やっぱりそこ辺の栽培技術というかそういうものをもう一回、確立し直す必要も出てくるのではなかろうかと。その上で、美郷産米ですよというPRを一生懸命していくことがブランド化につながるかなあというふうに思うところであります。

**【2番 中嶋 奈良雄】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

2番 中嶋 奈良雄議員。

**【2番 中嶋 奈良雄】**

確かに米はうまいんですけども、それ以上、進んでないと思うんですよ。要するに、価格が上がらない限りは、つくらない人が減ってくると思います。

今現在、高齢化と同時に米をつくらなくなっている人が多くて、私たちの地域でも、もう5名の方がことしになってつくらないということになってますが、私たちの地域だけでこれだけあるということは、美郷町内で大分あると思うんですよ。

それで、行政と農協と協力し合って生産意欲を高めていく必要があると思います。残るのは農業、今から先、残るのは農業と言われてます。だから美郷米のブランド米をもっと多くの人に知ってもらっていかなければならないと思います。

「温暖化によって米の食味が変わる」と言われてますが、美郷米はおかげさまで地理的にも朝夕の寒暖差が割と大きくて米に適していると私は思ってます。そういう条件の中でうまい米がつくられてますので、やっぱり米は美郷にとっては一番の生産者を助けるという意味で、やっぱりブランド化を立ち上げて、真剣に取り組んでいかなければならないと思いますが、何かを見出していかないと先は開けないと

と思いますが、そういう点を伺いたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

米のブランド化という部分で、やっぱり今後、努力する必要があると。

ただ、JAさんの供出米の買い上げなんですけど、これが低いということが一番、問題かなという部分で思っております。

確かに北郷地区の米、そして南郷地区の米、これ、結構、一等米が多いということですね。なぜかしら西郷地区の米が一等米が少ないと。で、これをまぜてという形で美郷産米にするのかという部分もいろいろあるかと思えます。

ですので、結局、一等米の買い上げが6,000円くらいという話になれば、やっぱり8,000円ベースにならないと割に合わないということです。結局、同じ農協さんが買い上げの価格が違うという部分もまた問題かなと。

うなま米は500円から600円くらい、一等米でも違う、玄米で30キロ価格が違うということで、やっぱりそこ辺からの差別化というのが昔からしてきた部分のブランド米の差かなと。それを農協さんは認めてるということになるのではないかと。

それを、「そんなこと言うたって美郷じゃないか」という話の中で、もう少し農協さんの買い取り価格を上げていただいて、その中で安心して出せると、供出ができると。ほとんどの方が相対で自由化になってそういう形がとればいいんですけど、やっぱりなかなかそういう販売先がわからない人たちはどうしても農協に供出をするという現状がありますので、JA日向産の組合長等と話して、「もうちょっとどうかかならんか」という話の中で価格を上げていただくような工面と、それこそブランド化、ブランド化と一口に言ってもなかなか難しいものがあります。

ですので、前、言ったように美郷米を早く、県庁に配ったらどうかという話をしたような気がしますけど、その県庁に配るためにはえらい買い込みにゃいかんから、例えば、振興局ですよ、そこの。それと日向土木、そこ辺に5キロくらいのパック詰めで持って行って、そういうことからやっぱり地道にしていくことが大切かなと。一気にブランド力をつけることはできないと思いますけど、「おいしい」ということを非常にわかってもらう、そういう工面が今から必要ではなかろうかなというふうに思うところであります。

ですので、農家さんにとりまして1円でも高く売るとというのが基本ですので、やっぱりそういう努力を町としてもやっていかなければならないかなと思うところであります。

以上です。

【2番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

2番 中嶋 奈良雄議員。

【2番 中嶋 奈良雄】

確かに町長の言われるとおりでありますが、ですけど、西郷の米に対してもそこは77点以上、南郷に対しても80点以上、北郷に対しても80点以上のスコアがあります。これはAランクということでもあります。特AとAダッシュ、A、B、Bダッシュの5段階のうちのAランクですので、美郷町の米は非常においしいということが本当にこのデータでもわかります。これは、ヒノヒカリの米ですけども。

だから、これを5年、10年、長い間、見送っていたら本当に大変なことになると思います。私が心配してるのは、中山間直接払い事業のあれをしていますが、美郷町も。これが耕作放棄地になった場合には、補助を受けている生産農家が今までもらったものを払わなければならないことになってくる恐れがあります。そうなった場合には、もう払えないと思うんですよね。今までもらってる金を。だからもう本当に重要なことでもあります。

だから、一番の田を持っている生産農家は、やっぱりブランド力を上げて、米の価格を上げることが何よりも生産意欲を上げることだと思います。農協に対しても、私はやっぱり価格を高く買ってもらわないと、やっぱり農家も困ると思います。1等米で7,300円、2等で7,000円、3等で6,500円、等外で5,800円です。これを一反当たり計算すると、いろいろ経費を引きますと本当に米は何をしているかわからない状態にあります。ブランド力を上げることによって1円でも高く売ると。1円では話になりませんが、せめて9,000円、1万円くらいで売っていく必要があると思います。

要するに、ほかの地域では地域といいます。米を送ると、私たちの米は宇納間産よりおいしいと言われます。どこに行っても「美郷の米はおいしいです」と言われますので、自信を持って売ることが本当に必要だと思います。それを植えつけるためには、やっぱり町が本格的になって取り組んでいく必要があると思いますので、そういうところの考えを町長に伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ブランド米という話の中から今後の米政策という部分でありますけど、結局、町としてという話でありますけど、その六次産業化の中で、一つの中で今後どうするかと、その田んぼを。どんどん遊休農地がふえて、それをそのままになっていくと非常に生活環境が変わってくると。

田は小さなダムといわれます。よく。その中で、多面的機能を持っていますので、そこが維持されなくなると、本当に生活環境が変わっていくのかなという気がしておりますので、何らかの手を打っていきたくて、そういう部分については町が頑張る必要があるのかなというふうには思うところがあります。

今後、直接支払い制度は5年間の中での話ですので、そこを今度は計画外にすれば何ら問題もないのかなという気はしますが、そういうことではなくて本当に町が米

をどうするのかという部分。米をどうするのかというよりも、今度はWCSとかいろいろな形の中で田んぼの維持機能をどうするのかという部分を考えたいなど。その中に、一つは米があるということだと私は認識をしています。

ですので、やっぱり関係機関とこの米をどうしようかという話を本当に今まで価格の面でどう売っていくかという話を真剣にやってきたことがないような気がしますので、今後、関係機関、結局、いろいろな各関係機関、農協さん、森林組合、商工会、いろいろ集めて、1回、何か美郷町というか、どう考えるかという部分をやってみる必要があるのではなかろうかという部分で、それぞれの考え方を一つの方向性として持っていくほうが、非常に今後やりやすいというか、一つの目標に向かって動くという部分で、その中にブランド化を図るという部分の考え方を入れるということのほうが、町だけやってもという話もありますので、やっぱり関係機関と同じ足並みをそろえて同じ方向に持っていくということが今後、大切になっていくかなという気がしておりますので、そのような方向で検討させていただければと思っております。

【議長 甲斐 秀徳】

2番

【2番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

2番 中嶋 奈良雄議員。

【2番 中嶋 奈良雄】

町は美しいまちづくりを掲げてますが、美しいまちといたら山、田畑と私は考えています。それに川とか。それを守っていくには、やっぱり生産農家が頑張るしかないと思います。田園風景を次の世代に引き渡すためには、やっぱり後継者がいないと成り立っていかないと思います。

要するに、2分の1以上、美郷町は高齢化社会に行ってますので、そういう後継者が楽しんで米づくりをするような対策をとらない限り、これはもうだめになっていくと思いますので、やっぱり夢のある米づくり、それに取り組んでいくためにはどうしたらいいかといいましたら、そういうブランド力を上げて若い人たちが取り組んでいくような体制づくりを、もう今からしていけないと、私はどんどん衰退していってしまうと思っております。

要するに、町の庁舎にも美郷町の特産物を置いていません。玄関口にもそういう米だけではなくてキンカンとかクリとかナシとかいろいろあると思います。そういうのも各支所の玄関口に置いてPRしていく必要があると思います。

米に対しては本当にみんなが田畑を持っていますので、いかにその収益を上げていくかが今から先の課題だと思います。価格を上げていかない限りは、もうどんどん米をやめていくと思います。もう目に見えているような気がします。

だから私が思うには、やっぱり明るい農業、楽しい農業、もうかる農業を目指していく人があると思います。

町は、持続性の可能なものづくりを目指すとありますが、そこのどのようなことを考えているか町長に伺いたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ブランド米ということで、今さっき穀物検定協会の部分、これを美郷町米として出せんかという話ですよね。結局、ブランド米を明確な基準がないという話の中で、食味のランキングで消費者が買っていくという話になれば、それを美郷町産米ですよということで、そこの検定協会に出せるか出せないかということを検討してみたい。そこで、美郷産米が特Aになったという話になれば、またこれは話が変わってくるのではなかろうかというふうに思います。

ただ、この検定協会に出すには要件があると思ひまして、例えば、面積にして1,000町歩以上とか、県が推奨している品種とか、そういう部分が全てクリアできるかという話になって、これを出す場合にお金も要るっちゃんないかなあと思つてますので、1回そのようなことも試みるというか調べてみて、もし出せれば、ほんなら1回、穀検に出して、どういう評価を受けるのかという部分も必要ではなかろうかと。それで特Aをいただければ、堂々ともって「うちは特Aですよ」という部分で、そのラベルとかそういう部分に張りつけて、どんどんどんどんブランド化を図っていくということができるとかなと。

ちょっとずれてる部分で、持続可能な農業ということでもありますので、うちの場合はどう考えても一次産業の町であるということは否めない部分かなあというふうに思っております。

ですので、「一次産業がなくなると」という話になると大変ですので、その部分を補うために、町としても美郷町版の商社型をつくりたいと、そういう部分で持続可能な形をもって後押しをしていくし、またそこに人を入れて、そういう形ができれば、帰ってきて担い手それと後継者というのはなかなか今のところ難しいという部分も実質的にありますので、そういう部分を通して生活ができるようなパターンになれば、「どうやろうか、おまえたち帰ってこられんかなあ」という話を今度はしていく、切りかえるというか、そういう形でやっていくと。それがずっと持続可能なという部分でやっていければいいのかなあ。

やっぱり持続可能なことをやっていく必要が今から先、突拍子もないということではなくて、やっぱり今まであるものを大切に育てながらということがそういう持続可能なことだというふうに思っております。

ですので、国連が提唱していることもそういうことかなあと思つてる次第でありますので、ブランド力をつけることと、その持続可能な農業の展開というのは一緒に含めてやれないこともないと思ひますが、別立て、ブランド力をつけることと持続可能なのはまた別問題としてやっていきたいなというふうには思っているところであります。

以上です。

【2番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

2番 中嶋 奈良雄議員。

【2番 中嶋 奈良雄】

ありがたい言葉をいただきましてありがとうございます。

これは、さっきも言いましたようにもう5年、10年の問題ではないと思います。もう早速、取り組んでいかない限りは、もうどんどん高齢化するし生産意欲もなくなるから、もう本当に米で生産農家を助けるというような意気込みを持って対処していく必要があると思いますので、そこ辺あたりをよろしくお願いします。

これは、町のやっぱり活性化にブランド化はなるとと思いますので、そのあたりをよろしくお願いします。

1年でも早く、1カ月でも早く、そういうブランド化を目指して頑張っていたきたいと思います。

これで、終わりにしたいと思います。

【議長 甲斐 秀徳】

これで、2番 中嶋 奈良雄議員の質問を終わります。

ここで5分間の休憩といたします。35分より始めます。

(休憩：午前10時30分)

(再開：午前10時35分)

【議長 甲斐 秀徳】

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、3番、山田恭一郎議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【3番 山田 恭一郎】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

3番、山田 恭一郎議員。

【3番 山田 恭一郎】

前回の一般質問のちょっとした続きをしたいというふうに考えます。

白玉の歯にしみとおる秋の夜の酒は静かに飲むべかりけり、それを1人でお酒を飲んでましていろいろなことを、暗い思いを町長に述べましたら、町長が、酒はみんなで飲もうぜと、1人で飲むからそんなことを考えるんだと。みんなで飲んですればもっといいことが考えやせんかという町長のアイデアがございまして、それで、その後、反省しましてみんなで飲んでみました。団塊の世代、昭和25年そこそこのメンバーで飲んでみました。

そしたら、「おまえたち、88、免許がねなったらどんげすとか」という話を振ってみました。そしたらやっぱりさすが団塊の世代ですね。シニアカーをパワーアップして30キロくらいのスピードが出るように改造するとか、それから、車いすにモーターをつけて乗り回すとか、それから、国道を走らんけりゃあよかろうとか、

それから、どっちみち危ねえっちゃから軽トラックに赤色灯をつけて乗ればいいのかろうとか、それから究極は、トラクターで田んぼに入ったついでにそのまま買い物に行けば人は文句、言うめえとか、免許証がなくても農道ならいいこたねえとか、そんな話がいっぱい出まして、恐るべき団塊の世代で。

これは、皆さん、車がないと大変というのは認識されております。その中で、やはりどんげかして生活するためにはどうすればいいかと。やっぱり我々もそういうことを考えにゃいかんなあというふうに考えております。

町長は、「88歳になったらどうしますか」という質問をしたら、「私は75歳までしか考えておりませんでした」という答えでございましたが。若宮で。

その続き、75から88、89まで免許がねえしてどういうふうに生活して何が不安なのか。そのあたりを当初、お答えいただけるとありがたいと思います。

【議長 甲斐 秀徳】

ここで、黒田議員が出席しましたので報告しておきます。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

やっぱり酒はみんなで飲むべきものじゃなかろうかと。もう非常にいい意見が出てきたということで。

あのとき、75歳まではロングライフのプランがあったということで、今、人生90年、100年という時代で、そういう中に突入している現社会であります。88歳になったときということではちょうど米寿の年ですが、どう考えるかと。何が足りて何が不足するのかという話ですが、足りてる部分は時間だろうと思っております。しっかりした時間があると。車には乗れなくても体が動けば、晴耕雨読的なことをして、それと、地域に同じ世代が生きていけば一番いいかなあという部分でそういうことを思います。

不足している部分という部分で足りない部分ですが、議員がおっしゃいますように、やっぱり公共交通の充実、結局、行きたいところに行けないということになると非常に問題が出てくるのではなかろうかというふうに思っております。

黒田議員ではありませんけど、Society 5.0で近未来、いろいろな形が変わってくると思いますが、人が人として生活していくためにはやっぱり人と交わりいろいろなところに行く必要性が出てきます。ですので、そういうことを考えると、交通手段の確保が一番大きな問題になっていくのかなと。それがあれば、買い物、病院また日向市、延岡市にいつでも出かけられる状態があれば、そんなに困ったこともなくなるのではなかろうかというふうに思うところであります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の答弁が終わりました。

**【3番 山田 恭一郎】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

3番、山田 恭一郎議員。

**【3番 山田 恭一郎】**

町長が述べられた平成31年度美郷町施政方針の中で、「安心な仕事づくり、安心な住まいづくり、安心な暮らしづくり、安心な結婚・子育て支援」とあります。あと一つ安心が欲しいと思います。安心な老後づくり、そのあたりがあるといいと思います。

究極は、健康で長生きして安心して死んでいける、そういう環境が美郷にあれば、今から美郷に移り住んでも安心してここで生涯を送れるんだというふうな思いと一緒にできればいいなあとというふうに考えております。

人がこの地で安心して生活するために大切に思うのは、やはりベスト3と考えたら買い物でしょう。それから病院でしょう。それからあと一つは若者にとってまだ生涯教育もありますが教育、そういうことだと思います。

ここにおける皆さん全て年をとりますが、88になったらどうなるのというのは、やっぱり共通の課題として政策に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

その中で、きょうは教育について生涯の施設について、町長と教育長との意見を交わしたいというふうに考えております。

教育長にお伺いいたします。

美郷町では、幼小中一貫教育を進める教育施策をとっております。西郷地区では2021年度に開校に向けて忙しくなってくるだろうと思いますが、ただ、施設は主に町長部局の責任において建設されますが、教育委員会の仕事は主に教育の中身、ソフト事業が中心であろうと思います。

そこで、教育の中身は特に学校教育においてあまねく美郷町内のどの学校でも同じレベルの教育内容が基本であると思いますが、教育長のお考えをお聞きします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

教育長、ちょっとその前に。

通告の問題点をお願いしたいと思いますので、警告しておきます。

教育長。

**【教育長 大坪 隆昭】**

教育の中身、同じレベルの教育内容にすべきではないかというような御意見をいただきましたが、確かにそのとおりだと思っております。

レベルの基準、どこにレベルをもっていくかということで話がまた違ってくるんじゃないかと思うんですが、例えば、教育内容であったりとか、教員の資質であったりとか、あるいはきょうの中身でもありますような施設設備などの教育環境であったりとかで話が変わってくるとは思いますが、基本的には、御指摘のあったとおり同じレベルで教育内容が受けられるようにするのが基本であると、そうい

うふうに考えております。

例えば、教育内容で行きますと、これは日本全国、学習指導要領に沿って小・中学校では学校教育が行われておりますので、教育内容については同じレベルで実施されているのではないかと、そういうふうに思っております。

また、教育環境レベルで見ますと、美郷町内におきましては施設一体型の一貫教育と、それから田代小と西郷中で行われておりますような連携型の一貫教育が実施されておりましたので、若干、そこは違っておりましたけれども、御指摘のとおり2021年度からは同じレベルで実施できると、そのように考えております。

また、9月議会で議員のほうから御指摘のありました幼稚園教育、ここに付きましても昨年の12月までに会議を繰り返しまして、大体の方向性を出しまして2021年度からは南郷幼稚園、田代幼稚園、北郷幼稚園もそろえた形で教育環境が整備されるようにやっと条件がそろったというようなことで、保護者のほうにも理解を得たところでございます。

以上です。

**【町長 田中 秀俊】**

山田議員、ちょっともう一度、通告しておきます。

通告以外の質問はちょっと差し控えていただきたいというふうに思いますので、再度となると取り消しになりますのでよろしく願いいたします。

**【3番 山田 恭一郎】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

3番、山田 恭一郎議員。

**【3番 山田 恭一郎】**

学校施設の共通化といいますか統一見解という中で、教育はどうあるべきなのかと。学校施設を今から問うわけですけども、その中の教育レベルの前段としてどういうものの考え方があるかということを私は問いたかったので、決して関連性がなかったわけではないというふうに認識してもらえばいいと思います。

特に、今から先、聞きますのは、学校の中のテニスコートをどうするかという話で、それはいろいろな学校の教育の中の一室でありますので、その統一見解を私は教育長に聞いたというつもりでおります。そこ辺、いろいろ見解はありますけども、その考え方を教育レベルで聞いたということでもあります。

町長にお伺いいたしますが、小中一貫のほうはもういいとですけども、西郷中学校、小学校が今度、統一になります、教育施設において美郷町内どの学校でも同レベルの施設が準備されてしかるべきだというふうに考えますが、町長のお考えをお聞きします。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

基本的には、やっぱり同一の環境整備という部分は必要だろうと思っております。中身については、教育長が申されましたように2021年を目途にそういう形になっていくと。

校舎は全然、問題なかろうという部分があります。全部、新しいという部分で。あと、部活等に使うもろもろのテニスコートであれバレーコート、体育館ですね、そういうものが格差がないように、やっぱり随時、教育委員会のほうが目を光らせてやっていく必要があると。部活に影響するようなことであると非常に問題かなというふうに思いますので、そこ辺の部分は同じような条件ですと。

ただ、その部活がそこにあってここがないという部分がありますので、そこ辺の統一性は全然、ないかもしれませんけど、やっぱりその学校がある部活とかそういう部分。

それと、町民がその学校施設を社会体育施設として利用していくかという部分については、また別問題ということで整備もしていく必要があろうかなというふうには思っておるところであります。

以上です。

**【3番 山田 恭一郎】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

3番、山田 恭一郎議員。

**【3番 山田 恭一郎】**

同じ教育レベル、同じレベルの施設、そのことからの意見であります。

美郷北学園、菊田彦市町長時代に開校いたしましたので、もう5年の歳月が流れたと記憶しております。瓶田南郷支所長がここにおいでであります。北郷の3つの学校を1つにするには大変、難産でございました。たくさんの御意見をいただきました。「もう無理」と、そんな言葉も頭をよぎりました。何度も何度も説明して、現地に出向き協議して、地域の方々に納得していただき、美郷北学園としての建設にこじつけたということです。

北郷中学校には中庭に2面のテニスコートがありました。そこには西郷中学校と同じように照明設備が完備されていまして。平日は、中学生や小学生が日の暮れるのが早くなると照明を照らして練習をしていました。金曜の夜には、また一般の方にもたくさんラケットを持って集まっていただき、小学生、中学生そして高校生までが参加して和気あいあいテニスを楽しむ光景が見られておりました。

まさに生涯教育の基本のような風景がそこにございました。

しかし、このテニスコートに美郷北学園の小学校の校舎が建設されることが決まりました。当然、テニスコートはそのままどこかに移築するものと聞かされました。川向こうの小学校のグラウンドに移築するものと考えられました。

当時、教育委員長だった私も、北郷小学校に移設すると考えて、説明して、美郷北学園の設立に向けて交渉をいたしました。北学園の工事中は、北郷中学校の運動場の真ん中に仮設のテニスコートがつけられました。運動場の真ん中です。ボールを打つよりもボール拾いの上手なテニス部員がおりました。脚力はつきます

が、子供たちにとって大変な場所だったことは皆さんの御想像にお任せいたします。

北学園が完成して開校1年目、北郷小学校の校舎が取り壊しの工事が始まりしました。その工事が終わりましたら、テニスコートの工事が始まるものと期待をいたしました。しかし、テニスコートの工事は一向に始まりませんでした。

北学園開校2年目、テニスコートの工事が始められるものと期待しました。でも、教育委員会の担当者に問い合わせると、「予算がない」「財務が認められない」との回答でございました。

3年目、当時のPTA役員、テニスの部員の保護者が尾畑町長に直接、話をいたしました。そこでやっと、テニスコートの現況を認識していただき、テニスコートの建設の話が前に進みました。

しかし、できたのはテニスコートだけで、フェンスは簡易なもので隣のサッカーボールが頻繁に飛び込みました。

4年目、安全な金属製の網を設置していただきました。「照明施設は予算がない」とのことでしたが、「照明がないといろいろ困ります」と要求しましたら、片面に照明灯が2本立ちました。通常、テニスコートや普通の球技の照明は両面4点から照らすのが普通です。でも、これで完成ということで、追加工事はできないとの回答でございました。

今年度の予算も計上されておられません。「予算が認められなかった」との担当の返事でした。今までに6年の歳月が流れております。

北学園開校に向けて、そこにあったテニスコートの移設にこのような時間が必要だったのか。なぜどうしてそんなに、なぜとか、どうしてとか、そんな気持ちにさせられます。運動場の真ん中でテニスをしていた中学生はもう高校2年、今度3年生になります。

教育長にお伺いいたします。

学校施設はどのスポーツに対しても平等で、ぜいたくは要らないけれども完全なものでなければならないというふうに思います。野球は野球で、バレーはバレーで、陸上は陸上で、テニスはテニスで、学校間で格差があってはいけないと思います。学校施設はスポーツを学ぶ生徒にとって美郷町は全ての学校において平等であるべきだと考えます。

実は、こういう意見は学校施設の充実の要望や意見は、本来、教育委員さんや学校長がするべきものと考えますが、教育長はいかにお考えですか。

**【教育長 大坪 隆昭】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

教育長。

**【教育長 大坪 隆昭】**

質問が幾つか出てきたわけなんですけども、まず、テニスコートのほうからお答えしていきたいと思いますが。

現在のところ、現在といいますのは私が就任してからということですので、議員がおっしゃられたずっと過去からのことではないんですけれども。

現在では、学校などからのテニスコートなどの施設の整備に関する要望というものは御指摘のとおり出ておりません。したがって、部活動を含む学校教育内に

おいては問題となっているところはないと、そういうふうに捉えているところであり  
ます。

しかしながら、現状としましては各学校内の施設を地域のスポーツ活動として使  
用されておりまして、そのほとんどが夜間の使用であります。社会スポーツを推進  
している本町にとりましても取り組んでおりますので、社会教育という観点から、  
使用目的に応じた改善を図る必要があるのではないかなと思います。

先日、北郷のテニスコートに夜、伺いましてボールを打ってみたんですが、確か  
にゆっくりぼんぼん打つ分については全然、問題はないと思うんですけども、あ  
れが試合になったりとかそういうふうになったりしますと、やっぱり見にくくなる  
のかなあと、そういうふうな感想を抱いたところです。

そういった観点で、社会教育施設として使う場合には、何等かの改善を図る必要  
があるんじゃないかなというふうに捉えているところです。

もう一点、全ての学校の環境を平等にしていくというような御指摘もありました  
けれども、現在、美郷町内の中学校で行われている部活動につきましては、バレー  
ボール、野球、ソフトテニス、バドミントン、陸上等があります。小学校のスポー  
ツ少年団を含めますと、もっともっと多くなるんですけども、中学校ではそのよ  
うはものが行われております。

そして、先ほど、町長からの答弁でもございましたように、それぞれの学校で取  
り組む実施種目というものは異なってきております。合わせて、生徒の数も年々、  
減少していることから、美郷町内全ての中学校において、施設設備を平等にそろえ  
るということは利用計画というか利用の見通し、そういったものから考えますと、  
見通しのない施設を整備するということにもつながりかねますので、慎重に取り組  
んでいく必要があるのかなと、そういうふうに思っているところです。

今後も、学校とかそれから地域の実態、さらには関係者の意見を聞きながら、改  
善が必要であればそういったところについて取り組んでまいりたいと、そういうふ  
うに考えているところでございます。

以上です。

**【3番 山田 恭一郎】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

3番、山田 恭一郎議員。

**【3番 山田 恭一郎】**

町長に伺います。

テニスは現在、錦織選手や大坂なおみ選手の活躍で注目を浴びております。また、  
テニスは子供から大人まで高齢者まで一緒に楽しめるスポーツでもあります。体の  
不自由な方でも車いすでも、健常者と一緒にプレーできる特別なスポーツでもござ  
います。それに、二人そろえば練習試合や練習が楽しめます。少人数の学校でも十  
分、部活動として推薦できるスポーツとなります。結構な運動量でもあります。

美郷町施政方針に、「スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、日常生  
活において町民が気軽に親しめる環境づくりに努めます」とあります。元北郷中学  
校にありましたテニスコートの移転工事を早急に完成してほしいものだと思います  
が、町長の御意見を伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

教育長が言いましたように、2月26日だったと思うんですけど、夜の7時半で  
すかね、行って電気をつけて、その照度という部分を見させていただきました。確  
かに、西側のコート、2面ありますけど、暗いと。本当にボールが見えづらいとい  
うことで、このテニスコート移転についてまだ完結に至ってないという感覚を持ち  
ましたので、あれだったらちょっとやりづらいかなど。片面はいいんですけど。何  
とかして早いうちにその照明の工事はしたいと思っております。

もう一つ思ったことは、何であの場所かなあと考えたんですけど、結局、体育館  
の後ろというか東側にそのままくっつけると、あのグラウンドが非常に有効に広く  
使えるのに何であの場所にもっていったのか、どうもピント来んという部分で、こ  
のテニスコートの配置ももともと問題だったのではなかろうかと思ったところであ  
ります。

いずれにせよあそこにつけて、東側のコートは問題ないんですけど、西側のコー  
トが暗くてボールが見えづらいという部分で確認させていただきましたので、完結  
したいということで答弁させていただきます。

【3番 山田 恭一郎】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

3番、山田 恭一郎議員。

【3番 山田 恭一郎】

明確なお答えをいただきまして、本当にありがとうございます。テニスをする人  
たちにとってはすごくいい答弁であったというふうに考えます。

ただ、この事業がこんなに長く、こんなに長く骨を折らにやいかんかった、本当  
の事業なのか、それが疑問符としてすごく残ります。

今後、また美郷町は組織編成になりますが、北郷地域課、南郷地域課、教育委員  
会、こういう方たちときちっと連携をとっていただきまして、こういう問題が起き  
ないように、速やかに物の対処ができるような連携をしていただきたいと思います。

そして、現場の要望・意見が速やかに町行政の上層部に伝わるようなシステムを  
構築していただきたいと思いますというふうに考えて、お願いして私の質問を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これで、3番 山田 恭一郎議員の質問を終わります。

ここで5分間の休憩を挟んで続行しますので、よろしく申し上げます。

11時5分より再開いたします。

(休憩：午前10時58分)

(再開：午前11時05分)

【議長 甲斐 秀徳】

それでは始めます。

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、4番、川村義幸議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【4番 川村 義幸】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

4番、川村 義幸議員。

【4番 川村 義幸】

きょうも雨が降っておりますが、雨とともに毎日、毎日、草が伸びてくる時期になってまいりました。これからまた毎日、草とけんかかなあという思いで田んぼを見ておられますと、目につくのが耕作放棄しております、また遊休地等は本当に目立ってきております。

それについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

町内で多くの耕作放棄地や遊休地が目立つようになってまいりました。

美郷町が抱える課題の中でも、労働者不足による耕作放棄地、遊休地の拡大を挙げしております。この役場近辺でも目立つようになってまいりました。人口減少、高齢化とともにまだまだ耕作放棄の農地がふえていくことが目に見えております。せっかく手間暇かけて設置しましたメッシュ柵の中でも田畑が放棄されているところがあります。

そこで、町長にお伺いいたします。

この現象に今後、町として何か対策を考えておりますでしょうか、お伺いしたいと思います。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

本当に中山間地域が抱える共通の課題かなというふうに思っておるところであります。

平成27年度、前回の農林業センサスによる本町の経営耕地面積は707ヘクタールとなっており、10年間で27ヘクタール減少しています。農用地面積は社会

経済の動向に応じて年々減少しており、担い手不足等により耕作放棄地の増加が顕著になってきているのは御案内のとおりであります。

このため、優良農地を守り面的集積を図るため、新規就農者の確保、担い手育成に努め、認定農業者等への優良農地の集積を図ってまいりました。

合わせて、農業者が高齢により一部作業が困難になったことによる農地の遊休化を防ぐため、農作業受託組織の育成・強化に対する支援を進めております。

しかしながら、依然として課題解決には至っていないのが現状であります。

農業法人が取り組む耕作放棄地対策につきましては、美郷町茶部会が策定する産地戦略ビジョンにおきまして、JAファーム日向による茶園経営を、現行の製枝・摘採の受委託面積8.5ヘクタールから、10年後には完全受委託面積15ヘクタールを計画目標として、その推進体制の整備等の検討が進められております。

町としましても、現在、6次産業化を核として担い手対策や耕作放棄地対策等の課題解決を目指すべく、農業者、加工事業者、JA日向等の代表で構成する美郷町6次産業化基本構想検討委員会を設置し、美郷町6次産業化基本構想の策定を進めています。

その中で、産地型商社設立の検討を進めておりますが、商社に農業生産法人としての役割を持たせることによる第1次産業への参入の検討や、JA日向及びJAファーム日向と連携した労働力の確保についての検討も進めています。

本年9月を目途に基本構想の策定を進めておりますので、策定後に議会へ報告いたします。

外国人材の受け入れにつきましては、宮崎県内においても年々、増加傾向にあり、平成29年度においては3,490人、前年比888人増の受け入れ実績があります。そのうち、農林業では517人、前年比136人増となっております。

受け入れるための制度として外国人技能実習制度があります。国際貢献を目的として開発途上国等の外国人を日本で一定期間、最長5年間ではありますが、に限り受け入れ、OJT(オンザジョブトレーニング)を通じて技能を習得する制度であります。

美郷町においても、JA日向や町内の農業法人が農業実習の実習実施者・監理団体となることで受け入れが可能であります。

ただし、語学研修体制を整える等、受け入れ体制の整備が条件となっております。

今後、農林業の担い手不足や耕作放棄地に対する方策として、外国人材の受け入れは有用であると考えます。県内での先進事例を調査するとともに、県との情報共有や関係機関と連携しながら、外国人材の受け入れについての検討を進めたいと考えておるところであります。

以上です。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の答弁が終わりました。

**【4番 川村 義幸】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

4番、川村 義幸議員。

【4番 川村 義幸】

これからお聞きしようかなということも先にほとんど町長が今、答弁していただきまして、本当にありがとうございます。

特に今、担い手不足、これが問題だと思うんですね。

それで、告知に書いてありますように、外国人労働者で何とかならないか。外国人労働者じゃなくても農業の楽しさというのを町外の方たちに教えてあげれば、来てから農業をやってみようかなという若い人たちもいる可能性はあると思うんですね。そこらの辺のPRも一つやっていったらいいかなあというふうに思っております。

特に、そういうふうで取り組んでいただいて生産するわけなんですけど、生産物もいろいろあります。米だけには頼らずいろいろなものに取り組んでいただければ、全ての田んぼは埋まっていくかなあというふうに思っておりますが、ただし、その生産物がいかにしてはけるか。そこら辺の販路の拡大も考えながらプロジェクトを組んで、先ほど、言われたようにいろいろな方面の方とプロジェクトみたいに組んでやっていくということではありますが、その辺を含めながらやっていったらいいかなあというふうに思っております。

特に、田んぼに関しては農業法等でかなり難しい部分があって、町外の人たちが来てからつくっても大丈夫なのかねという点がありますけども、その辺は何らかのクリアできる分があるのかなあというふうに思っておりますが、その辺、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

商社型のという部分で、6次産業の基本構想計画ということでいろいろな形の分野の方に入っていていただいて検討しているところであります。

結局、そのものができたときに、言うように出口ですよ。物がはけていくという部分をしっかりとしなければならぬと。そのはけたもののお金が生産者に戻るという仕組みをしっかりとつくっていく必要があるのではなからうかというふうに思っておるところであります。

外国人労働という部分で、いろいろな入管法等の規制緩和によって入りやすくするという部分で、これもいろいろな形の貿易自由化みたいな形の一環かなあという部分で、日本の場合は本当に働き手が不足してきたという喫緊の課題の中でそういう形がとられているという部分であります。果たしてその美郷町にとってその外国人労働を受け入れてやるのがベターなのかとか、そういうことも含めてまだまだやってないことが多いんじゃないかという部分もありますので、そこ辺の検討もしながら考えていくべきではなからうかと。

「語学指導が前提ですよ」という話になると、またまた難しくなるということで、それは大きな組織の中で、例えば、県なら県がそういう受け入れ組織をつくって、その中で派遣していただくとか、そういう形をとったほうがいいかなあ。

一つ美郷町でやるならJA日向でやったほうがいいかなあという話なんですけど、例

えば、どこかの国のどこかの町、村、そこと提携してそこからずっと入れていただくという形で、5年間たったらまた違う人が来ると。そうして続けていったほうが何ら問題もなくなるのかなあという気がしております。

そして、最終的にはそこ辺と姉妹都市盟約やらを結んでいければなおいいという話になっていくのではなかろうかと。

ただ、その前にまだやるべきことはたくさんあるという部分に思っております。

その農地法に詳しいわけでもありませんけど、結局、美郷の昔はいろいろな何反以上とかいろいろなものがありましたけど、今はそういう部分がハードルが低くなってきたと。所有から利用へという話ですので、所有権が一番かと、そういうことじゃなくて利用のほうにシフトされてるということで、その趣旨がそういうことですので、法もそれに準じてある程度、誰でもという部分でできるのではなかろうかと私は解釈をしているところです。

ですので、議員おっしゃるようにそういう部分をとらまえてというか捉えて、しっかりとそういう人たちが入ってくる環境も整備する必要があると。

先ほども、きのうもですけど言ったように、リタイアした人たちが何かそういう農業を自分の生活の主としてという部分じゃなくて、生きがいとして捉えて入ってきてくれる人たちがふえていくという形のほうがこの遊休農地の対策には大きな効果を波及するのでなかろうかと。

言うように、担い手あとは後継者、そういう人たちは専業農家というか兼業でもなんですけど、しっかりとした対策の中でこちらのバックをアップをするということでもあります。

前、補助金1,000万円という部分で今、出してますけど、それはしっかりした精査の中で出すわけなんですけど、1,000万円を何で出すのかという話になったことがあります。

昔、補助金を100万、200万という話でやってたから若者のなかなか農業の参入ができないという話になってたところに、ほんなら1,000万、2,000万の補助金をつくらうと思ってつくった経緯が今のほうに続いてきてると。

若者はお金を持ちませんので、結局、いろいろな形でスーパーL資金とかそういう部分を借りてでも少しでもやっぱり自分の先を見たときに少ないほうがいいに決まってるわけですので、やっぱりそういうことを今、考えてみると、そういう今、就労している若者たちは非常にありがたいと。プロイラーしかり畜産農家しかり、いろいろな形で、ハウス農家しかりなんですけど、やっぱりそれはそれとして町がテコ入れすることによってその農業後継者が、また担い手が育ってきてるのではなかろうかと、そういうふうにしておるところであります。

以上です。

【4番 川村 義幸】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

4番、川村 義幸議員。

【4番 川村 義幸】

ありがとうございます。

本当にいろいろなミニトマトとかキンカンとか若手が育ってきているのは本当に

現実かなあとは思っております。

私の一つの考えなんですけど、これはどうなるかわかりませんが、田んぼ1枚、1枚のオーナー制度といいますか町の、ちょっとつくってみようかなという人たちの募集をして、この田んぼはあなたがオーナーですよ、でも、周りの私たち農家が手伝ってあげて植えるの、刈るのくらいは手伝ってあげる、そういうような制度を設ける、そういう方法のやり方もいいのかなあというふうには考えておりますが、その辺、どうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

オーナー制度はそういう形で地域の方々が農地を守っていくという部分では非常に有効な手段ではなかろうかと。その田んぼに、オーナーに有名人を入れてもらうとまだいいかなと思うとるんですね。

例えば、安倍首相の田とか、そうなれば、来はせんかもしれんけど、そのネームバリューとしては非常にインパクトがあるということで、首相まではという話は難しいかもしれませんが、知事の田んぼとか、結局、有名な方、芸能人でもいいんですけど、そういう部分でオーナー制度を立ち上げれば非常におもしろくなると。

で、田植えの時期と収穫時期にイベントをすれば、もう時間が合えば来ていただいているいろいろなことをやると、また、いろいろな方々が見る目が変わってきますので、そういう部分でやろうとする部分については町も一生懸命、応援したいと。また、そういう部分を活発に各地区でやっていただければ非常にうれしいかなあというふうには思っておるところであります。

以上です。

【4番 川村 義幸】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

4番、川村 義幸議員。

【4番 川村 義幸】

確かに今のお答えはいいなあと思います。

特に、オーナー制度で有名人が来てくれれば、そのようにほかの方たちもつられて、私も私もという方がふえていくかなあと思っております。

なぜオーナー制度にするかといいますと、放棄地というのは1カ所にまとまっていないんですね。点々とありますので、農業法人で一括で守りするのも大変かなあという考えもあります。オーナー制度だったら、点々とあってもそれなりの管理ができるのかなあ。例えば、南郷なら南郷、北郷なら北郷、西郷なら西郷の各地区にそういう面倒をみてくれる方を、協力者を得てやっていくのが一番、いいかなあというふうには私の個人的な考えは持っております。

でもなかなかこれ、個人的に動くというのが大変なものですので、せめて町のほうは特に企画課長、一番後ろに座ってうなずいておられますけど、ところが企画課長、ほんでそこら辺の対策も農振課と一緒にやっていただけたら、本当にありがたいかなと思います。

大変、短くも、町長が早目に早目に先に答弁されてしまって、もう質問事項が本当に少なくなってしまうので申しわけないんですけども。

また、それと先ほど、いろいろな面で中嶋議員が言われたことが私が言おうとしてることとほとんどかぶっておりまして、もうその件に関しても、町長、先ほど、答弁されておりますので、私の質問は本当、短かったんですけど、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これで、4番 川村 義幸議員の質問を終わります。

ここで、5分の休憩をとりたいと思います。

11時半に始めたいと思います。

(休憩：午前11時21分)

(再開：午前11時30分)

**【議長 甲斐 秀徳】**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第2 議案第4号 定住自立圏形成協定の一部変更についてを議題とし、質疑を行います

**【議長 甲斐 秀徳】**

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、議案第4号 定住自立圏形成協定の一部変更についてを採決を行います。

この採決は起立によって行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。

したがいまして、議案第4号 定住自立圏形成協定の一部変更については原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第3 議案第10号 美郷町役場課設置条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

質疑を許します。

質疑はありませんか。

**【3番 山田 恭一郎】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

3番、山田 恭一郎議員。

**【3番 山田 恭一郎】**

北郷地域課、南郷地域課でございます。新設ということでもあります。この課、何をするのかというふうなことがあるのですが、例えば、企画情報課、町民生活課、健康福祉課、皆、予算を持って動いている課ですよ。

ただ、北郷地域課、南郷地域課というのは、窓口課ということなのか、その構成人員というのが企画情報課の出向が健康課の福祉課の出向がそこに座るということなのか、北郷で何かをする課なのか、そこ辺がちょっと微妙にわからないところなんです。北郷地域課に行っても本所につなぐだけのただ単なる課なのか、何かができる課なのかというのが不安なんです。そこ辺を教えてください。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

今、8課の中で支所は8課、形成してるということで、それぞれの縦系統があるということでありましたが、今度はもう一遍にいろいろなことを受け付けると。早く言えば、地域課みたいな形でありますけど、地域のことを持ってきてという部分でそこで解決できる部分とできない部分が当然、出てきますので、そういう形は本所のほうに上げると。

本所が上か、そっちの地域課が上かという部分は、全然、区別しておりませんので、そういう中での取り扱いと。これから先、事務取扱部分でここはそこがしますよ、ここしますよということで規則の中で変えていって、そういう部分は職員に徹底し、また、1カ月、その部分については町民にこういうことでの取り扱いになりますということは周知徹底して円滑な移行にしたいというふうに思っております。

ですので、企画課がそこに行ってるのか、今の形になってるのかということでは全然、ないということでありまして。

**【3番 山田 恭一郎】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

3番、山田 恭一郎議員。

**【3番 山田 恭一郎】**

非常に立ち位置が不安な課になると思います。この課長は、もちろんそうなんですけど、町長から直接、つながった課なのかなあというか、もちろんそうなんですけど、天領みたいにして町長が北郷の地域課の課長ときちっとつながってて運営ができる課なのか、全体的に共有ができる課なのかどうかというのが住民にとっては非常に不安というか、ちゃんと意見が通るんだろうかと。町長に意見が通るんだろうかと。今さっきのテニスのように、そういうのが一番、不安なんですけど、そこは町長直轄の課というわけではないんですか。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

みんな同じレベルで地域課を置いたということで、私としては同じレベルだということ、その支所のほうにいろいろなものの要望が上がってきたら、そのまま来ると。それを見て、総務課にほうに来たり、で、分けてまた各課に回したりということで、区長さんとか公民館長さん、いろいろな形で持ってきますので、まずそこで受け付けると。で、それが上がってくると。

風通しをよくしたいという部分はやっぱり支所に行って朝礼やらはしますけど、直接にどうのこうのと今までしたことがありませんので、今後は地域課長やらと一緒に話して、どんげしたらいいかと。まだ本当に富井議員、言いましたけど、「100%なってるのか」という部分を動き出したときにそうならないかもしれませんので、そこ辺をしっかりとした中でしていくと。で、動かし始めて、変える部分も出

てくるのかなと。事務分掌とかそういう部分は少し動かしてみないとわからない部分もありますけど、一応、この課名ということで設置をしたいということでもあります。

ですので、今後どうするかという部分は、規則とか今、全部つくってますので、その中で泳いでいくしか、周知徹底させていくということになるかと思っております。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番、黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

実は昨日、住民の方とちょっと話してて不安が出てきたのであえてお伺いしますが、今、言ったように例えば、「うちの前の道が悪くなったと。ちょっとみてやらんどけ」という話があるじゃないですか。それはそのまま建設課に進達しますよね。そのときに、もう直ちにその日のうちにそういう進達を受けましたという、で、私が担当します、その後は。私が担当します。そういう言い方をしてもらえると非常に不安が解消するんだがというお話をちょっといただいたので、お考えを伺いたいなと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほど、そういうつながり方もあると思いますので、そういう部分ですよ、もう建設課に直接という話のほうがいいかなと思うんですね。電話1本で。

例えば、そういう迂回をしてくることもありますので、受けた人間がしっかりと「わかりました」ということで、しっかりと返すと。放ったらかさんという部分は一番、大切なことですので、やっぱりその職員のそういうことで周知徹底、受けた人間が必ず回答を結論をつけるまで持っていくという形に。自分がその任が重かったら、その上の人にこういうことでお願いしますということで、起承転結といえますか結までしていくということで、職員のほうには徹底させたいと、そう思っております。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番、黒田 仁志議員。

**【6番 黒田 仁志】**

今、「上」と言いましたけど、要はその担当課の担当職員にということで、やっていただきたいんですが。

要はもうすぐの返事。窓口に来ることもあると思うんですよ。直接、電話にということもあるんですけども、何かのついでに来たときに、例えば、住民票を取りに来たときに、「そういやあ、こんげじゃったよね」とぼろっと言ったのを、もうその日のうちに1回は返事を返してほしい。そうすると、やっぱり安心感であるのかなと。

要は、それで例えば、1週間後とか2週間後とかあんまり間を置かれても、だから、「いついつくらいまでに見に行きますわ」と。それだけでいいと思うんですよ。「ちょっと、今いろいろとあるので、忙しいので、ちょっと時間をください」とか、「予算がちょっと」とか。でも、それも見てからの話だと思うので、まず見てみるというのをやってもらおうと、住民としては非常に安心するのかなというふうに思いますが、いかがですか。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

集約をしてということ、マンパワーがある程度できるということでの考え方がありますので、職員が現場に出るということだと思います。現場に出れば、あそこがこんげよねという話を受けると思うんです。そして受けたら、その人がどうするかということ帰ってすぐ連絡しますというような話で、そういう職員に全ての職員が同じことを共有して動いていただくような形をつくりたいと。またそうあってほしいと。また町民もそう願うということでしょうから、やっぱりそういう部分が一番、大切になってくるのかなあというふうには思っておりますので、やっぱり徹底した職員のそういう周知とかそれはやっていきたいと思っております。それが一番、町民の不平不満につながらないことなというふうには思っているところです。

**【6番 黒田 仁志】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

6番、黒田 仁志議員。

**【6番 黒田 仁志】**

大体、今月の終わりから来月の頭にかけてそれぞれの公民館で公民館総会というものが恐らくあるというふうに思います。できましたらそれまでに、こういうふうにしますよというものを少し固めていただいて、各区長さんから住民の方へ伝達していただく。公民館総会って一番、住民が集まる場だと思うんですよ。だからそこでしっかり伝達していただくような対応をすると浸透しやすいのかなというふうに

も思いますので、大変でしょうけどもそこまで御努力いただけるとありがたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

わかりました。22日が区長会ということになってますので、その区長会にそういうことが出せば出して、各家庭というかそういう部分でお願いしますということで配付をしてもらって徹底するという方法もありますので、そういう方法を考えてみたいと思っております。

【6番 黒田 仁志】

はい、お願いします。

【議長 甲斐 秀徳】

ほかに質疑はありませんか。

【10番 那須 富重】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

10番、那須 富重議員。

【10番 那須 富重】

多少、かぶるかもしれませんが、各南郷地域課と北郷地域課、裁量権の問題だと思うんですよ。一般の例えば、5,000万円以上の工事契約になると議会に諮らなければいけないとかそういう契約がありますよね。そういったワンストップでできるものとできないもの、そこらあたりの何かそういったものをお考えなのかどうかをお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

決裁権とかいろいろありますので、その事務分掌の中でどこまで決裁権限があるのかと。それはやっぱり今、そんなに各課長の負担行為支出命令というものはありません。

すごく思うんですけど、その改定というか75億円くらいの当初予算を持って各

課長が10万未満というのはおかしいじゃないかという話の中で、ある程度、大きくそして自分たちの責任を持たせるということで、少しその金額、決裁権を大きくしようということで改正をしたいというふうには思っておるところです。

でない、いないときに支出命令ができないという話になりますので、それじゃあやっぱり行政、業者さんに、業者さんも急ぐ場合がありますので、検査をした後、決裁を受けられなかったという話とか、金額が大きい多寡にかかわらずやっぱりそういう支障が出てくる恐れがありますので、そこ辺は少し直したいというふうに思うところでは。

**【議長 甲斐 秀徳】**

他に質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、議案第10号 美郷町役場課設置条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。

したがって、議案第10号 美郷町役場課設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第4 議案第11号 美郷町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。  
質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第11号 美郷町職員定数条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがって、議案第11号 美郷町職員定数条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第5 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。  
質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。  
この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。  
したがって、議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第6 議案第13号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。  
質疑はありませんか。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

済みません、幾つかお伺いします。  
まず、食卓料とはどういうのを少し、まずお話しただきたいというのが一つ。  
それと、別表のところ、宿泊料、町内というものもあるんですね。これがあるのかと。町内へ宿泊するというのはどういう場合を想定してるのかという点を教えてください。

それと、同じく別表1の陸路1キロ当たり37円というふうになってるんですね。大都市2,000円、ちょっとよくわからないので、その辺の根拠もしくはこういうことだよというのをお示しいただけると。

また、これをざっと見ると、高速道路ってどうなるのというのもちょっと思ったので、お伺いしたいというふうに思います。

それと、別表第2なんですけど、鉄道が基準なんですよね。今、引っ越しする場合に鉄道でということはまずあり得ない。ちょっと基準的にいかなものかというのをお伺いします。

それと、今、大騒ぎになっておりますが、この時期はもうほぼ引っ越し業者というのはもう満杯でしかも価格がはね上がっておって、東京都内で移動するだけでも100万円近くかかっているというようなこともあります。そのあたりをどのように担保しているのかという点を教えてください。

**【総務課長 小野 圭一】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

総務課長。

**【総務課長 小野 圭一】**

今、何点か御質問がございました。順次、御説明、申し上げます。

まず、議案第13号の食卓料でございますが、水路及び航空機による旅行の場合に宿泊料が支給されないことに対する均衡を考慮して一夜につき1,700円を支給するものであります。実質的に船中泊とか航空機内の泊という考え方でございます。

それから、宿泊料のほうの町内の部分につきましては、実質的には現在まで運用の中ではございませんが、ケースとしては町内にどなたかをお迎えに、例えば、国からの職員を迎えるとかいった場合に、泊まらなければならないということがある場合、例えば、施設に、そういう場合を想定いたしております。

それから、別表のほうの陸路1キロにつき37円につきましては、これは長年、改定をいたしておりませんで国・県等の法に準じて定めてございます。実質的には例えば、燃料費等のことが考えられますが、基本は庁用車、公用車を活用しておりますので、それを換算するために公共交通機関に係る部分を参考に定めているものというふうに理解しております。

それから、大都市の2,000円でございますが、全国6大都市、大都市につきましては大都市間内の移動がありまして、例えば、地下鉄を利用する場合もしくは時間的に余裕がない場合にはタクシー等を利用する場合がございます。そういったときのために一律2,000円を支給基準としております。

それから、別表2のほうの鉄道でございますが、これも公共交通機関を利用する場合に基準となりますのがバス、JR等の鉄道になります。私鉄も含まれますけれども。そこを基準としてることから、鉄道という考え方の公共交通機関という考え方でいたしております。

以上です。

**【6番 黒田 仁志】**

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

了解しました。ある程度、わかったんですが。

まず、食卓料はわかりました。

陸路の分もわかったようなわからないような。実際に公共交通機関に置きかえてとなりますけど、例えば、今ここからバスを使って電車使って宮崎へ行くと片道3,000円じゃ、たしか済まんですよ。と思うんですよ。公共交通機関を使った場合。だからちょっと。要は国・県の基準に準じてということなんですけど、若干、考えないと不可能なんじゃないのっていうのもありますので、ちょっとまあ。今回はあれにしても、今後やっぱり数字的な見直しというのは少しあってもいいのかなというふうに思ったのが一つ。

移転料、要は引っ越しなんですけど、実際にじゃあ鉄道で引っ越しするかってあり得ないので。荷物を送るというのはもう今ほとんどトラックで走る。今、運送業者のそういった状況、そういったものがちょっと組み込まれてないような気もするので。要は命令によって出向するときにかかってくるんでしょうから、その場合に金出せっていうわけにもいかんでしょうから、どうなんだろうというふうに思うんですが、ちょっとお伺いします、もう一回。

【総務課長 小野 圭一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

まず、陸路37円につきましてでございますが、先ほど言いましたように基本的には公用車を使いますので、公用車に係る燃料の負担は町が行いますし、それから旅費、日当の部分は支給はされます。

特に、公用車が不足している場合もしくは嘱託職員が出向く場合にどうしても自家用車を使う場合等に基準的としては使います。

それから、引っ越しに係る分ではありますが、結局、この食卓料も一部、含みますけども、移転料のほうの鉄道換算部分が実際には引っ越し支度料的な考え方になるかというふうに思います。鉄道を使って引っ越しは実際にはいたしませんけれども、引っ越しにかかる経費をその分を移転料の部分の一部として見ていただくというような考え方がございます。

特に、引っ越しにかかる分につきましては、先ほど、議員が言われましたように年度かわりにつきましては多分に料金も違うように聞いておりますので、この移転料につきましては基本的に国からもしくは県から、例えば、人事交流でこちらに来る場合が想定できますし、私も前に経験がありますが、医師確保とか、医師をこちらに招聘する場合、そういったときが想定されます。

以上でございます。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

車料はわかりました。

それと、要は高速道路とかの料金は別に出てるんですかねということの確認と、この別表第2はこっちから行く場合じゃなくて招聘する場合という意味なんですか。

行く場合にしても、この、さっき準備金という話だったんですが、そのほかに実際にかかる経費というのは出るんでしょうかという点。

それと、例えば、3月中じゃなくて4月になって引っ越せよということでそれまでの2週間分はホテルに泊まりなさいと、そういうふうなものを出してくれたりとか、そういうことをしないと、今はちょっと不可能なのかなというふうにも思うんですよね。だからその辺のことなんです。ほとんど移動するのは今の時期なんだろうというふうに思うので、その辺のことをお伺いしていました。

【総務課長 小野 圭一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

失礼しました。先ほど、その質問もございましたですね、失礼しました。

高速道路のほうにつきましては、基本的に公用車を活用することが基本になりますので、ETCのほうを総務のほうで管理いたしておまして、それによる公費負担をいたしております。

また、そのETCの活用についても節減ということも含めて運用の中では時間帯、宮崎まで早朝に行かなければいけない、早朝の会議に行かなければならないとか、4時半以降まで会議がかかるとかいった場合には、帰りは使っていいですよというような形で運用してます。

それから、移転料の話は、先ほど、例としては国・県等から来る場合を想定しましたが、もちろん行く場合もです。

ただし、どちらが負担するのか。例えば、県と町村の場合にこっちが行くほうを向こうが負担し、向こうから来るほうをうちが負担するという相互の関係にございます。

【6番 黒田 仁志】

時期とかそんなのを。

【総務課長 小野 圭一】

時期につきましては、やはり勤務が基本的に地方公共団体の場合に4月1日採用とか4月1日勤務という、また辞令ということが基本になりますので、それ以前に早目の段階で一旦、御本人が町に出向く、町に赴任する、もしくは過去にあったんですけど、私が医療局におるときですね、医師が向こうとの引き継ぎがあるので1週間後に来ますといったような形で、その場合は年度をまたぎますので、実際には新年度で支給したりとかというようなことの運用は便宜を図っておるところでございます。

【6番 黒田 仁志】

それから、手当みたいなものが出たりするとか。

【総務課長 小野 圭一】

実際には宿泊、例えば、日向市に一旦、泊まってとかがある場合、もちろん町の中に、病院の場合で余り自由にできませんけど、宿泊施設、町内にある場合にそこに泊まっていた場合もございます。

【議長 甲斐 秀徳】

他に質疑はありませんか。

【5番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

5番、川村 嘉彦議員。

【5番 川村 嘉彦】

この6条の11ですよ。扶養親族の移転料はと、赴任のいろいろと書いてありますけども、これは同一、家族で家におる人ですか。この扶養親族といたらいろいろな場合があると思うんですよ。だから、私の解釈では一緒に住んでる家族かなという解釈をしたんですが、解釈のしようがいろいろあるんですが、もう少し詳しく説明、お願いしたいと思います。

【総務課長 小野 圭一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

扶養親族移転料のことだというふうに認識しておりますが、6条のほうにはそれぞれの支給することが定められておりまして、さらに後段のほうの第21条、扶養親族移転料の中に扶養親族1人ごとの支給要件が書いてございます。12歳以上の方、6歳から12歳の方、それから6歳未満の方。後のほうの第21条の第2項のほうには、胎児の場合でも支給ができるということが定められてございます。

以上です。

【議長 甲斐 秀徳】

他に質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第13号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがって、議案第13号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

ここで、午前の会議を閉じまして、午後は13時より再開いたします。

1時間の昼食休憩です。

(休憩：午前11時59分)

(再開：午後 1時00分)

【議長 甲斐 秀徳】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第7 議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。  
質疑はありませんか。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

これは働き方改革ということで国が打ち出しておりますしやむを得ないことではあります。ある高校では、過労死ラインを超えている先生が実は7割を超えているという状況でありました。

そういうことを踏まえて、本町の今の実態、超過勤務の実態というものをまず教えていただけないかと思いますが、よろしくお願いします。

【総務課長 小野 圭一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

本町の実態でございますが、超過勤務、就業時間が8時30分から17時15分まででございます。それを超えますと超過勤務、また、土日の勤務をした場合も超過勤務になります。

給与実態調査ではありませんけれども、平成29年度の決算状況を見てみますと、時間外勤務手当としましては300万円ほど出しております。44名ほどが該当になります。月にしますと平均5,800円ほど、年では7万円ほどが平均としては出されております。

もちろん超過勤務の中でイベント等に伴いますもの、それから時間外勤務手当の予算の関係もございましてけれども、基本は振替休日、代休を取ることを基本とし、それによることができない場合については時間外勤務手当の精算ということになります。

今、300万円ほどと申し上げましたが、平日の場合が金額で約260万円くらいです。これも44名が手当を請求したものの内訳になります。うち土日が16万円ほど、それから平日と土日の深夜、10時以降になります。これが26万円ほどになります。これは特殊要因はもちろんこの中に含まれます。特に、総務課の危機管理担当が台風等の接近によりまして警戒本部を立ち上げた場合につきましては、建設課並びに総務課の危機管理が常駐いたしますので、その分の手当も含まれております。基本は、先ほど、言いましたように振休を取って、体も休めるということ

を基本としてそういうふうな勤務実態でございます。  
以上です。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

済みません、時間ではある程度、つかめてないですか。どれくらいの時間で大体、何人くらいがどれくらいの時間オーバーしてる。44人というのは大体、わかりましたけど。くらいが、大体どれくらいの時間というのはわかりませんか。

【議長 甲斐 秀徳】

暫時休憩します。

(休憩：午後 1時 4分)

(再開：午後 1時 4分)

【議長 甲斐 秀徳】

休憩を閉じ、会議を再開します。

【総務課長 小野 圭一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

失礼いたしました。

先ほど、平成29年度の決算の場合で申し上げましたが、平均、時間外の時給ですけども、1,200円で見ただけの場合に約2,500時間になります。平均であります。もちろん若い職員、それから管理職以外の長期勤務の職員によって違います。

【議長 甲斐 秀徳】

よろしいですか。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

済みません、できたら今後はしっかりそのあたりの時間数とかも把握していただいて、やっぱり無理をさせないような勤務体系をとらなければいけないというのが一番ですので、本当に忙しい上に人が減った上に就労時間まで削らにゃいかんという非常に厳しい状況なんですけれども、適正な管理をお願いいたします。

以上です。

【総務課長 小野 圭一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

ありがとうございます。

平成28年に6カ月間にかけて各課長によりまして課の職員の労働衛生安全がありますので、調査をしたことがございます。

これは、年休の取得の状況それから超過勤務の状況について半年間、調べたことがございます。それによりますと、本所、支所の別等は若干、あるんですが、課ごとで申しますと、1人1カ月当たり総務課企画課が20時間ほど、これは1月当たりですね、1人。そういったことも含めまして、その辺のほかの課との均衡もある関係で、事務分掌並びに職員の配置数なんかも今後は参考にしなければならないと、働き方改革ということで認識しております。

以上です。

【議長 甲斐 秀徳】

他に質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す

る条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。

したがいまして、議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第8 議案第15号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

質疑を許します。

質疑はありませんか。

**【3番 山田 恭一郎】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

3番、山田 恭一郎議員。

**【3番 山田 恭一郎】**

団員が少なくなってくるというのはわかります。で、45歳になったということだと思いますが、ただ、団員にも3通りの方がいらっしゃる、私、感じるんですが、日向に住んでいて美郷に仕事をしてる人、それから、美郷に住んでいて日向で仕事をしてる、それから、美郷に住んで仕事をして24時間、美郷にいる人、おのずから消防体制、参加率が変わってくるというふうに考えます。

団員が一律、同一というのは個人の負担にしては違っていいのではないかなというふうに考えております。それを考えますのは、この前、山火事がありました。土曜日だったですかね。そしたら、消防団がいらないんですね。もうみんなどこ行っとして。もう若い者も日向、延岡、あっちに行ってます。日向に住んでる。そうすると、もう集まらない。したがって、近くの農林作業の方たちが参加して裏山から攻めて消したという経歴がありますが、やはり消防団の生活パターンによって報酬というのはおのずから変わってもいいのじゃないかなと。もちろん団員報酬というのはありますけども、それとは別にそこ辺の差別化はあってもいいというふうに私は考えたんですが、いかがですか。

**【総務課長 小野 圭一】**

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

議員の御質問、もったもであるというふうに思います。

ただ、非常備の消防の中で消防団員というのがせんだっての全員協議会でも申し上げましたけど、現在、450人の定数に対しまして460人、これは2班団員、防災衛生班を入れて団員登録してございます。

消防団活動としましては、有事の際の住民の生命・財産の保護が一番でございますが、議員が言われる24時間こちらに居住し、こちらで働いている方、それ以外の方につきましては当然、参集時間それから活動内容も若干、差はございますが、そこにつきましては格差はつけずにやはり団員確保を第一義をもって報酬、出動手当については均一とさせていただきます。深く御理解をいただければというふうに感じているところでございます。

以上です。

【3番 山田 恭一郎】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

3番、山田 恭一郎議員。

【3番 山田 恭一郎】

そこ辺は理解できますけども、消防団負担軽減ということになったときには、どういうふうな形で参加しやすい消防団がいいのか。

例えば、操法大会が本当に一生懸命しているよりも、本当は集まってくれ、山火事を消していただく、そういうような負担軽減のことも含めながら、出初め式がいっぱい並ぶのが本当に素晴らしいのか、それよりも火が消えて当たり前と。そういうふうな形の実質的な消防団のあり方も今後、検討していただけるとありがたいなというふうに考えます。

終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

ほかに質疑はありませんか。

【5番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

5番、川村 嘉彦議員。

【5番 川村 嘉彦】

今、総務課長が言われましたように団員確保にはかなり苦労しているのではないかとこのように思っております。

山田議員が言ったように、町外の方やら町内でも町外で働く人が多いから、そういった意味で女性団員を募集をしているというふうに思っておりますが、女性団員の確保なり、また人数を教えていただければいいかなと思っております。

女性団員についても男女平等もあります、いろいろな女性が進出しておりますので、消防のほうもいろいろな形で女性も積極的に導入していったらというふうに思っておりますが、その辺のところも一つお聞かせいただければと思っております。

【総務課長 小野 圭一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

消防団につきまして御理解をいただきましてありがとうございます。

消防団460人、現在、確保しておるということでございましたけれども、うち女性消防団がちょっと今、手元に資料がございませんけど20名ほどだったというふうに記憶しております。この女性消防団につきましては、基本的に後方支援をメインといたしております。といいますのが、火災また災害時におきます中で、被災者もしくは避難者の方のケアのほうも当たっていただきつつ、小型動力ポンプのほうにつきましては大変、能力が高いものがございますから、小さい可搬型等の訓練は今後、していかなければならないというふうには考えております。

そして、その女性消防団が出初め式のほうにも協力していただいておりますが、年1回は県全体で女性消防団の活性化大会がございまして、その中で県内の女性消防団との意見交換、交流会も実施しつつ、その士気を少しずつ高めていただこうということで活動いたしております。

以上です。

【5番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

5番、川村 嘉彦議員。

【5番 川村 嘉彦】

今、言われたとおり防災訓練についてもほとんど非常訓練の消火栓については、よそはわかりませんが峰区の場合には女性を、男性は大体、消防上がって、大体、要領がわかってるんですね。ですから女性を対象に消火訓練を行っております。

そういった意味も含めたら、やっぱり後方支援だけではなくてそういった消火栓の扱いなり初期対応を、火災のときには訓練もすれば積極的に女性団員も募集していったらどうかというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

【議長 甲斐 秀徳】

他に質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第15号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。  
この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがって、議案第15号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第9 議案第16号 美郷町債権管理条例を議題とし、質疑を行います

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。  
質疑はありませんか。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

2点ほど、お伺いします。  
まず1点目、提案理由のところ、「美郷町債権管理マニュアルに基づく」という

条例であります。逆ですよ。条例があってマニュアルがなきゃあ、いかなですよ。そこらあたりをちょっとその辺のところをお聞かせいただきたい。

あと、もう一点なんです、債権というのは町の財産ですよ。これの放棄等に関しては、基本的には議会で議決する事柄であると。そこに踏み込んでいるにもかかわらず議会への説明はこの前の全協のときだけと。そのあたりも問題だと思いますが、いかがなものでしょうか。

**【税務課長 後藤 充】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

税務課長。

**【税務課長 後藤 充】**

御指摘のとおりこの条例の提案理由につきましては、最初の条例が制定されてからのマニュアルではあります。というのが、債権管理マニュアルが町税等収納対策委員会でまだ議論されておりましたので、その条例がなかったものですから制定されてないものですから、マニュアルを先につくってたということもありましたので、先にマニュアルに基づくということで書きました。これはちょっと訂正させていただきます。

そのマニュアルがどういう、全協で説明したんですけど、やはりその他の債権、私債権についてはその根拠法令がいろいろまたがっておりますので、以前からマニュアルの検討もありましたので、先にマニュアルを決めたところです。

以上です。

**【副町長 藤本 茂】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

副町長。

**【副町長 藤本 茂】**

このマニュアルについては借金を取るわけですね。黒田議員がおっしゃったように債権は財産であります。だから、その財産をしっかり厳正に徴収すると。これは当然、法律に基づいて、あるいは条例に基づいてきちんと取るわけですね。それからはみ出すということは考えられません。

したがって、今まで債権全部について、貸付金も含め町税効果、その他の債権ということで今回の条例の中では分けておりますけれども、それを今までは、私が会長で委員長で、それでまとめて管理をしていたわけです。ですから、その法律から逸脱したことはできないんですね。

そして、使用料条例についても使用料条例があります、ほかに。だけど、またがって各課を全体を債権として管理する条例がなかったということで、実態はその管理条例があるようにして、法律に基づいて各課それぞれ水道の使用料条例とかありますので、それに基づいてきちんと取ってたと。それを全体としてまとめたのが今回のということで、決して法律から逸脱して、そして条例で勝手なことをマニユア

ルでやってたんじゃないかということではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

それから、放棄については、これは冒頭、言いましたとおり財産でありますので簡単に放棄することはできません。したがって、これも地方自治法に基づいて議決事件でありますので、そのことに基づいてちゃんと議会がチェックするようにこの中でうたって、そして、11条だったと思うんですけども、その中でちゃんとうたっておりますので、放棄についてはこの地方自治法の議決事案の中にこの債権を放棄することは議決をしなければならないということになっております。その前提として、「特別な条例で定めるほか」ということになっておりますので、その中で位置づけた中でここにうたったということでもあります。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

時系列的にマニュアルが先にできたというのは別にしょうがないと思うんですよ。

ただ、文言として、「基づく」じゃなく、この上に乗ってるんだよというのをしっかり示すべきであるというのがまず一つ。ここは何らかの形で踏まえていただければと思うんですが。

今おっしゃった11号の2、「町長は前項の規定により他の債権を放棄したときはこれを議会に報告しなければならない」と。「報告」になってるんですよ。「議決」じゃないんですよ。要は、全部が町長の専決事項になってるような形なんですよ。

例えば、何百万であろうが何円であろうがになるんですけども、そういったところも全ては議長の専決としてやって報告しますと。それは議決じゃないですよ。そういうことなんですよ。いかがですか。

【副町長 藤本 茂】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

副町長。

【副町長 藤本 茂】

先ほど、言いましたとおり地方自治法の議決事件の中に議決すること、「債権を放棄するときには議決すること」とあります。

その前に、特別な条例に基づいた場合にはその限りではないということがありますので、それを受けて報告という形をとらせていただきました。

これは、基本的にはまた総務委員会の中で詳しく論議されることだろうと思えますけども、ベースになってるのは日向市とかほかのところになっております。当然、効率的な運営ということも少しはあります。

以上です。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この債権関係の流れの中で、一番問題はすっきりしてないという部分ですっきりさせると。滞納繰越分が非常に多いと、そういう部分もあります。

それと、考えてるのは、考えてるといふか一つ、第三セクターのうちが持つてる債権を皆さんに検討してほしいという話を企画情報課からされたと思うんですけど、やっぱりそういう債権をどう処理していくかという部分を、これ、議決事項になるのか報告事項になるのかはまだわかりませんが、やっぱりこれ、議決事項じゃないかなあという気もするし。

結局、税金を放棄するという事はお金をもう要らないよという話をするわけですので、やっぱりそこ辺のものがはっきりしてなかったという部分で、やっぱりこの債権徴収、この条例自体がなかったことによる不適切な処理もあったかもしれませんが、そこ辺を明確にさせるがために、こういうマニュアルが先にあったがためにこういう「基づき」と書いてありますけど、もう逆の話ではありますが、はっきりさせるといふ部分でとっていただければなあ。

この条例自体もやっぱり他町村とかいろいろなところを見て、つくってきた部分でありますので、そんなにおかしいとかそういうことはないと思います。また、その委員会の中でそちらのほうで精査していただいて、結論を出していただければなあというふうに思うところです。

以上です。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志 議員。

【6番 黒田 仁志】

基本的には総務委員会のほうに、総務厚生委員会のほうに付託ということになっておりますので、そちらのほうにお任せしますが、やはりもう本当、債権の額とかにもよってくると思うんですが、このままの条例を読むと、全てが町長の専決で進みますよというふうにしか読めないんですよ。

だから、じゃあ、そこをしっかりと、こういう場合はこうですよというのが書き込まれてないと条例としては若干、不適切かなというふうに思います。

それと、やっぱりそういうふうにある程度、議会の権限を奪うんですから、早目の議員、議会に対するこういうことでもっていきますよという説明は事前から必要ではなかったかと。従前から必要ではなかったかなという点であります。

こういう条例自体が必要だというのは、私も重々、わかった上で、そういった条文の修正、追加なりが行われなければ、ちょっとこのままではまずいかなというふうに思って、見ているところです。

【副町長 藤本 茂】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

副町長。

【副町長 藤本 茂】

これはですね、まずこの債権管理条例は各課にまたがるものを全てそれぞれの各課の条例の中で動いたものを総合的に管理するためにするという事でまとめたものと。それは基本的なことだけで、12条の簡単なものでありますけども、そういったところがかぶせたということで整理しています。

あと、貸付金の場合、これちょっと具体的に出ましたけれども、例えば、地方自治法の施行規則によって当然、一般、9月議会で議決事項の中に収支に関する調書、事項別決算書というのがまず大きな枠がありますけど、それに2つ目がその実質収支に関する調書。

3つ目が、財産に関する調書というのがあったと思うんですね。9月議会で債権というところが、その財産に関する調書の中にあります。その中で、貸付金については大きいものについては、ちゃんとそこで育英資金とそれから第三セクターの貸付金については大枠のところとそういうところで管理してますので、私たちが小さくまたがって上にあげるのは、貸付金ですから当然、債権でありますので、この管理する範疇には入るけれども具体的などころではそちらのほうで管理しているので、これは決算の中で議決事項になりますので、そちらのほうで管理しておりますので、小さいところはこういったことが考えられますけれども、そう簡単に債権を放棄するということはないというだけは申し上げたいというふうに思います。

以上です。

【議長 甲斐 秀徳】

ほかに質疑はありませんか。

【10番 那須 富重】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

10番 那須 富重議員。

【10番 那須 富重】

これは従来、いろいろと問題視されてきておって、今回、条例ができるということで。これができたことによって従来のやり方と違ってくると思うんですけど、どのようなところがこれから変わるというふうに考えられていますか。

【税務課長 後藤 充】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

税務課長。

**【税務課長 後藤 充】**

この債権管理条例につきましては、いわゆる私債権、その他の債権の法令化、根拠法令が非常にまたがっているという関係もありまして、各課のその他の債権について非常に困惑というか、長年、徴収できない債権等がありましたので、その町税等収納対策委員会の中でどうにか、そういう債権についての調査を精査をしてくれということもあったので、その債権を精査することによっていわゆる私債権、小さい債権のほうは時効が10年とかあるんですが、そういった長年、どうしてもできない債権等がありますので、それをちょっと中身を精査しながら、簡単に放棄することはないのですが、そこ辺を精査してスムーズに対策、いわゆる債権回収に努めて財源確保をすると。不適切なことはないんですが、そういったことを進めながら事務処理等、適正に進めるということで、今後、委員会の中で細かく精査していきたいと考えております。

**【10番 那須 富重】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

10番 那須 富重議員。

**【10番 那須 富重】**

従来、なかなか取り立てという部分が、「取り立て」と言っているのかどうかわかりませんが、そういうことをやってきたけどなかなかできなかったというのが、これを制定をすることによって新たな部分でノウハウがわかってきたというふうに解釈していいわけですか。

**【副町長 藤本 茂】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

副町長。

**【副町長 藤本 茂】**

基本的には、今まで取り組んできたことについては変わらないと思います。

それよりも、ただ、職員がこの条例に基づいてお互いに今までは本当はそういう債権管理という町の全体の債権として一緒にしていたのは実態としてはあるんですね。だけど、管理条例として一つの基本的な事項、方向性をまたがる、法律に基づいてはやってたけど、だけど実際は条例化されてなかったということで、今度は全体として今までの委員会として。委員会というのは、庁内の取り組み、課長クラスで委員会をつくってますけども、その取り組みの裏づけとなる法的な裏づけを条例化したというところで、まず1点、理解していただきたいと思います。

それから、加えて27年度が1億300万円くらいあったと思います。これ、収入未済額が。平成28年が1億500万円くらいあったと思います。29年度が8,600万円くらい、そして今回、皆さん方にお示ししたのが7,000万円という

ことで、具体的には非常に職員は頑張ってます。本当に、皆さん方にはスクールバスの寄附金を債権として一応、出してますけれども、それを合わせても7,000万円くらいで。それを引くと、収入未済額で決算状況に今の段階で出すと6,000台になったと思います。それくらい実態は皆さん、職員が頑張ってるので、そういったところの本当の裏づけを今回の条例化したということで、御理解いただきたいと思います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

他に質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

ただいま議題となっております議案第16号 美郷町債権管理条例については、総務厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 美郷町債権管理条例については、総務厚生常任委員会に付託することに決定しました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第10 議案第17号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います

**【議長 甲斐 秀徳】**

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、議案第17号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。

したがいまして、議案第17号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第11 議案第18号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います

**【議長 甲斐 秀徳】**

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、議案第18号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。

したがいまして、議案第18号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第12 議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います

**【議長 甲斐 秀徳】**

質疑はありませんか。

**【3番 山田 恭一郎】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

3番、山田 恭一郎議員。

**【3番 山田 恭一郎】**

農地利用最適化交付金というものが320万円支給されてます。この交付金はいつまで交付されるのかどうか、それを充て込んでからの農業委員さんの手当ということになると思うんですが、そこ辺が、この手当が、交付金がなくなったときには手当は下げるのだろうか、それが1点。

それから、この金額ですけども、会長の場合は3万3,700円プラスアルファというか、出るということがあるんですが、ほかの役員さん、例えば、教育委員さん、そのあたりの手当との整合性はどうか、とっていかれるのか、そこ辺をお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

**【農林振興課長 藤本 政春】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

農林振興課長。

**【農林振興課長 藤本 政春】**

この交付金につきましては、提案理由の説明の中にもありましたが、平成27年に法改正ということで新体制になっております。

ここにつきましては、まだ今のところすぐになくなるというようなことでもあり

ません。基本的にこの交付金につきましては、実績に応じたものの単価ということで、当初から実際は交付金自体ありまして、それに対して農業委員なり推進委員の方々たちの地域性とかによりまして、その実績がある程度、異なってくるのが予測されましたので、この交付には至っておりませんで、今回、また国もそういった委員さんの報酬等が低いということを懸念されての法律の制定ということになりました、実際には年度の実績に応じて交付金申請をして、年度全体での実績に合わせて交付金が出るということですので、その交付された金額を実績の時間数で割りまして、それを単価として今度は個人の実績、時間数に合わせて交付するということがあります。

以上です。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

特別職の職員で非常勤のものということで、その範疇をつくれればいろいろな形の委員さんがいますけど、これとその委員さんの部分とまたいろいろな委員さんの部分が連動するというようなことではなくて、ただ国がその実績に応じてという部分でこうしなさいよという話の中で、ほかの委員さんは月額とかそういう形でしっかりした手当という部分で報酬を出してるとお思いますので、それに対する云々という部分はないというふうに思っておるところであります。

【3番 山田 恭一郎】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

3番、山田 恭一郎議員。

【3番 山田 恭一郎】

そういうことで、とりあえず仕事量の手当というふうに解釈すればそうなんですが、それならば教育委員、私、経験あるんですが、委員長で年間60日以上、それから一般の教育委員さんでも40日は最低、出てるというふうに考えます。そこ辺がどうなのかなというのがちょっと疑問がありましたので、今、手を挙げたところです。

終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

他に質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。  
この採決は起立によって行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。

したがって、議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第13 議案第21号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います

**【議長 甲斐 秀徳】**

質疑を許します。  
質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第21号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがって、議案第21号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第14 議案第22号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

この現地の建物ですが、私たち議員も現地を見ております。土壌というか地盤自体に問題があって、教職員住宅としての使用を中止したというのを記憶してはるんですが、その後、何か補修工事をしたような予算も余りちゃんと見てないんですが、このまま町営住宅として貸し出して大丈夫なのかという点をお伺いしたいと思えます。

【建設課長 木原 浩一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

建設課長。

【建設課長 木原 浩一】

まず、現地につきましては確かに地盤が沈下しております。住宅自体はそんなに影響はありませんでした。ですから、住宅は優良住宅ということで、私たちは位置づけております。そのまま町営住宅のほうに今回、移管をしてもらったんですが、その地盤が沈下している部分についての応急的な工事を今、発注しております。これは予備費のほうを充用させていただきまして、現在、発注をしているところです。そういうことです。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

応急的なところはやると。建物自体が要は下がってきて、もう中も戸が開かなかったりとかそういうことがいろいろあってたていうところも聞いてたんですね。だから、建屋の中も、もちろんするのかという点と、要は原因が下に谷か何か流れてるっちゃんないかということだったので、応急的なところだけでは恐らくだめだろうというふうには思うんですが、その後の工事の計画はあるんでしょうか。

【建設課長 木原 浩一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

建設課長。

【建設課長 木原 浩一】

まず、地盤沈下で家屋に影響があるかという部分なんですけど、まず、風呂のほうに壁がタイルが剥がれているという状況があります。それから、周りの犬走の部分で沈下した部分もあります。それから、そこに温水のボイラーも置いておるんですけど、それも傾いているという状況がありますが、その他については生活を営む上では余り影響がないようであります。今回の補修でそこらをしっかり直していきます。

それから、今後、その地盤が沈下するかどうかというのも、今回やっぱり検証していくのが必要だと思っております。ですから、今回の応急工事につきましては、まず沈下している部分に砕石を入れまして、しばらくそれで様子を見たいと考えております。

ただ、生活をする上では特に問題はありませんので、入居のほうの募集は行っていきたいということで考えております。

以上です。

【議長 甲斐 秀徳】

他に質疑はありませんか。

【4番 川村 義幸】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

4番 川村 義幸議員。

【4番 川村 義幸】

今、黒田議員が言われたように、水が原因で多分、沈下していると思うんですが、その辺の調査というのはちゃんとしてあるんですか。

【建設課長 木原 浩一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

建設課長。

【建設課長 木原 浩一】

昔の図面を見てみますと、ちょうど沈下している部分に何か水路が走っているような図面がございました。それのつけかえをやったのが一つの影響かなというぐあいには考えておるんですが、それにつきましてはちょっとわからないので、先ほど言いましたように、まず沈下しているところに碎石を入れまして、今後、状況を把握していきたいと。

ただ、沈下してから、あんな状況になってから動きがないようなんですね。ですから、多分、影響はないんじゃないかなとは考えているところです。ですから、動いているわけではないですね、現在。

以上です。

【4番 川村 義幸】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

4番 川村 義幸議員。

【4番 川村 義幸】

動いてなければ大丈夫かと思うんですが、今後また大水と大雨等が出た場合に、その辺が大丈夫なのか心配があります。

また、これから賃貸で出して入居された時点で、そういう状況がまた生まれたときに、また入居された人が困るかなあという懸念もありますので、また時間を見ましてちゃんと地盤を、本当に大丈夫なのかというのを調査をしてもらったほうがいいかなと思いますので、その辺、お願いして終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

他に質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第22号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがって、議案第22号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第15 議案第23号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。  
質疑はありませんか。

【8番 森田 久寛】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

8番 森田 久寛議員。

【8番 森田 久寛】

今回この美郷町公の施設条例の一部を改正する条例の説明を全協で少し受けて、私の聞き間違いであれば申しわけないんですが、そのときの説明が、「若宮、島戸の

神楽伝承館に関してはほとんど今は地元で管理がされているので、これで公の施設の内容を削除する」というような説明がありましたが、言いましたように、もし私が聞き間違えたら失礼なのですが、ということであれば、2つを削除して、美郷町西郷伝承館、芸能伝習館というのは地元の管理が行き届いてないからそのまま置くということでしょうか。

【教育課長 小田 広美】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

教育課長。

【教育課長 小田 広美】

お答えをいたします。

若宮神楽伝承館につきましては平成7年、それから島戸神楽伝承館につきましては平成11年に国・県補助金を活用しまして建設をしております。

それで、伝統芸能伝習館につきましては、町の使用料をちゃんと徴収しまして光熱水費ともに支出をしております。それにつきましては使用料の徴収条例にも記載をさせていただいております。

あと2カ所の分につきましては、今回、利用申請や使用料の発生をしてない現状、それから、先般も私が申し上げましたとおり地域の裁量におきまして自由に、そして有効に活用がされているということで、今回、削除ということにさせていただいております。

それから、補助金につきましては、保存会につきましてはまた別に若宮も島戸のほうも保存会につきましては5万円、5万円ほどと太鼓修繕の28万4,800円ということで30万円ほどを保存会に補助金が支出されているところでございます。

以上です。

【8番 森田 久寛】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

8番 森田 久寛議員。

【8番 森田 久寛】

わかりました。

しかし、この伝承館の目的、それはそういう管理上の問題じゃなくて、ここに書いてありますね、「郷土の伝統文化を保存・継承し、都市と山村住宅及び高齢者と若者ふれあい交流を促進し、地域の活性化と文化の向上を図る」というふうに書いてありますので、今の説明ではこれと相矛盾しているところが少しあるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

【教育課長 小田 広美】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

教育課長。

【教育課長 小田 広美】

ただいま町のほうといたしましても公共施設管理計画ということで、それにとって今のこういう公共施設のすみ分けというかそういうものを行っております。

その中で、先ほど、私が申しましたとおり伝統芸能伝習館につきましては以前より建設当時からずっと使用料等を取ってやっている建物でございまして、そのほかの2つにつきましては、地区のほうが保存というか、施設を維持してるということでありますので、今回は削除させていただくということで上げさせていただいております。

以上です。

【8番 森田 久寛】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

8番 森田 久寛議員。

【8番 森田 久寛】

わかりましたがね、何回も言うように、やっぱり郷土の伝統文化の保存継承というのは奥の深さというものがある程度、物とかいろいろな形で比較することはできないと思うんですよ。私自身はこの歴史の重みがやっぱりこの奥の深さだというふうに考えている。その拠点が、やはり公の施設として指定されたこういう伝承館が一つの礎になってるといふふうに思いますから、そういう意見を出してみたいんですが、これについては町長、どう考えますか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員がおっしゃるとおりかなあと思っております。

この伝承館にかかわりましたのは覚えがあります。もとはあそこは島戸神社ということで、神社が古くなったからどうかしてくれんかという話で、時の21村づくり事業で神社をつくりますわということで県にもっていったって、こりゃあ問題だろうということで、何にするかという話で伝承館なら何とかなるんじゃないかという部分で、ほんなら伝承館を建てますのでということで許可をいただいて、そっくり同じような神社をつくったと。神社をつくったというか、建物をつくったというだけの話なんですけど、神様の住むところはそこの地域の人たちが浄財を出してちゃんと区別をしたと。

ですので、あそこの看板は二枚看板といたらいかんけど、島戸神社という神社とはね繰り返せば21世紀村づくり事業、その2つの看板でやってきたという部

分があります。

そういういきさつの中で、やっぱりその伝承館は伝承館だという部分で、ただ、その峰の伝承館と違うのは、それぞれの地域が非常に保存伝承のために利活用してしっかり守っていると。公の施設に上げておく理由がそんなにないという判断の中で、そういう形をとったと。本当は公の施設であっても外してもそんなに位置づけ的なものは変わらないんじゃないかなあという気はしてます。

そこが傷めば、やっぱり伝承館ということで保存伝承する場所ですので、そこはやっぱりこちらのほうの規定にのっとって、やっぱり修復とかそういう部分が出てくる可能性はあるのかなあというふうに思っておるところではありますが、やっぱり伝承館は伝承館という位置づけの中で、この公の施設からは少しその地域がしっかりしてるという部分はありますので、町がお金を出してどうのこうの今までのことはありませんので、若宮もそうなんですけど、そういう形をとらせていただきたいという話であります。

以上です。

**【議長 甲斐 秀徳】**

他に質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

**【8番 森田 久寛】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

8番 森田 久寛議員。

**【8番 森田 久寛】**

余りくどくど言って大変、失礼なんですけど、私自身、この地域、島戸地区もですが若宮地区も。小さい集落ながら全員で先代が守ってきた受け継いできた神楽を守り、それが認められ伝承館という名前でいろいろな補助金をいただいて、今、町長が言われたように作り上げてきたわけですよ。

それで、私たちも現在でも定期的にこの保存会を組織をし、そういう神楽等の練習を重ねて今日に来たわけでございます。それで祭りや行事、いろいろな点で年間、相当、やっぱり練習もし、そこで使わせていただいております。それは伝承館というものが礎があるからだというふうに私は思うんですよ。

そういう文化伝統ということで言わせてもらおうと、いつも私、諸塚村を例に挙げて悪いわけですが、諸塚村の中腹に荒谷小学校というのがありますよね。あれは本当に山の中ですが、それでも学校が存続するわけですよ。なぜそこにそういう子

供がおるかというのは、あそこにも宮崎県でも有名な夜神楽があります。あその神楽は少々、変わってしまっていて、一部、立派な神楽は世襲制度があって、その家でしか受け継がれないという神楽なんですよね。そういうことで後継者は必ず帰って神楽を伝承したいということで帰ってくる人が多いそうですね。それで、非常にそういう移住定住対策に役立たせていただいているというふうに聞くわけでございます。

そこで、私たちがそれを考えますと、やはりそういう練習を始めてから今まで私たちが夜神楽というのがあったんですよね。ところが人がいないものですからだんだんやめてきて、それでも諸塚村の一部の方々と共同で夜神楽を守ってきました。それ以上、減少したものですから、とうとう夜神楽ができず今は昼間だけ数時間で終わっているわけですよね。

しかし、この中に若い者が3人、神楽をやりたいということで入ってきたわけですよね。そして、一緒にやっております。やっぱりそれはこういう伝承館という素晴らしいものをつくっていただいたおかげだと、私は町に対して非常に感謝しているんですよね。だからできればそういう若い者がああいう山の中に帰ってこないのに、やっぱり神楽をするから帰ってくるというのは、これは伝承館の重みということがあると思いますので、私はやはりそういう文化芸能を守る地域の1人として反対討論とさせていただきます。

**【議長 甲斐 秀徳】**

ほかに討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、議案第23号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立多数 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立多数であります。

したがって、議案第23号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

ここで、10分間の休憩とします。

2時10分から行います。

(休憩：午後 2時00分)

(再開：午後 2時10分)

【議長 甲斐 秀徳】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第16 議案第24号 平成30年度美郷町一般会計補正予算(第6号)を議題とし、質疑を行います

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。  
質疑はありませんか。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

3点ほどお伺いします。

まず、国の今回の補正を見ると、国土強靱化のほうの補正がかなり大きく出ておりました。農林水産建設関係いろいろ出ておりましたが、そういったものは今回の補正ではなく当初予算のほうで反映してるのかなというふうにも思うんですが、そこを確認させてください。

それと、気になったのが地域おこし協力隊が4人のところを2人分の採用しかなかったということになっておりますが、どういった部門の方だったのか。

そして、募集をかけたのが来なかったということなのか、それとも募集自体を取りやめていたのかという点をお願いいたします。

それと、これは全体的な話なんですけど、2億6,000万円余りの減額なんですけれども、もちろん収入のほう、歳入のほうの絡みがあるのは承知の上なんですけれども、2億6,000万円のうち、例えば、もっと当初予算を組んだりした場合に、我慢していた部分に関して振り返ることができなかったのかなというふうにも思うんですが、その3つをお伺いします。

【建設課長 木原 浩一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

建設課長。

【建設課長 木原 浩一】

まず、今回の補正につきましては国土強靱化に関する予算については何も反映は

しておりません。これまでの事業関係の確定による減額ということで御理解いただきたいと思っております。

また、新年度予算につきましても、この国土強靱化に関する予算は該当するものはありません。

以上です。

**【企画情報課長 下田 光】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

企画情報課長。

**【企画情報課長 下田 光】**

地域おこし協力隊についてですけれども、平成30年度の予算措置につきましては3名と3カ月、昨年から引き続いて3カ年目の、その分を予算措置しております。

内訳といたしましては、観光推進の部分で2名、それから渡川を盛り上げる地域おこし協力隊ということで、その3名でありますけれども。常時、募集はやっておりましたけれども、なかなか応募がないということで、先日、渡川の地域おこし協力隊のほうに2名の応募があって面接も行ったところですが、1名が辞退され、その1名が福岡からわざわざこちらに来られたんですけれども、その選任に当たって、面接に当たって、渡川のメンバーの方も2名、入っていただて、副町長、私、補佐と入って面接をしたんですけれども、最終的には渡川の未来塾の方にお任せしたんですが、やっぱり要望に沿えなかったということで、そこは選任できませんでした。

以上であります。

**【税務課長 後藤 充】**

補正予算の中で説明資料の4ページが農林水産業費の地籍調査事業がございます。これは平成30年度の第2次補正の追加が来まして、社会資本整備総合交付金対象ですけど、30年度も減額があったものですからやってくれないだろうかという県からの要望がありまして、中渡川の4、中の原屋形原の1.35平方キロを一応、繰り越しでやりたいということで半年を目途に繰越予算でやるということで今回、上げました。

以上です。

**【総務課長 小野 圭一】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

総務課長。

**【総務課長 小野 圭一】**

今回、3月補正の中の総額としまして補正額2億6,000万円強ということで、まだほかにやるべきことがあったのではないかと、やってもよかったんじゃないか

という御意見だったというふうに思っております。

予算は、基本的に歳出ベースの中で財源を確保してまいります、予算総計主義、単年度主義の中で、補正に絡む部分として各課のほうで精算した中での基本的に執行残の積み上げがあるということでございます。

事項別明細書ではなく総括書の中の7ページを見ていただきますとわかりますように、一番大きなものが土木費の6,000万円が減額ですね。これを計画の変更、事業量の確定、それから災害復旧費なんかにつきましても次年度繰り越しの部分もありますので、また新年度の中で当初予算は既に編成してございますから、補正また地元の要望等に対応していくという財源を確保しつつ対応していくというような形の対応でさせていただいております。

以上です。

**【6番 黒田 仁志】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

6番 黒田 仁志議員。

**【6番 黒田 仁志】**

国土強靱化のほうでは私が一番、興味があるのは、河川の土砂しゅんせつというのがかなり大きくつくというのを聞いていて、県としても動かしたいという話があったものですから、例えばだから、となると、対応としてはもう6月補正以後の、もしうちがそれに対していろいろ動く場合には、一番は土捨て場の確保とかそういったことで動く場合にはもう6月補正以降ということになってくるのかなあとも思うので、ちょっとそこをもう一回、お願いします。

地域おこし協力隊はわかりました。

渡川のほうはやはり欲しいんでしょうと思うんですが、今後の募集についてはどうしていくのかという点をお伺いします。

もちろん歳出ベースで考えていって、それに関しての歳入があるということも重々わかっているんですが、何か早期に実現してほしい要求があったこととかというのは、できたらもう一度、見直していただいて何か予算措置、小さい額とは言わないけどそういったものでももう少し対応できたものもあるのかなというふうにも思ったりすることもあるものですから、もう今年度はこれであれですけれども、次年度以降またいろいろと精査していただけたらと思います。

国土強靱化と地域おこし、お願いします。

**【建設課長 木原 浩一】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

建設課長。

**【建設課長 木原 浩一】**

黒田議員がおっしゃいますように今回、河川の土砂の撤去ということで、大体、日向土木事務所管内一円で7億円ほどの予算がついております。主にやっぱりこの

小丸川、五十鈴川等が対象になってくると思います。

土木のほうからも現在いろいろ話がありまして、この小丸川、五十鈴川の土砂の撤去をしたいということでそういう話が来ております。一番、ここで問題になってきますのが、土捨て場の確保ということで、今、土捨て場のそういう候補地を当たっているところです。今後、それに対して町が予算措置をして何らかの対策をするかというのがまだ今、未定の状況なので、何かすることになれば、確かに6月補正くらいになるかなと考えているところです。

以上です。

**【企画情報課長 下田 光】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

企画情報課長。

**【企画情報課長 下田 光】**

地域おこし協力隊につきましては、新年度で継続任用で1名、観光協会の運営隊員ということで1名、それから新規ということで引き続いて渡川の集落を盛り上げ隊ということで1名と観光推進隊で1名、継続して募集をしていく予定でございます。

企画情報課では以上ですけれども、製炭のほうでも2名の継続を予算措置しているところでございます。

以上です。

**【6番 黒田 仁志】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

6番 黒田 仁志議員。

**【6番 黒田 仁志】**

地域おこし協力隊、了解しました。ぜひ、うまく募集をかけて、私たちもぜひ協力していきたいと思っておりますので、確保していきたいものだというふうに思っております。

土砂しゅんせつですが、確認なんですけど、補正は要は実質は平成31年度いっぱいくらいで消化すればいいんですよねという話。というのが、河川の土砂を上げるのに夏場の水が多いときに上げられたってほぼ取れないので、もう水が乾いてからじゃないとあんまり上がらんがなあとも思うもんじゃからですね、大体、年度内で消化すればいいんですよねという確認をさせてください。

**【建設課長 木原 浩一】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

建設課長。

**【建設課長 木原 浩一】**

まず、確かに議員が言われますように出水期の6月から10月については当然、河川の土砂の撤去はできない。そういう事業もやっておりませんので、その後になると思います。ですから多分、繰り越しということで事業は進めていくのではないかなと思っております。

ただ、詳細については土木のほうから話はまだ聞いてませんので。  
以上です。

**【議長 甲斐 秀徳】**

ほかに質疑はありませんか。

**【7番 富井 裕瑞】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

7番、富井 裕瑞議員。

**【7番 富井 裕瑞】**

歳入のところで14ページです。

公有林、一度、売ったということで面積ですね。

それから、何の木を売ったのかということと、その下に土地売却収入というのがありますけれども、それはどこかなあと思って。

それから、ふるさと寄附金がふえてますね。そこら辺、何が好調だったのかなということ、3,652万円ですかね、何が好調だったのかということをお伺いしたいということです。

それから、歳出のほうで31ページですね、農業担い手と280万7,000円が減ってるということですが、何なのかということ。

それから、新規就農者の給付金が180万4,000円が減ってるということと、それから、32ページの繁殖メス牛導入事業補助金が782万円ということは主に何が原因だったのかなあということでお尋ねしたいというふうに思います。

**【農林振興課長 藤本 政春】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

農林振興課長。

**【農林振興課長 藤本 政春】**

まず最初に出ました歳入の件でお答えしたいと思います。

14ページの公有林の立木売り払いにつきましては、昨年、山火事で焼失しました町有林、あそこの町有林分とその下の(2)の県行造林分ということになります。

面積等につきましては、ちょっと今、数字がありませんので、お願いしたいと思います。

なお、繁殖メス牛の件につきましては、若干の価格の差額分もトータル的にあり

まして、それと、見込み数が若干、多かった分が減額の要因であります。

数の変動につきましては、昨年、多頭農家をクラスター事業で緊急に増頭した件も若干、影響しているものと思われれます。

以上です。

**【企画情報課長 下田 光】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

企画情報課長。

**【企画情報課長 下田 光】**

ふるさと納税の件についてですけれども、昨年度、以前から議会のほうからもいろいろ指摘をされまして、平成30年度はかなり力を入れたところがございます。プロモーションから一括代行していただく業者を以前はふるさとチョイスとかサイネックスさんとかお願いしてたんですけれども、さとふるさん、大手のさとふるという一括代行していただく業者があって、そこをお願いをしたところ、そこからの申し込みも急激にふえましてこのような数字になったところがございます。

返礼品につきましても充実させまして、その中で一番、伸びたのが宮崎牛、これがかかなり新年度登録してふえてきたところがございます。それに合わせて、ウナギ。ウナギと宮崎牛で大体、8割くらいを占めてるんじゃないでしょうか。そういう相乗効果もあって、そのほかの例えば、宇納間地鶏とかほかの返礼品も影響があって伸びてきたという経緯がございますので、報告させていただきます。

以上です。

**【農林振興課長 藤本 政春】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

農林振興課長。

**【農林振興課長 藤本 政春】**

済みません、1点、土地の売り払い収入の件ですけど、これは西郷の原良の土地の売り払い収入で上げさせていただいております。

担い手の件につきましては、1人、これは基本的に予算計上した時点で見込みの方を1名、上げております。その方がなかったということでの減額と、あと、国の補助に乗ったということで町単分の担い手対策部分が減額ということになっております。

以上です。

**【議長 甲斐 秀徳】**

暫時休憩します。

(休憩：午後 2時25分)

(再開：午後 2時26分)

【議長 甲斐 秀徳】

休憩を解き、会議を再開します。

【7番 富井 裕瑞】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

7番、富井 裕瑞議員。

【7番 富井 裕瑞】

わかりました。

それから、ふるさと納税の返礼品、さとふるさんということでございますけれども、今後、今度ジビエをしますね。今、肉が主流でウナギとかが上がったということでもありますから、そこいら辺でもジビエも考えてるわけですね。

【企画情報課長 下田 光】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

企画情報課長。

【企画情報課長 下田 光】

新年度からはこの部分については政策推進室というところで進めていくということになりますので、その辺のところはまた引き継ぎながら新たな返礼品の開発もしていきたいと思っているところでございます。

もちろん、ジビエとかそういう部分も入れていきたいと思っているところでございます。

以上です。

【議長 甲斐 秀徳】

ほか、質疑はありませんか。

【8番 森田 久寛】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

8番、森田 久寛議員。

【8番 森田 久寛】

今、富井議員が少し補足が足りなかったようで確認したいんですが、先ほどの14ページの公有林立木売り払い収入、時々、物すごい面積の割には少ない売り上げで私たちも調査に行ったこともあるんですが。

実は、私、県行造林地の監視人というのをやっていて、この前、振興局に呼ばれ

て、ちょっと椎葉のほうを調べてみたら、10町歩を間伐をして700万円の収入が間伐であってわけですよ。補助金も入れてですが。だから、もしこの金額が果たしてどれだけの面積で、これ、全伐でしょうから、あるものかなあという確認で、もしよかったら後でそういう資料をいただけたらいいかなというふうに考えております。

それともう一点は、その下に高校生スクールバス運営協議会の寄附金という、これは寄附金という名前でスクールバスの代金を取ってるから寄附金だったのですがね。これ、ちょっとどういような見方をしたらいいのかなと思ったんですが、この130万円のマイナスの分を。これちょっと説明を聞けたらお願いいたします。

【教育課長 小田 広美】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

教育課長。

【教育課長 小田 広美】

高校生スクールバスの運営協議会寄附金の件なんですが、当初は一応、入学生とかの見込みで12カ月分、480万円ほど組んでおりました。

ただ、現在、23名ほどがこのバスを利用してるんですけども、見込みということで10名ほど多く組んでいたもんですから、その分が今回、130万円ほど減額となっております。

以上です。

【8番 森田 久寛】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

8番、森田 久寛議員。

【8番 森田 久寛】

遠回しに言ったんですが、ということはあれですね、支払いが滞っているという意味合いは一つもないということですね、これ、130万円については。

【教育課長 小田 広美】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

教育課長。

【教育課長 小田 広美】

滞納は以前からの分でちょっと残っている部分もございます。

今回、この480万円がこのバスの寄附金として1人1万3,000円ほどになってるんですが、その分の金額ということで480万円、12カ月分を組んで、その残額です。結局、それだけ見込んでいたほど生徒が乗らなかったというか、見

込んでいたほど生徒が集まらなかったということです。  
以上です。

【8番 森田 久寛】  
議長。

【議長 甲斐 秀徳】  
8番、森田 久寛議員。

【8番 森田 久寛】  
確認します。  
要するに、滞納はなかったということですね。

【教育課長 小田 広美】  
議長。

【議長 甲斐 秀徳】  
教育課長。

【教育課長 小田 広美】  
今のところは現年度については滞納はなかったということでございます。  
以上です。

【農林振興課長 藤本 政春】  
議長。

【議長 甲斐 秀徳】  
農林振興課長。

【農林振興課長 藤本 政春】  
先ほどありました資料につきましては、後ほど、提出させていただきます。よろしいでしょうか。

【8番 森田 久寛】  
はい。

【議長 甲斐 秀徳】  
ほかに質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 甲斐 秀徳】  
質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、議案第24号 平成30年度美郷町一般会計補正予算(第6号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。

したがって、議案第24号 平成30年度美郷町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第17	議案第25号	平成30年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
日程第18	議案第26号	平成30年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
日程第19	議案第27号	平成30年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
日程第20	議案第28号	平成30年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
日程第21	議案第29号	平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
日程第22	議案第30号	平成30年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)
日程第23	議案第31号	平成30年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)

**【議長 甲斐 秀徳】**

お諮りします。

議案第25号から議案第31号までの7件を一括議題として、一括質疑を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがいまして、7件を一括して質疑を行うことに決定しました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、7件を一括して質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

お諮りします。

議案第25号から議案第31号までの7件を一括して討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがいまして、7件を一括して討論を行うことに決定しました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、7件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、議案第25号 平成30年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。

したがいまして、議案第25号 平成30年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

続きまして、議案第26号 平成30年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。

したがいまして、議案第26号 平成30年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

続きまして、議案第27号 平成30年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。

したがいまして、議案第27号 平成30年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

続きまして、議案第28号 平成30年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。

したがいまして、議案第28号 平成30年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

続きまして、議案第29号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。

したがいまして、議案第29号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

続きまして、議案第30号 平成30年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。

したがいまして、議案第30号 平成30年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

続きまして、議案第31号 平成30年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがいまして、議案第31号 平成30年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

ここで、5分間の休憩をとります。

45分から。

（休憩：午後 2時40分）

（再開：午後 2時45分）

【議長 甲斐 秀徳】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第24	議案第5号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第25	議案第6号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第26	議案第7号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第27	議案第8号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第28	議案第9号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第29	議案第19号	美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例
日程第30	議案第32号	平成31年度美郷町一般会計予算
日程第31	議案第33号	平成31年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
日程第32	議案第34号	平成31年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第33	議案第35号	平成31年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第34	議案第36号	平成31年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
日程第35	議案第37号	平成31年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第36	議案第38号	平成31年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
日程第37	議案第39号	平成31年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算

【議長 甲斐 秀徳】

お諮りします。

議案第5号から議案第9号、議案第19号、議案第32から議案第39号までの14件を一括議題とし、町長に対する総括質疑としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがいまして、14件は町長に対する総括質疑とします。  
これから、町長に対する総括質疑を行います

**【議長 甲斐 秀徳】**

通告順に質疑を行います。

通告順に質疑を許します。

まず最初に、9番、園田 義彦議員の質疑を許可します。

**【9番 園田 義彦】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

9番、園田 義彦議員。

**【9番 園田 義彦】**

それでは、1点だけ、連休中の行政対応についてということで質疑を行います。

施政方針の中の思いやりのまちづくり、また安心な暮らしづくりの観点からの質疑であります。4月27日から5月6日まで十日間の連休となっておりますが、町民への行政サービスの低下は最小限であることが望まれます。

行政の窓口、子育て支援、児童クラブとか保育園など、また病院の診療体制、救急業務等の対応についての考え方を求めたいと思います。

また、これは新聞の報道ですけど、長過ぎる休日とか、それこそ言い方はちょっと悪いんですけど、日雇い制の労働者の方々は当然、収入減になるということで困惑などの報道もされております。

町長、このあたり何か思いでもあれば、お聞かせを願いたいと思います。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議員おっしゃるように十連休ということで気になっているところではあります。通常であれば中三日間くらいが通常勤務ということで、前が三日間、後が四日間くらいで七日間くらいの連休ということですが、今度はその十連休と。

今までに年末年始を入れてもそういう長きにわたっての休みというかそういうものはなかったと。いろいろな問題が、問題というか対応なんですけど、それがどうかという質問ですが、住民に直接、関係するサービスとしては、期間中に戸籍謄本、抄本、住民票の交付、税等の各種証明書の交付、保育所の開所や幼稚園の開園、児童クラブ、死亡届や出生届、歯科診療所や診療所や病院の受診、救急業務、道路の異常の通報等があります。

まず、役場での行政窓口としては戸籍届け出、死亡・出生は守衛室で預かり、埋葬、霊園許可は発行しますが、戸籍証明、住民票交付、住民異動届、税証明は対応しておりません。

窓口対応の基本となる新元号に対する行政システムの変更は現在、テスト中であり、新元号が発表される4月1日以降に再度、テストと本番に向け休日における作業を実施してまいります。

また、ごみ収集では可燃ごみは通常どおり週2回収集実施、資源ごみは収集しませんが、ごみ持ち込み5月5日、日曜日に町内3カ所の集積所で受け付けます。納税関係では、軽自動車税、固定資産税の納期が例年4月末ですが、本年の納期は5月7日、火曜日といたします。施設としましては保育所と児童クラブは4月27日は希望者のみ対応しますが、幼稚園と放課後子供教室は実施いたしません。歯科診療所と町立国保病院と診療所は休診となりますが、病院診療所の急患は対応いたします。なお、診察と薬の処方は事前に相談に応じます。

町道等の道路の異常については維持管理業者との連絡体制表により緊急時の体制をとります。また、国・県道であれば日向土木事務所へ連絡をいたします。

このたびの十連休については、住民の方々及び関係者に事前にお知らせ、協力を依頼したいと思っております。

こういう形で今は考えてるんですけど、やっぱり窓口対応ということではいろいろな形が行われると。まだ先のことでもありますので、例えば、その三日間のどこかで午前中受け付けとかやっぱりそういうことをしていくべきではなかろうかというふうに思うところであります。

また、近隣町村もどういう形をとりますかという部分もお聞きして、余りかけ離れた部分がないように対応していきたいというふうに思っております。

簡単に十連休といいますけど、本当に長いかなという部分でことしが初めてというか、ことしに限ってということではありますが、やっぱり天皇さんが4月30日に譲位され、そして皇太子が即位ということでおめでたいことではありますけど、国が決めたことで粛々とやっていく必要があるとは思いますが、議員がおっしゃいますように、その間の行政対応はしっかりとしていかなければならないと。言いますようにまだ時間が少しありますので、その中で煮詰めたいと思っております。

以上です。

**【9番 園田 義彦】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

9番、園田 義彦議員。

**【9番 園田 義彦】**

昨年もだったんですけど、昨年は三日休みで二日、中が業務で、あと四日という形だったんですね。ことしはもう十連休、ですからちょっとどうかと思っております。

窓口業務に関しては出生とか死亡は従来どおりだと思っておりますけど、そんなに困るという人はないとは思いますが。

ただ、突発的な相談事があった場合、何か対応してほしいなということが一つ。

それと、ちょっと保育所関係がわからなかったんですけど、休みでない保護者が預け入れ先がなくて、もう仕事はあるんだけど休まざるを得ないかなというそのあたりの考え。

病院関係が日直、宿直だったんですかね、ちょっとそこあたりももう一回。救急搬送はもう恐らく救急搬送は変わりはないと思うんですけど、火災とかあれがもしあった場合、職員がいないときにどういうあれになるのかなあという思いがありますので、ちょっとそのあたりがもし何か思いつきでもいいんですけど、お願いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

いろいろなことを想定すれば切りがありませんけど、火災の場合はやっぱり主任のほうに行って総務課長のほうに来るといって各消防団の組織がしっかりしてますので、その中でいろいろなことがあれば招集がかかっていくということで、そういうことがないことが一番いいということで、日ごろから火を出さないということでそういうことで気持ちを引き締めてほしいなというふうに思います。

やっぱり何が起こるかというか十連休になって帰ってくる人がおるかもしれませんという話ですよ。やっぱりこちらのほうに帰省すると、ついでに今まで帰れなかったから十日間もあればという話で、そうするといろいろな窓口というかそこ辺でこういう書類が必要になるといって方もおられると思いますので、そういう部分はある程度、対応していきたいと。

保育所とかいろいろな形でどのくらい弊害というか、それが出てくるのかちょっと調べてみたいと。1人のために全部、開くという話でもなかなか、働き方改革もやっぱり役場職員も同じかなという部分で同じルールに乗せれば、ですのでやっぱりそこ辺も考えながら対応していくことができればなど。

でも、住民の福祉の向上という話の中での地方公務員とすれば、やっぱりある程度、自分たちの仕事ということややるべきことはやらないといかんというふうに思っておりますので、先ほども言いましたように、もう少し期間の中で対応したいと、計画をつくりたいというふうに思うところであります。

今さっきも言いましたけど、保育所と児童クラブ、4月27日は希望者のみ対応しますということで、病院、診療所の急患は対応する、これは当たり前の話ですけど、結局、そういう部分でこれで大丈夫かという部分を1回ちょっと関係者と話して、ほならという部分であれば、こういう形で進みたいし、もう少しこうしなければいけないのではなかろうかということになれば、ちょっと変えて、広報は間に合いませんので防災無線なりでいろいろな形で周知徹底していきたいというふうに思うところであります。

【9番 園田 義彦】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

9番、園田 義彦議員。

【9番 園田 義彦】

決まっております休日ですから本当、無理は言えないんですけど、せめて最低、救急の対応とかは万全にしてほしいと。平日も当然ですが、このようなときの安心な優しい町政も願いたいと思っております。今度の組織再編の直後ですので、そこ辺のあたりもできる限り慎重にしっかりお願いしたいなあと。

災害時、救急、搬送はできると思うんですけど、火災とかそういう場合も当番というか、そこをしておかないと、職員の方もそれぞれやっぱり予定もあると思うんですよね。丸々その十日間、縛るといいうわけにもいけないと思うので、そのあたりの対応もぜひお願いしたいと。

町長が言われましたように町民、ここはこうしますよという連絡というか周知を早目をお願いしておけば少しは安心かなあとと思っております。

以上です。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おっしゃるとおり周知徹底をさせたいというふうに思っております。

消防団員の方々にはその十日間、昔、どこに行くかという部分を出させて行き先を把握してたという部分がありますので、やっぱりそういう部分をとって旅行にどこかに行ってるとかそういうものを。ほならうちの本部員がどれだけその日に残っているのかとか、やっぱりそういう部分も把握をしておく必要もあるのかなと、長丁場になれば、そういうことも含めて考えたいなというふうには思っております。

【議長 甲斐 秀徳】

次に、6番、黒田 仁志議員の質疑を許可します。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

済みません、私は4点ほど、お伺いしたいと思います。

予算全体的な考え方であること、また課を横断するようなことについて、あえて聞かせていただきたいと思っております。

まず、ICT化推進についてなんですけど、前回、一般質問でも行ったように、もう今、情報化社会がもう通り過ぎようとしているくらい情報が飛び交っていると、情報というか通信手段が複雑化しております。

その中で、W i - f i というものが非常に重要な位置を占めているということでお話ししたつもりがあるんですけど、お試し滞在施設自体にW i - f i の環境がないとい

うことでありまして、予算の中にも組み込まれてないということで、これは早急につけていく必要があると思うんですが、お考えを伺いたいと思います。

また、Free Wi-fi Spotというものがあります。これは観光地なんかで、美郷Free Wi-fiというものを飛ばしていただいているんですが、先日、議会で熊本に行った際、道の駅、道の駅全部、熊本Free Wi-fiと、熊本県のWi-fiが飛んでるんですよ。もっと宮崎もその辺、せにゃいかんちゃねえとっていうのも突き上げてもらうのも含めて、このFree Wi-fi Spotというの非常に重要だというふうに考えております。

一つあるのが観光協会、今度、ホームページを立ち上げようとしてるんですが、そういう一般者が投稿したもんで、美郷町に関係があるものが拾えるようにうまくシステムづけしていきこうという話もずっとしているんですよ。一般の人が動画をどんどん投稿できるというのはやっぱりWi-fi環境がないとほぼ不能です。物すごいデータ量を使うもので。なので、ぜひ、これをやっていただきたいというがあるので、お伺いします。

スポーツ振興についてですが、1月にまたすばらしい成績をおさめてくれた美郷町チームなんですけど、派遣費が半額になっていると、この経緯あたりをちょっとお伺いしたいというふうに思います。ある程度、わかっているんですけどもあえてお伺いします。

続きまして、モバイルミュージアムについてなんですけど、せっかく渡川の地にあるウナギラボ、そしてモバイルミュージアムなんですけど、入込数としては本当に非常にさみしい限りということがあります。観光スポットとしての利活用推進をもっと行うべきではないかという点。

モバイルミュージアムを東大が設置するというときに、西の正倉院などの展示についても見直しに協力しますよという話があったというふうに私は記憶してはいるんですが、実際にそれが行われてないような気がするんですよ。せっかく先方からそういう申し出があったのになぜ受けてないのかなど。

昨日、山本議員のほうで西の正倉院の活用という話をさせていただいたんですが、もっとやっぱり見せる展示というのが必要ではないかというのがありますので、そういったものも活用しながら観光地の推進というものが必要ではないかと思いますので、この点をお伺いします。

あと、施政方針の中の行政運営ということや、ずっとこここのところの町長の御発言、課設置条例などに伴う人員のところ、とにかく職員に外に出ていけという話をよくされてますが、今の文書量ですね、要は職員自体もその来た文書を確認するだけで、これはどんげもなりらんような気もするんですよ。こっちから出さなきゃいけない文書も物すごい今、膨大になってきてます。パソコンで書類を簡単につくり出したから楽になるはずだったのが、量がふえてかえって大変と、てんてこ舞いというのが今の状況なんですよ。同じようなペーパーを何回も何回も書かされて、自分で何を書きよるかもわからなくなるくらいの文書を書いたりもしております。そういったものを含めて、職員の事務の軽減なんかにもなるし、こういった提出書類なんかをしっかり見直していく、国・県に進達しなきゃいけない文書についても、「うちはこんげな方針じゃから」と言えば、多分、通るはずなので、その辺も見直していただければというふうに思うんですがお伺いいたします。

以上、4点、お願いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

W i - f i なのですが、結局、それが設置されているか否かでその施設の利用度とかそういうものがすごく変わってきているというのは実情だろうと思っております。

ただ、本町の中で宮崎 F r e e W i - f i の設置個所は1カ所、いつでもやというところですね。それと、美郷 F r e e W i - f i の設置個所9カ所ということで、公共施設が5つと温泉施設のところで4つ、合計5つと。

それで、その場所、場所で使われ方の件数がまちまちになると。多いところは多いっちゃけどということ、これもやっぱり見直しする必要があるんじゃないかなど。使われなかったところをどっかに持っていくとか、やっぱりそういう形ですか、どんどんどんどんつけていくのかという部分で、議員おっしゃるように熊本がそうだということであれば、もう少し宮崎 F r e e W i - f i をどんどんつけていって、その利便性を高めると。結局、観光客が非常に利便性を感じて何かいい感じで観光ができるという状況をつくっていければと思っております。

このお試し施設の部分でこのW i - f i を引いてくる、する部分ではそんなに予算はかからんかなあというふうに思っておりますので、今後やっぱりよその人が来るということでのお試し滞在ということであれば、そういう目的のために美郷町にそこにおいて、美郷町を回っているいろいろなことを感じて、またこちらのほうに定住なり交流なりという部分があれば、そこは考えていきたいなというふうには思うところでもあります。

そういうことで、もっとどうですかという部分はやっぱり県のほうにも言っていきたいというふうには思います。

スポーツ振興のほうは教育長のほうにお願いをしまして、このウナギラボとモバイルミュージアムということで、今、あそこの中でモバイルミュージアムですので移動ミュージアム、移動博物館ということでもありますので、火星展ですかね、それがずっとそのまま。多分、話の中ではやっぱり東大の先生とあれして、そこを2年に1回くらい変えていくと、その展示物を。東大としてはいっぱい物を持っていますので、どんどんどんどんすることは問題ありませんよという話でした。その中で、西の正倉院の部分もちょっと考えてみたほうがいいんじゃないですかという話も聞いたことがありますので、そちらのほうはもう一回、そういう部分で予算措置もあることはありますので、そういう部分でもう少しまた東大辺に機会があったら言って、話してみたいなというふうには思います。そのまま立切れという形になってますので。

ただ、研究所なんですけど、主に淡水のほう宮田川のちょっと上のほうに左側ですけど、今度、あそこにサインがないということですね。どこのあの研究所があるかわからんという部分があって、地元の要望もありましたのでそこに「こうですよ」という部分はつけたいなと。できれば、ウナギを研究する一人者が国のそういう専門家、そしてポストドックというんですかね、学生よりか上の方々が来て論文等を書く場所でもあるし実験地でもありますので、ずっとそういう部分は協力していきたいというふうには思っております。

あと、補助事業ですね、ある程度、紙ばかりでこれも出さないかん、あれも出さないかんということで非常に提出書類が多いと。簡素化ができないかという部分で、町の事業はある程度、そういう部分で簡素化はできるかなあという部分がありますが、結局、国・県につながる部分はどうしても要求される書類が出てきております。ですので、町ばかりじゃなくて3分の1ずつという部分であれば県のほうにも、大体そっちのほうベースになってきますので、そういう書類をつくらざるを得ないという状況であります、これがいって、「ほんならまちっと減らせ」といって「はいわかりました」と聞けば、もうそれにこしたことはないんですけど、なかなかそういう部分が今まで通らなかったという部分がありますので、何かの機会に知事との交換会とかそういう部分の中でもうちょっとどうかならんやろかという話は提案してみてもいいかなというふうに思うところであります。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

まず、W i - f i なんですけど、F r e e W i - f i S p o t、これは本当、現場に日帰りて来た人なんかも使える。

実は宮崎 F r e e W i - f i というのを登録してると立ち上げるのがすごい楽なんですよ。

美郷 F r e e W i - f i はちょっと申しわけないんですが、登録が面倒くさくて1カ月くらいインしてないと、また初期登録をしなければいけないというのもあったりして、結構、面倒くさいんですね。

今もやっぱり F r e e W i - f i はかなり簡素化されてきてますよね。W i - f i にアクセスするのが。だからその辺はまた考えていただきたいのと、それと、お試し施設自体というのは、例えば、一日活動してきたのを夕方、夜とかに帰ってきてぽんと一斉に送れる状況であると考えたときには、やっぱりここから一気に発信していく方が多いんじゃないか。

今、減らしても、移動させてもという話があったんですが、実際言うと、ふえてくればふえてくるほど発信はふえていく。あること自体を知らないという場合もあるんですよね。W i - f i アクセスの仕方なんかを。そこでアクセスできるということなんかも。だからそういったアピールも必要ですし、やっぱりうまく使わせると物すごい莫大な情報発信をしてくれます。

要は観光アピールというものを私たちが見ただ目で知ってるところだけを紹介するよりも、よそから入ってきて感じた人が「こんげなところが美郷町いっちゃが」って発信してもらえると一番、大きいメリットになりますので、正直、W i - f i 代だけで済むなら観光 P R 費用が。というくらいの感覚で、ぜひお考え直しいただいて、6月補正くらいでもまた取り組んでいただけるといいかなというふうに思いますので、またそこをどうでしょうという点をお願いいたします。

そうじゃ、あれを忘れとったですね。じゃあ、これを言ってしまわんとあれですよ。ちょっと済みません、申しわけないです。

モバイルミュージアムの件なんですけど、やっぱり連絡がちょっと若干、途切れた

かなと。おっしゃるとおりマース展だけではもう多少、もうみんな、一巡見たよってなれば、もうそんなこんげ言ったらいかんちゃけど大したものではないので、本物の火星の石があるとかじゃないので、こんなもんだよという展示なので、やっぱり変えていただく必要もあると。ということは、やっぱり東大とどうしてもアポをとってつながっていく必要があると思いますので、やっぱり接触をもっと多くしなきゃいけないのなかというふうに思っております。せつかくの向こうからの申し出のところもあるので、東大側もPRしたいところはあるみたいなので、うまくこれは使えまえがあると私は思ったので、もう少しやっていただけるといいのかなと。

補助金の件なんですけど、もちろん国・県にもずっと言ってるんですけど、要はもう最近、本当、国とか県に言ってるのが、「おまえら現場に来たくねえからこんだけ出せってつつつてんだんべ」と。書類で要はわかってしまうようにしてしまっただけで事業完了確認みたいな気持ちでいるんですよ。写真をつけてと。「じゃあ、おまえ、今、あのデジカメなんだけど、やろうと思えばどうにでもできるんだけど」っていうのも、やってませんよ、真面目にやっていますよ、事業は。そういうところもあったりするもので、ちゃんとやっぱり現場にもっと来させる。それがやっぱり町長がおっしゃってるようにずっと職員が回るためにはどうしてもここを下げていってあげるしかないと思いますので、私たちもお話しますので、ぜひお願いします。

済みません、もう一度ずつお願いします、済みません、教育長、申しわけなかったです。

**【教育長 大坪 隆昭】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

教育長。

**【教育長 大坪 隆昭】**

市町村駅伝のことについて質問がありましたけれども、市町村駅伝、県のほうでいろいろ毎年、毎年、見直しが図られているようで、今も若干、見直しがされているような状況であります。そういった面を確認できるということで質問していただきまして本当、ありがとうございます。確認の場になると思っておりますが、助かっております。

市町村駅伝大会につきましてはこれまで美郷町が2チーム出していたところなんですけれども、来年度におきましては高校生区間の選手の確保というものがちょっと難しいんじゃないかということが一つ。

それと、これは市町村駅伝の本部のほうの検討の中で、女性区間を一つふやしたらどうかということとが今、検討されているようです。そうなった場合、女性区間を美郷町内で募集するときには2チーム女性を用意することというのがなかなか難しいんじゃないかということで、1チームとして予算を計上したために予算が半額ということになっております。

以上です。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

W i - f i の件はまたいろいろな形で、ずっと今までの経過の中で非常に思うことは、そういう時代ですよと。だから避けて通れんちゃないかという気持ちが皆様各議員が言うのはそういうことかなあと。だから、そういう本当、文明の利器を駆使してやっていけという部分で、少しお金がかかっても仕方がないんじゃないかという部分が考え方かなあと考えております。

でも、言うように金額的、財政的なものもありますので、やっぱりプライオリティ優先順位をつけてそこ辺はしていきたいと。

このお試しにつけるのは10万円くらいしか要らんとかなあという感じでもおるっちゃけど、そんなくらいかなとわかりませんが、結局、そういう部分でどんどん使っていて、実績が出てきてそういう部分で美郷町のPRをしていただくと。それを考えたときにPR料と換算したときにどのくらいのなるかと言ったら10万どこじゃないという話になるという部分ですので、再考したいと。

先ほど、くらがえするという話ではだめだと。どんどんどんどんつけていくことが一番いいということですので、もう少し町としてどのような、結局、今までは基盤整備という部分で光を引っ張ってくるとか、今度のFTTH化もそうなんですけど、そういう部分に頭が、今度はそれから違う方向ですね、そういうものを使ってどういう形にするのかというちょうど転換期かなあという気がしておりますので、今度は情報化計画の中にある程度の基盤はできてますので、ですので今後はいかにどういうものをつけてその効果を発揮するかという部分のシフトというか、そういう形にもっていかなければならない時代かという部分を感じたところであります。

あとはその補助事業という部分ですけど、確かにいろいろな書類を出させてその中に不必要な書類もあるんじゃないかと。先ほど、きのうですかね、「非関税障壁とかやっけな書類ばっかし出させて」という話になりますので、町単の分は検討するとしましても、県・国につながる部分はおいおいそういう立場を利用して、課長にもこういう部分は要らないっちゃないですかという部分で言っていくなりして、再考を求めたいと、そういうふうに努力したいというふうに思うところであります。

以上です。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

ぜひ、W i - f i 、お願いいたします。今はほとんどのホテルはもうF r e e W i - f i 通りますし、おっしゃったように美郷町の場合、ケーブルテレビがほぼ全戸にあるわけですから、お試し滞在施設もケーブルテレビがあるということで、それで本当に家庭用の逆に普通に引いたほうが安いとかもしいないですよ、その部分は。ちょっとそのあたりも含めて安くできるようにうまくよろしくお願いいたします。

その補助のほうも、もう私たちももちろん直接、関係があるところもありますのでいろいろと言っていきます。とにかくパソコンが入って書類処理が楽になったはずが、本当に書類の束になってるような気がするでしょう。やっぱりここを何とかお互いに、お互いのために楽になるようにぜひ、お願いしたいというふうに思います。

それと、教育長になんですが、チーム数、今のところ一つじゃないと厳しいと。要は何月かかにも前もってもう一度、どうやってするということを決定するような話はちょっと聞いてるんですが、それが出た時点で間に合うようであれば、早目にチーム編成を行っていただいて、2チーム行けるのであれば2チームとか、そういう補正は町長も含めて対応していただけるのかと。やはり2チームある強さというのがあるんですね。1チームでいきなり絞り込むよりも、やっぱり2チームに分けて切磋琢磨できる余裕というのがやっぱり強い理由の一つであるということもありますので、いざとなったら補正を組んでいただけるかという点も含めてお願いします。

**【教育長 大坪 隆昭】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

教育長。

**【教育長 大坪 隆昭】**

今後、チーム編成をいたしまして募集をかけまして、そして監督と協議していく中で、もし2チームできるのであればそういう補正についてすぐ対応していけるように頑張っていきたいと思います。

議員がおっしゃったように、ことしの様子を見ていましてやっぱり市町村の部で2位に入ったんですが、その理由としてやっぱり2チーム出して切磋琢磨していく中で自分たちも頑張っていこうというのがあったからこそ、そういうような成果が出たと思いますし、後の会でもBチームの選手たちにも言ったんですけれども、「あなたたちがいたからこの第2位という成績がおさめられたんだぞ」ということも話をさせていただいたんですけれども、どうしても希望としてはやっぱり2チームを出したいという強い思いはございます。

以上です。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

確かに今まで2チーム出して美郷町の市町村対抗駅伝は本当に美郷町は強いなあという部分で全市町村から見られているところでもあります。

早く体育協会等々動いて確保していただければ、やるぞという話になれば、それは今までどおりちゃんと対応すべきことだと私は思いますので、そういうことで町民の活力が出てくるということでもありますので、何ら問題なからうというふうに思

うところであります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これで「総括質疑」を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

お諮りします。

議案第5号から議案第9号、議案第19号、議案第32号から議案第39号までの14件について、議長を除く10名の委員をもって構成する平成31年度予算等審査特別委員会を設置し、会議規則第39条の規定により、お手元に配布しております議案付託表のとおり、これに付託の上、審議したいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第5号から議案第9号、議案第19号、議案第32号から議案第39号までの14件については、議長を除く10名の委員をもって構成する平成31年度予算等審査特別委員会を設置し、お手元に配布しております議案付託表のとおり、これに付託の上、審議することに決定しました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配布した名簿のとおり指名したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがいまして、特別委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

ここで、委員長及び副委員長の報告を行います。

平成31年度予算等審査特別委員会の正・副委員長については、申し合わせ事項のとおり委員長に副議長の那須富重議員、副委員長に総務厚生常任委員長の園田彦彦議員。

以上のとおりであります。よろしくお願いたします。

なお、特別委員長及び副委員長の任期は今定例会の会期中とします。付託した14件につきましては、平成31年度予算等審査特別委員長は、よろしく御願いたします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

以上で、本日の日程は、全部終了しました。  
本日は、これで散会いたします。

**【事務局長 尾田 靖】**

「一同・起立・礼」・・・・お疲れさまでした・・・・。

(散会：午後 3時26分)

# 平成31年1回美郷町議会定例会会議録（第4日）

平成31年3月15日（金曜日）

◎開会日時 平成31年 3月15日 午後 2時00分 開会

◎散会日時 平成31年 3月15日 午後 2時38分 閉会

## ◎出席議員（11名）

1番	山本 文男君	2番	中嶋奈良雄君
3番	山田恭一郎君	4番	川村 義幸君
5番	川村 嘉彦君	6番	黒田 仁志君
7番	富井 裕瑞君	8番	森田 久寛君
9番	園田 義彦君	10番	那須 富重君
11番	甲斐 秀徳君		

◎欠席議員 な し

◎欠 員 な し

◎会議録署名議員 9番 園田 義彦君 10番 那須 富重君

◎事務局職員氏名 事務局長 尾田 靖君 書記 坂本梨津子君

## ◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	欠席
総務課長	小野 圭一君	税務課長	後藤 充君
企画情報課長	下田 光君	町民生活課長	田原 博文君
健康福祉課長	松本 博君	建設課長	木原 浩一君
農林振興課長	藤本 政春君	教育課長	小田 広美君
地域包括医療局総院長	欠席	地域包括医療局事務長	中田広喜君
南郷支所長	瓶田 哲朗君	北郷支所長	日高 隆一君

◎会議の経過 別紙のとおり

# 平成 31 年第 1 回美郷町議会定例会 議事日程（第 4）

平成 31 年 3 月 15 日  
午後 2 時開議

日程第 1 委員会審査報告（平成 31 年度予算等審査特別委員長報告）

- 議案第 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 19 号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 32 号 平成 31 年度美郷町一般会計予算
- 議案第 33 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 31 年度美郷町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 31 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 31 年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 31 年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算

## 委員長報告、討論、個別採決

日程第 2 委員会審査報告（文教産業常任委員長報告）

- 請願第 1 号 町道 476 号「下の谷中八重線」から、大規模林道に通ずる道路（現作業道）の林道昇格及び整備促進を求める請願書

## 委員長報告、質疑、討論、採決

日程第 3 発委第 2 号 美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例

## 提案理由説明、採決

- 日程第 4 委員会の閉会中の継続審査の件（付託された事件）
- 日程第 5 閉会中の審査等の申し出について（所管事務等）
- 日程第 6 議員派遣について

平成31年第1回定例会

美郷町議会会議録(第4号)

平成31年3月15日

美郷町議会

# 会 議 録

平成 3 1 年 3 月 1 5 日  
午 後 2 時 開 議

## 【事務局長 尾田 靖】

「一同起立・礼」・・・こんにちは・・・御着席ください。

## 【議長 甲斐 秀徳】

改めまして、こんにちは。

平成年号の最後の議会であります。議員の皆様方には最後までめり張りをつけてやっていただきたいというふうに考えております。

それでは、会議を開きます。

## 【議長 甲斐 秀徳】

ただいまの出席議員は 1 1 名であります。

## 【議長 甲斐 秀徳】

金丸地域包括医療局総院長から診療業務のため、欠席の申し出がありましたので、これを受理いたしました。

また、石田隆二会計管理者から家庭の都合による欠席の申し出がありましたので、これを受理しました。

## 【議長 甲斐 秀徳】

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の議事日程表のとおりであります。

## 【議長 甲斐 秀徳】

日程第 1 委員会審査報告を行います。

## 【議長 甲斐 秀徳】

- 議案第 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 9 号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 2 号 平成 3 1 年度美郷町一般会計予算
- 議案第 3 3 号 平成 3 1 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 3 4 号 平成 3 1 年度美郷町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 3 5 号 平成 3 1 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 3 6 号 平成 3 1 年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 3 7 号 平成 3 1 年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 3 8 号 平成 3 1 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算

議案第 39 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算

【議長 甲斐 秀徳】

お諮りします。

議案第 5 号から議案第 9 号、議案第 19 号、議案第 32 号から議案第 39 号までの 14 件について、一括議題とし、本案に対する平成 31 年度予算等審査特別委員長の報告を求めたいと思います。

これに御異議はありませんか。

( 「異議なし」との声あり )

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがいまして、14 件を一括議題とし、委員長の審査報告を求めます。

平成 31 年度予算等審査特別委員長 那須富重議員。

【平成 31 年度予算等審査特別委員長 那須 富重】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

那須富重議員。

【平成 31 年度予算等審査特別委員長 那須 富重】

それでは、私のほうから平成 31 年 3 月 6 日、平成 31 年度予算等審査特別委員会に付託されました議案第 5 号から議案第 9 号までの 5 件、議案第 19 号、議案第 32 号から議案第 39 号までの 8 件の合計 14 件について、会議規則第 77 条の規定に基づき、審査報告を行います。

お手元に配付の委員会審査報告書により、報告いたします。

委員会審査報告書

平成 31 年 3 月 6 日、本委員会に付託された下記の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1. 付託議案

議案第 5 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 6 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 9 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 19 号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第 32 号 平成 31 年度美郷町一般会計予算

議案第 33 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算

議案第 34 号 平成 31 年度美郷町介護保険事業特別会計予算

議案第 35 号 平成 31 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 36 号 平成 31 年度美郷町簡易水道事業特別会計予算

議案第 37 号 平成 31 年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算

議案第38号 平成31年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算  
議案第39号 平成31年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算

## 2. 審査の経過

平成31年3月6日、7日、8日、11日、12日、13日、14日の7日間、本委員会を開催して、副町長、各支所長、各課長、担当係員の出席を求め、各課長等の説明を受けた後、審議を行い、慎重に審査を行った。

## 3. 審査の結果

本委員会に付託された上記議案については、全て原案のとおり可決すべきものと決定した。

## 4. 付記事項

・バス・タクシー利用券交付事業については、利用者の住居位置によって病院や買い物などの必要乗車距離に違いが生じている。

年間1万円の助成という条件だけではこの地域格差は解決できず、利用者への公平な事業になっていない。

また、見直しを行っている町内全体の交通システムにおいても、どこに住んでいても公平に利用できる制度への検討を望む。

次に、口頭での付記として2点ありますので、合わせて報告いたします。

①漁族の保護繁殖を目的に各漁協においてアユやヤマメ等の放流を実施しているが、近年のカワウによる漁業被害により漁獲量の激減がある。早急に具体的なカワウ対策に取り組むことを望む。

②休止となった西郷歯科診療所については、歯科医師の確保に努め早期の再開を望む。

以上で、平成31年度予算等審査特別委員会の審査報告を終わります。

### 【議長 甲斐 秀徳】

委員長報告が終わりました。

### 【議長 甲斐 秀徳】

お諮りします。

14件を一括して質疑を省略し、一括して討論を行いたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

### 【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがって、14件を一括して討論を行うことに決定しました。

### 【議長 甲斐 秀徳】

これから、14件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

( 「討論なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

討論なしと認めます。  
これで、討論を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、議案第5号 公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

この採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。  
それでは、原案について採決します。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議案第5号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。  
したがって、議案第5号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

続きまして、議案第6号 公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

この採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。  
それでは、原案について採決します。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議案第6号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。  
したがって、議案第6号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

続きまして、議案第7号 公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

す。

**【議長 甲斐 秀徳】**

この採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。  
それでは、原案について採決します。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議案第7号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。  
したがいまして、議案第7号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

続きまして、議案第8号 公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

この採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。  
それでは、原案について採決します。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議案第8号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。  
したがいまして、議案第8号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

続きまして、議案第9号 公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

この採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

それでは、原案について採決します。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議案第9号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。

したがいまして、議案第9号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

続きまして、議案第19号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例の採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

それでは、原案について採決します。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議案第19号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。

したがいまして、議案第19号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

続きまして、議案第32号 平成31年度美郷町一般会計予算の採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

それでは、原案について採決します。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議案第32号 平成31年度美郷町一般会計予算は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。

したがいまして、議案第 3 2 号 平成 3 1 年度美郷町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

続きまして、議案第 3 3 号 平成 3 1 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

それでは、原案について採決します。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議案第 3 3 号 平成 3 1 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。

したがいまして、議案第 3 3 号 平成 3 1 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

続きまして、議案第 3 4 号 平成 3 1 年度美郷町介護保険事業特別会計予算の採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

それでは、原案について採決します。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議案第 3 4 号 平成 3 1 年度美郷町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。

したがいまして、議案第 3 4 号 平成 3 1 年度美郷町介護保険事業特別会計予算

は、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

続きまして、議案第35号 平成31年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算の採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

この採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。  
それでは、原案について採決します。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議案第35号 平成31年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。  
したがって、議案第35号 平成31年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

続きまして、議案第36号 平成31年度美郷町簡易水道事業特別会計予算の採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

この採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。  
それでは、原案について採決します。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議案第36号 平成31年度美郷町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。  
したがって、議案第36号 平成31年度美郷町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

続きまして、議案第37号 平成31年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算の採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

この採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。  
それでは、原案について採決します。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議案第37号 平成31年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。  
したがいまして、議案第37号 平成31年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

続きまして、議案第38号 平成31年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算の採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

この採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。  
それでは、原案について採決します。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議案第38号 平成31年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。  
したがいまして、議案第38号 平成31年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

続きまして、議案第39号 平成31年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算の採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

この採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。  
それでは、原案について採決します。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議案第39号 平成31年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。

したがいまして、議案第39号 平成31年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第2 委員会審査報告を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

請願第1号 町道476号「下の谷中八重線」から、大規模林道に通ずる道路（現作業道）の林道昇格及び整備促進を求める請願書についてを議題とします。

このことについて、文教産業常任委員長の報告を求めます。

**【文教産業常任委員長 森田 久寛】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

文教産業常任委員長 森田 久寛議員。

**【文教産業常任委員長 森田 久寛】**

請願審査報告書

1. 件名

請願第1号 町道476号「下の谷中八重線」から、大規模林道に通ずる道路（現作業道）の林道昇格及び整備促進を求める請願書

2. 審査の経過

平成31年3月4日、3月13日、3月14日、本委員会を開催し、慎重に審査を行った。

3. 審査の結果

本委員会としては採択すべきものと決定した。 以上

**【議長 甲斐 秀徳】**

委員長報告が終わりました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案に対する委員長報告は採択であります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

( 「討論なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、請願第1号 町道476号「下の谷中八重線」から、大規模林道に通ずる道路（現作業道）の林道昇格及び整備促進を求める請願についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は採択であります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

お諮りします。  
委員長報告に対する採択でなく、この請願に対して、原案に対して賛成か、反対かを採決します。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。  
したがって、請願第1号 町道476号「下の谷中八重線」から、大規模林道に通ずる道路（現作業道）の林道昇格及び整備促進を求める請願については、採択と決定しました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第3 発委第2号 美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

本案について、議会運営委員長 園田 義彦委員長より提案理由の説明を求めます。

**【議会運営委員長 園田 義彦】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議会運営委員長 園田 義彦議員。

**【議会運営委員長 園田 義彦】**

それでは、発委第2号 美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を行います。

3月6日の本会議におきまして、町長提案の議案第10号 美郷町役場課設置条例の一部を改正する条例が可決され、4月1日から施行されることになりました。これに伴い、美郷町議会委員会条例第2条に規定する常任委員会の所管課の名称に政策推進室、南郷地域課、北郷地域課を追加する改正を行う必要が生じました。

以上の理由により、美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例を、会議規則第14条第3項の規定により、議会運営委員会が提案するものです。

以上で、説明を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

提案理由の説明が終わりました。

この発議は、議会運営委員会の発議でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

発委第2号 美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

起立全員であります。

したがって、発委第2号 美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第4 委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

総務厚生常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続審査の

申し出があります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがいまして、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第5 閉会中の審査等の申し出についてを、議題といたします。

お手元に配布のとおり、議会運営委員長、総務厚生常任委員長、文教産業常任委員長からそれぞれ申し出が提出されております。

**【議長 甲斐 秀徳】**

お諮りします。

会議規則第75条の規定により、閉会中の調査等の申し出がありました。

申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

よって、閉会中の調査・審査等については、申し出のとおり決定しました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第6 議員派遣についてを議題といたします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

会議規則第129条第1項の規定により、議員を派遣しようとするときは、「議会の議決でこれを決定する」となっております。

本定例会以降、平成31年6月までの議会を代表する各種委員会につきましては、お手元に配布しました名簿のとおり選任したいと思います。

なお、日時、場所等については、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがいまして、議会を代表する各種委員は、別紙のとおり選任することに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

ここで、町長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、貴重な時間をおかりまして3月定例会のお礼を一言、申し上げます。

この定例会で41件の議案を提出させていただきました。3月4日から本日までの12日間の日程で慎重に審議いただき感謝を申し上げます。

議案第10号美郷町課設置条例の一部を改正する条例につきましては、議会、区長会、町政懇談会及び住民説明会等々で説明してきました。再編についての御理解をいただき可決をいただきましたことにつきましては、今後につながり感謝を申し上げます。

また、議案第16号 美郷町債権管理条例についてであります。総務厚生常任委員会、その後、連合審査、そして継続審査ということになりました。このことは真摯に受けとめていきたいと思っております。

また、付記事項1件、口頭による付記が2件ありますので、そのことにつきましても真摯に対応していきたいと、そのように思うところであります。

昨年、3月定例会におきまして次のようなことを言いました。

「私にとりまして初めての定例会であり、自分を評価しますと40点くらいと思っております。この評価を高めるべき日々、精進してまいりますので、議員各位におかれましては御指導、御鞭撻を賜りますようお願いいたします。二元代表制の地方自治でありますので、住民福祉の向上のために両輪が休むことなくしっかりと議論してまいりたいと考えます」と述べました。初心に戻り、町民の福祉の向上を図るべき精進をいたします。

平成31年度体制への内示をいたしました。異動につきましては、現時点で町の抱えている課題に対応すべき異動であること。基本3年以上の職員を対象としたこと。今後の職員体制も考慮し、また若い職員はできるだけ育てることを考えて異動を行いました。

限られた職員で迅速かつ柔軟な政策実現に向けた体制が整うと考えています。これからも議員各位の御理解をいただき、町政運営を熟慮しながら遂行してまいりますので、昨年に倍して御高配を賜りますれば幸いです。

この場で言うことではないかもしれませんが、小野総務課長が今年度で退職をいたします。行政の要として前尾畑町長を2年間、私を1年間支えていただきました。おかげで順調な議会対応ができましたことに感謝を申し上げます。

「世の中にたえて桜のなかりせば、春の心はのどけからまし」やがて桜も咲く時期であります。春の息吹を感じるきょうこのごろであります。この息吹のように議会のさらなる発展と議員各位の御健勝を御祈念申し上げまして、お礼の言葉とい

たします。

ありがとうございました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議長といたしまして、一言、お礼を申し上げます。

閉会に当たりまして挨拶を申し上げたいと思います。

平成31年第1回美郷町議会定例会の閉会に当たり、議長として、一言、御挨拶を申し上げます。

さて、3月4日から12日間という長丁場でしたが、今定例会は、予算等審査特別委員会をはじめ、各種常任委員会、各特別委員会と非常に忙しい3月議会でありました。

執行部の皆様には、審議の過程で、詳細な説明や質疑への対応など真摯に対応いただきました。改めまして皆様へ感謝を申し上げたいと思います。

来年度の予算が決まり、組織機構の再編も行われることになりました。いろいろな動きが出てくるでしょう。しかし、基本的なところは、やはり住民の福祉の向上につながる動きだろうと考えます。

議会は、地方公共団体の意思を決定する機関であります。住民に対する行政サービス提供の最終決定者であります。議会と執行部は、ある意味けん制し合いながら、また、お互いに知恵を出し合い協調しながらという、お互いの立ち位置があります。

議会としても、今後、議会改革に積極的に取り組み、議会力・議員力を上げながら、住民に寄り添った議会を目指して活動していきたいと考えています。

議員各位におかれましても、本定例会での審査の結果はもちろんです。議会の過程なども含め、地域へ帰り住民の皆さんへ説明をお願いしたいと考えております。

以上、簡単ですが、平成31年第1回美郷町議会定例会の終わりに当たって、私からの御挨拶とさせていただきます。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、平成31年第1回美郷町議会定例会を閉会いたします。

**【事務局長 尾田 靖】**

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(閉会：午後 2時38分)